

厚生労働省

平成 28 年度障害者総合福祉推進事業

保育所等訪問支援の効果的な  
実施等に関する調査研究

報 告 書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 全国児童発達支援協議会

# 目 次

第1部 調査研究の概要	
I 研究目的	3
II 本研究の構成	3
III 研究のまとめ方	4
IV 研究実施の体制	4
第2部 調査研究	
I 調査結果	
A 調査1（国保連データ分析）	7
B 調査2（広域実態調査）	14
C 調査3（事業所ヒアリング調査）	35
D 調査4（事業所タイムスタディ調査）	83
E 調査5（行政ヒアリング調査）	91
F 調査6（訪問先調査）	97
II 総合考察	108
III 提言	113
IV 資料	116
第3部 手引書	
はじめに	1
目次	3
第1章 理論編	5
第2章 スタートアップ編	
I 開設準備【ステップ1】	16
II 開設後～地域にまだ保育所等訪問支援が浸透していない段階【ステップ2】	24
III 地域に保育所等訪問支援が認識され、本格的に展開する段階【ステップ3】	27
第3章 実践編	29
第4章 事例集	
I 知的障害を伴う自閉症スペクトラムAさんの支援	45
II 自傷行為・他害のある自閉症スペクトラムBさんの支援	50
III 保育園に通う重度重複障害児への支援	56
IV 通常学級において、離室や授業の妨げとなる行動の多さに対応した事例	60
第5章 各種様式例	64

# 第 1 部

## 調査研究の概要

## I 研究目的

保育所等訪問支援は、障害のある子どものインクルージョンを推進するための事業として平成24年度に改正児童福祉法により創設された障害児通所支援事業の一類型である。わが国初の保護者の申請により個別給付という形で提供される訪問型事業である。本事業の登場により、これまで保護者の就労等、何らかの事情で発達支援機関へ通所することができなかつた子どもに対して専門的支援を受けられるようになることが期待されるとともに、発達支援機関で支援を受けた子どもが保育所や学校等に円滑に移行でき、また、障害のない子どもたちと「ともに育ち、学ぶ」ことができるよう本人及び環境に働きかける実践的な事業である。

このように、保育所等訪問支援はインクルージョンを推進する未来型の支援として期待され登場した。厚生労働省では、平成24年度の事業創設以降通知文を発出し、児童発達支援センターには「地域支援」で取り組むべき事業として明文化するとともに、支援の高度専門性を認め平成27年度報酬改定では「訪問支援特別加算」を新設し報酬上の評価を行う等した。しかし、利用者及び事業所数は増加しているものの、児童発達支援事業（センターを含む）や放課後等デイサービスの急増に比べ遅々としている状況が続いており、一層の普及・促進を図る必要がある。

そこで、本研究では以下の視点で調査研究を行い、保育所等訪問支援の普及・促進に寄与することを目的とする。成果物として、手引書を作成する。

- ① 保育所等訪問支援の実態を把握すること
- ② 保育所等訪問支援の普及を阻害している要因と促進している要因を推察すること
- ③ 関係事業、類似事業との関係を再整理すること
- ④ 普及・促進に向けた具体的方策を検討すること

## II 本研究の構成

本研究は、上記研究目的を達成するため5つの調査研究から構成された。

### A 調査1【国保連データ】

国保連データによる保育所等訪問支援の取り組み状況の把握（利用者数及び事業所数の推移、都道府県格差）

### B 調査2【広域調査】

全国児童発達支援協議会（以下CDS）加盟事業所（保育所等訪問支援の実施の有無を問わず）を対象とした質問紙調査による実態把握と阻害要因の分析

### C 調査3【抽出調査①：事業所ヒアリング調査】

CDS加盟事業所から任意抽出した保育所等訪問支援事業所へのヒアリング調査による支援の実際に関する実態把握と好事例の分析

### D 調査4【抽出調査②：事業所タイムスタディ調査】

CDS加盟事業所から任意抽出した保育所等訪問支援事業所へのタイムスタディ調査による業務量の把握

## **E 調査5【抽出調査③：市町村行政ヒアリング調査】**

市町村へのヒアリング調査による保育所等訪問支援の普及に向けた行政の役割に関する分析

## **F 調査6【抽出調査④：訪問先調査】**

訪問先の機関（保育所や学校）を対象とした質問紙調査による保育所等訪問支援の評価及び課題の分析

## **III 結果のまとめ方**

上記調査の実施方法及び結果・考察については調査ごとに示すこととする。その上で、全体考察として保育所等訪問支援の普及に関する課題を分析し、全国展開するための改善点等について提言する。

研究結果を基に、事業の立ち上げ及び適切な運営を推進するための具体的な対応が書かれた「手引書」を作成する。なお、事業普及には市町村内の他部署への働きかけやネットワーク構築など行政の果たすべき役割は重要かつ大きいため、手引書作成にあたっては行政の役割についても明記するものとする。

## **IV 研究実施の体制**

### **1 調査事業担当・事務局**

責任者 光真坊 浩史（江東区こども発達センター 園長）  
担当者 橋本 伸子（富山恵光学園 園長）  
酒井 康年（うめだ・あけぼの学園 地域支援部長）  
事務局 岸 良至（一般社団法人 わ・Wa・わ 理事長）  
川島 慶和

### **2 検討委員会**

柏女 霊峰（淑徳大学社会福祉学部教授）  
加藤 正仁（うめだ・あけぼの学園園長）  
宮田 広善（姫路聖マリア病院）  
米山 明（心身障害児医療療育センター）  
山根 希代子（広島市西部こども療育センター）

### **3 オブザーバー**

小島 裕司（厚生労働省 障害児・発達障害支援室 室長補佐）  
伊藤 和也（厚生労働省 障害児・発達障害者支援室 障害児支援専門官）

#### 4 会議・検討会開催状況

##### (1) 検討委員会

① 第1回検討委員会

平成28年9月11日(日) 東京八重洲ホール

② 第2回検討委員会

平成28年12月11日(日) 東京八重洲ホール

③ 第3回検討委員会

平成29年2月26日(日) 東京八重洲ホール

##### (2) 事業担当者会議

① 第1回事業担当者会議

平成28年8月7日(日) 東京 新橋汐留ロマイスペース

② 第2回事業担当者会議

平成28年9月11日(日) 東京 東京八重洲ホール

③ 第3回事業担当者会議

平成28年10月22日(日) 東京 八重洲北口貸会議室

④ 第4回事業担当者会議

平成28年11月28日(金) 広島 広島医師会館

⑤ 第5回事業担当者会議

平成28年12月11日(日) 東京 東京八重洲ホール

⑥ 第6回事業担当者会議

平成29年1月29日(日) 東京 東京八重洲ホール

⑦ 第7回事業担当者会議

平成29年2月26日(日) 東京 東京八重洲ホール

⑧ 第8回事業担当者会議

平成29年3月19(日) 20日(月) 大阪 kokoPlaza コロナホテル

## 第 2 部

# 調 査 研 究 報 告

## I 調査結果

### A 調査 1【国保連データの分析】

#### 1 研究目的

保育所等訪問支援を実施している全国の事業所数及びその利用者数の推移から本事業の進展状況を明らかにするとともに、都道府県ごとの取り組みの違いについて把握することを目的とする。

#### 2 調査方法

##### (1) 調査対象

全国の保育所等訪問支援事業所から国保連に給付費請求があった月ごとの件数を集計した資料（以下、「国保連データ」という）から分析を行った。

なお、国保連データは公表できる範囲内で厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から提供を受けた。

##### (2) 調査対象期間

平成 27 年 4 月～平成 28 年 10 月

##### (3) 分析方法

- ① 請求を行った事業所（以下、「請求事業所」という）数及び請求対象となった実利用者数の月次推移から、
  - ア) 保育所等訪問支援の量的な進展状況を把握する。
  - イ) 月ごとの実利用者数の変動（年度内変動）を把握する。
- ② 事業所数と利用者数から、1 事業所あたりの利用者数の平均を推測する。
- ③ 都道府県による取り組み状況の量的差異を把握する。

#### 3 結果

##### (1) 保育所等訪問支援の請求事業所数の推移

保育所等訪問支援の請求事業所数の月次推移は、表 1 のとおりである。なお、請求事業所数とは、指定されている事業数ではなく、その月に国保連に請求のあった事業所数をいう。

年度の始めや終わり、長期休暇がある月は利用が減少するため、各月の請求事業所数を平成 27 年度と 28 年度とで比較したところ、図 1, 2 のとおり、全ての月において平成 28 年度が平成 27 年度を上回っていた。増加率が最も高いのは 4 月で平成 27 年同月比 1.43 倍の増加が見られた。なお、請求事業所数の最大は平成 28 年 10 月の 499 か所（前年同月比 1.16 倍増）であった。

表1 平成27年4月～平成28年10月までの全国の事業者数の推移

	平成27年度												平成28年度								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
事業者数	261	357	394	410	318	425	432	429	422	421	441	412	344	432	474	495	368	493	499		
													前年同月比		1.32倍	1.21倍	1.20倍	1.21倍	1.16倍	1.16倍	1.16倍

【出典：厚生労働省障害福祉課（国保連データ）】

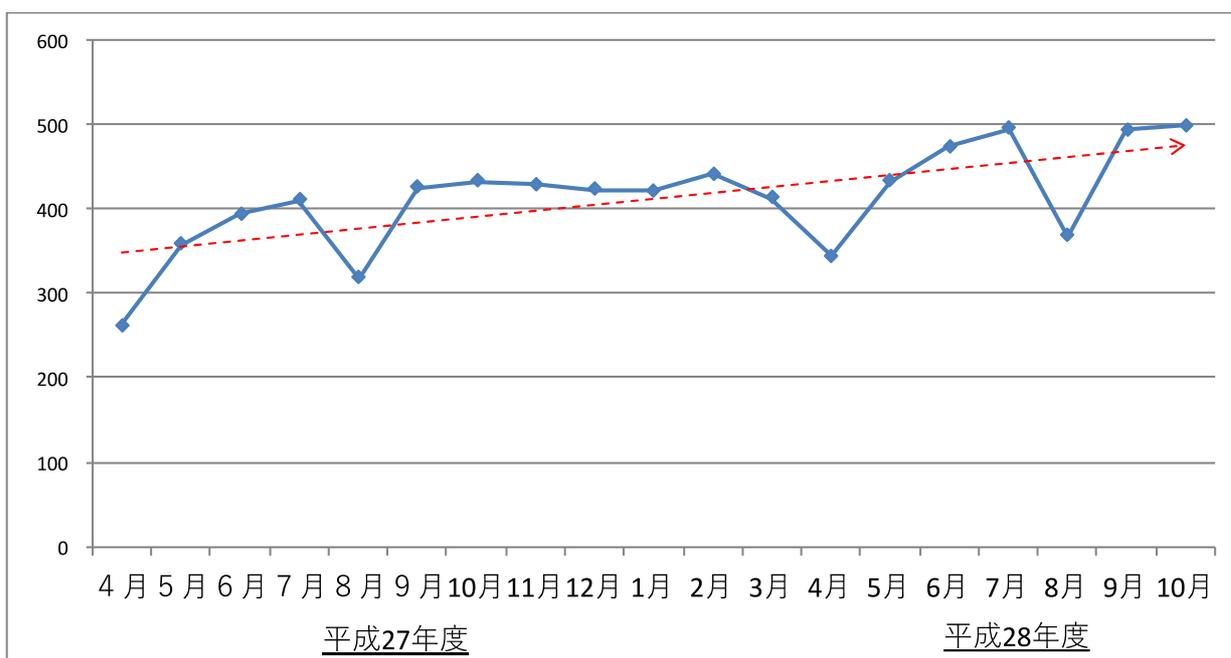


図1 平成27年4月～平成28年10月までの全国の事業者数の月次推移

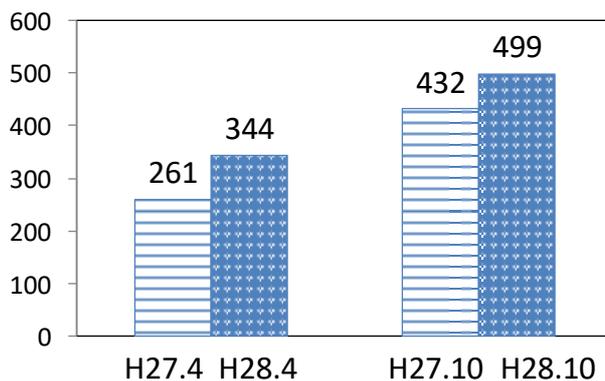


図2 4月と10月時における事業者数の年度比較

## (2) 保育所等訪問支援の実利用者数の推移

保育所等訪問支援を利用している実利用者数の月次推移は、表2のとおりである。なお、実利用者数とは、支給決定されている利用者数ではなく、実際に保育所等訪問支援を利用し国保連に請求のあった児童数をいう。

各月の実利用者数を平成27年度と28年度とで比較したところ、全ての月において平成28年度が平成27年度を上回っていた。増加率が最も高かったのは4月で、平成28年実績は平成27年同月に比べ1.43倍に増加しており、4～10月の合計数においても1.34倍に増加していた。

表2 平成27年4月～平成28年10月までの全国の利用者数の推移

	平成27年度													平成28年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
利用者数	1,225	2,081	2,714	2,406	1,319	2,544	2,636	2,631	2,400	2,245	2,749	2,358	27,308	1,755	2,886	3,530	3,210	1,789	3,480	3,390	20,040
	前年同月比													1.43倍	1.39倍	1.30倍	1.33倍	1.36倍	1.37倍	1.29倍	1.34倍

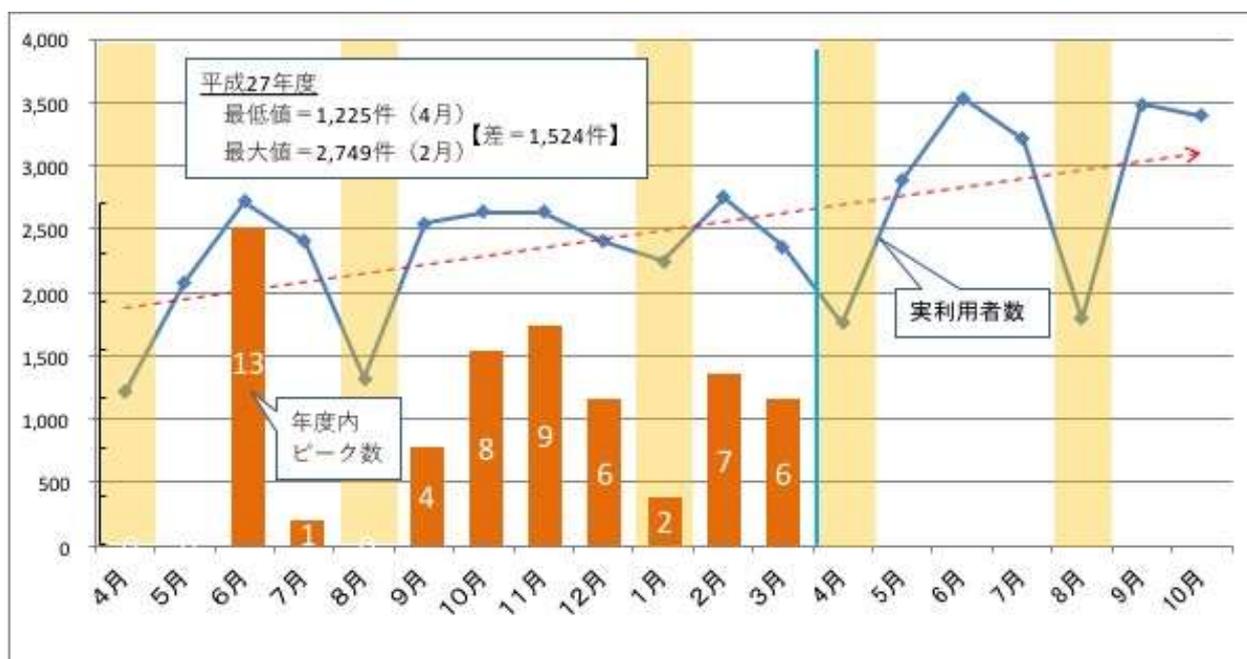


図3 利用者数の推移

平成27年度の月次推移をみると、年度当初の4月及び夏季休暇中の8月が極端に低く、逆に6月及び2月が高かった。最大値の2,749件(2月)と最小値の1,225件(4月)の差は1,524件で、2.24倍の開きがあった。これは、平成28年度10月までの推移をみても同様の傾向が窺えた。なお、各都道府県の平成27年度内におけるピーク月(最も実績の多い月をいう。同数の月があった場合はすべてをピークとした。)でみると、6月がピークとなっている都道府県が多かった。

(3) 1事業所あたりの実利用者数の実態

1事業所あたりの実利用者数の推計（当該月における全国の利用者数÷全国の事業所数）は、平成27年度で5.78人（4.15人～6.89人）、平成28年度で6.45人（4.86人～7.45人）だった。保育所等訪問支援に取り組む事業所は前述のように増加している中、1事業所が訪問支援している対象児も増加している。

表3 平成27年4月～平成28年10月までの1事業所あたりの実利用者数の推移

	平成27年度													平成28年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
1事業所あた	4.69	5.83	6.89	5.87	4.15	5.99	6.10	6.13	5.69	5.33	6.23	5.72	5.78	5.10	6.68	7.45	6.48	4.86	7.06	6.79	6.45

(4) 都道府県の請求事業所数及び実利用者数

都道府県ごとの請求事業所数及び実利用者数の推移は、表4及び表5のとおりである。

平成28年10月でみると、請求事業所数が最も多いのは北海道の45か所、次いで大阪府の42か所、兵庫県の30か所だった。また、実利用者数が最も多いのは、大阪府の302人、次いで福岡県の244人、北海道の235人だった。平成27年度合計数でも、大阪府（2,487人）、福岡県（1,917人）、北海道（1,762人）の順で多かった。

一方で、平成28年10月において請求事業所数が最も少ないのは、秋田県、山形県、茨城県、新潟県、奈良県、佐賀県の2か所で、実利用者数が最も少ないのは新潟県及び奈良県の5人だった。

平成28年10月の0～14歳の人口（平成28年10月1日時点の総務省統計局公表の人口推計：5歳区分だったため14歳までとした。）1万人あたりの実利用者数をみると、鹿児島県が最も多く（9.50人）、次いで山梨県（6.37人）、熊本県（5.64人）、滋賀県（5.17人）の順だった。一方、少なかったのは同様に新潟県（0.18人）、奈良県（0.29人）だった。

表4 平成27年4月～平成28年10月までの都道府県ごとの請求事業所数の推移

	平成27年度												平成28年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
北海道	20	26	27	29	29	36	38	36	39	36	37	36	32	39	42	42	41	41	45	
青森県	2	3	4	3	4	4	4	4	5	5	6	4	3	3	4	6	5	5	4	
岩手県	4	4	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5	3	3	6	5	4	5	5	
宮城県	2	4	4	5	4	5	6	4	5	5	6	6	5	6	6	7	6	7	7	
秋田県	2	3	3	3	4	2	3	3	3	3	3	4	3	3	2	3	2	2	2	
山形県	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
福島県	5	6	6	9	6	5	8	7	8	10	10	8	8	9	9	9	6	8	8	
茨城県	2	4	4	4	4	4	6	5	4	5	3	2	2	2	3	4	3	4	2	
栃木県	2	3	3	3	1	4	5	5	4	4	4	4	2	4	5	4	2	5	6	
群馬県	3	3	4	5	1	4	5	4	3	3	4	3	4	6	5	6	4	6	6	
埼玉県	8	15	15	15	14	17	19	18	16	19	19	19	13	20	21	22	14	21	20	
千葉県	6	10	14	18	11	16	17	19	18	19	19	20	10	16	19	18	10	18	22	
東京都	8	8	8	8	7	8	9	9	7	9	10	8	6	8	9	12	9	13	15	
神奈川県	11	15	18	17	11	19	17	19	16	15	16	16	15	16	17	18	10	17	16	
新潟県	0	1	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	2	2	
富山県	3	3	4	5	5	5	5	6	5	5	5	3	5	5	5	5	4	4	4	
石川県	2	4	2	4	2	3	3	2	2	2	3	3	1	3	4	3	3	4	3	
福井県	7	7	7	8	5	8	8	6	7	7	8	6	6	6	7	7	5	9	6	
山梨県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
長野県	6	9	8	8	8	9	8	8	9	8	9	6	6	9	7	9	8	9	7	
岐阜県	6	8	9	8	8	8	8	11	9	10	10	10	7	11	10	14	10	12	10	
静岡県	11	15	17	16	11	17	18	16	16	15	18	16	13	16	17	16	12	19	16	
愛知県	7	15	15	17	11	18	18	15	14	14	17	15	14	14	14	18	11	17	17	
三重県	2	3	3	3	2	3	3	3	2	3	3	3	2	3	4	4	2	2	4	
滋賀県	6	8	9	9	8	8	9	10	10	10	10	10	8	9	10	11	10	12	10	
京都府	2	8	9	8	7	8	9	9	10	8	11	10	2	9	8	10	7	7	7	
大阪府	26	33	36	37	29	36	37	37	42	39	40	32	29	34	41	40	26	40	42	
兵庫県	17	19	24	26	19	26	25	26	25	18	21	17	17	24	27	29	21	28	30	
奈良県	1	2	2	2	1	1	2	1	0	2	2	1	1	0	0	0	1	1	2	
和歌山県	4	4	5	5	3	5	5	2	5	6	5	5	6	7	6	8	5	5	7	
鳥取県	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	3	3	
島根県	8	7	9	8	9	9	7	8	8	8	10	8	7	9	10	7	9	8	8	
岡山県	4	7	9	7	5	8	9	8	7	8	9	8	8	9	10	9	6	11	12	
広島県	9	12	14	15	12	16	14	13	14	15	14	15	9	15	15	19	13	15	17	
山口県	2	5	4	4	4	5	4	6	5	4	5	5	5	7	8	6	5	8	6	
徳島県	5	6	6	6	5	6	6	6	5	5	6	6	5	7	7	6	7	7	7	
香川県	2	3	2	3	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	
愛媛県	4	4	3	4	2	3	3	4	4	4	4	4	2	4	4	4	2	4	4	
高知県	2	3	4	3	2	5	3	3	3	5	5	4	4	3	4	5	4	5	5	
福岡県	12	18	21	20	16	19	18	20	20	19	18	16	16	19	22	23	17	22	23	
佐賀県	2	2	2	1	0	2	1	3	1	2	1	1	1	2	1	2	0	2	2	
長崎県	3	5	6	7	4	6	8	6	5	6	5	6	6	6	7	7	6	8	8	
熊本県	10	13	12	14	9	15	13	14	13	12	14	15	8	12	16	19	14	18	19	
大分県	3	5	7	7	3	10	9	10	8	9	9	9	8	8	8	9	5	9	9	
宮崎県	5	5	6	5	5	7	6	5	8	6	7	9	8	7	10	10	7	7	8	
鹿児島県	8	11	15	16	10	14	17	18	17	17	15	18	15	20	23	19	14	29	28	
沖縄県	1	1	1	1	2	3	3	2	3	3	3	3	5	5	6	6	4	6	6	
計	261	357	394	410	318	425	432	429	422	421	441	412	344	432	474	495	368	493	499	

表5 平成27年4月～平成28年10月までの都道府県ごとの実利用者数の推移

	平成27年度													平成28年度										0～14歳 1万人あたり
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計			
北海道	75	107	129	136	118	154	173	178	179	162	196	155	1,762	115	140	190	192	162	201	235	1,235	3.86		
青森県	3	6	9	5	6	7	10	11	11	12	11	15	106	5	5	7	9	8	10	11	55	0.74		
岩手県	42	40	56	37	18	48	41	50	34	13	43	63	485	46	68	65	40	33	46	38	336	2.52		
宮城県	4	9	20	21	12	19	23	17	23	15	23	19	205	15	21	28	27	11	40	32	174	1.11		
秋田県	13	18	18	17	7	18	17	21	11	17	19	8	184	11	16	15	10	8	13	13	86	1.23		
山形県	3	3	3	5	5	5	6	6	6	5	5	5	57	5	6	5	6	4	6	6	38	0.44		
福島県	19	27	31	37	15	28	23	32	35	17	48	23	335	14	45	50	50	17	19	33	228	1.43		
茨城県	9	15	8	17	8	21	19	14	21	17	15	8	172	13	15	25	24	13	15	11	116	0.30		
栃木県	9	9	24	16	7	11	18	13	11	13	14	12	157	6	21	18	11	4	16	21	97	0.83		
群馬県	4	8	8	12	1	15	22	25	21	19	19	20	174	13	27	20	21	5	36	22	144	0.88		
埼玉県	25	73	111	91	42	109	95	97	90	97	113	78	1,021	38	80	114	98	40	133	89	592	0.97		
千葉県	31	44	75	76	44	77	73	86	76	97	91	99	865	30	89	100	84	46	101	94	544	1.23		
東京都	49	108	141	112	45	112	158	121	96	97	140	95	1,274	56	132	158	141	88	181	160	916	1.05		
神奈川県	35	64	90	76	48	80	71	88	69	65	82	77	845	52	64	78	90	39	82	75	480	0.66		
新潟県	0	1	3	4	2	5	4	5	6	3	6	4	43	4	6	4	7	6	9	5	41	0.18		
富山県	15	9	6	9	9	8	21	13	10	10	19	13	142	13	28	12	17	13	23	18	124	1.40		
石川県	4	15	7	10	5	11	13	9	6	11	10	6	107	1	13	11	9	3	11	11	59	0.74		
福井県	22	41	46	48	38	54	48	62	42	49	44	52	546	39	58	76	67	34	63	43	380	4.17		
山梨県	42	43	52	54	42	56	61	57	61	60	62	66	656	39	56	50	55	34	54	65	353	6.37		
長野県	25	42	45	39	34	38	32	34	29	35	35	23	411	24	42	45	44	25	47	42	269	1.56		
岐阜県	31	82	74	50	54	61	64	76	71	51	76	53	743	35	85	95	81	51	101	75	523	2.80		
静岡県	87	157	189	166	87	153	174	175	126	155	158	121	1,743	101	176	223	189	95	189	197	1,166	4.11		
愛知県	30	79	114	119	73	148	128	129	98	95	123	91	1,227	108	136	177	169	102	203	157	1,052	1.53		
三重県	8	38	58	25	8	34	17	13	9	19	35	13	277	3	27	48	34	8	34	35	189	1.50		
滋賀県	30	67	79	75	45	79	88	100	99	94	97	91	944	90	101	111	100	65	116	105	688	5.17		
京都府	3	15	43	35	12	18	37	25	28	33	46	28	323	5	19	59	46	20	25	24	198	0.76		
大阪府	129	177	246	223	120	234	230	237	226	215	234	216	2,487	183	248	320	270	129	296	302	1,748	2.75		
兵庫県	51	105	141	115	43	112	114	110	105	77	111	90	1,174	51	137	144	115	54	150	154	805	2.17		
奈良県	2	4	2	4	3	1	4	2	0	3	3	1	29	2	0	2	0	3	1	5	13	0.29		
和歌山県	8	28	35	17	5	16	17	9	23	15	22	23	218	8	28	27	32	9	20	27	151	2.31		
鳥取県	4	13	19	20	15	21	13	11	17	14	25	26	198	14	15	27	24	15	23	22	140	2.97		
島根県	21	28	50	36	27	36	30	32	33	31	38	29	391	18	37	38	33	28	37	38	229	4.37		
岡山県	23	26	38	39	24	50	55	58	54	49	56	57	529	60	81	106	77	48	106	118	596	4.72		
広島県	23	67	77	56	26	68	69	64	62	60	76	67	715	38	87	68	79	45	93	81	491	2.15		
山口県	8	13	10	14	10	16	17	25	23	21	25	25	207	23	36	43	25	23	35	27	212	1.59		
徳島県	37	45	70	66	40	58	53	43	45	44	44	41	586	23	52	63	51	33	37	37	296	4.20		
香川県	14	24	23	21	12	24	19	21	23	25	22	21	249	17	23	27	27	10	22	27	153	2.18		
愛媛県	6	9	15	10	6	17	10	14	11	11	11	10	130	3	11	12	8	2	11	10	57	0.59		
高知県	9	9	13	7	6	20	14	19	14	23	16	21	171	14	22	21	18	15	28	37	155	4.40		
福岡県	80	145	193	170	76	187	205	207	165	128	207	154	1,917	137	229	279	250	120	263	244	1,522	3.60		
佐賀県	2	6	7	3	0	10	7	9	8	6	4	9	71	7	17	18	19	1	23	20	105	1.71		
長崎県	24	32	48	33	14	38	57	38	41	29	37	49	440	38	44	51	51	32	55	57	328	3.20		
熊本県	73	92	125	127	38	109	98	93	99	83	110	102	1,149	32	54	142	172	88	133	136	757	5.64		
大分県	8	18	32	23	5	38	31	43	33	37	35	38	341	23	45	65	52	12	61	61	319	4.15		
宮崎県	33	37	46	42	25	42	39	38	43	33	43	36	457	49	56	63	64	42	65	64	403	4.27		
鹿児島県	48	77	76	81	34	67	102	90	87	74	88	88	912	96	137	157	145	81	163	211	990	9.50		
沖縄県	4	6	9	7	5	11	16	11	20	6	12	17	124	38	51	73	77	65	88	95	487	3.83		
合計	1,223	2,081	2,714	2,406	1,319	2,544	2,636	2,631	2,400	2,245	2,749	2,358	27,308	1,753	2,886	3,530	3,210	1,789	3,480	3,390	20,041	2.13		

※「人口比」とは、H28.10.1現在の0～14歳の人口（総務省統計局推計）1万人あたりの実利用者数をいう。

## 4 考察

### (1) 保育所等訪問支援の請求事業所数及び実利用者数は増加しているが、普及は十分ではない

保育所等訪問支援を行う請求事業所数及びその実利用者数は、年度内変動はあるものの増加していると言えるだろう。ただし、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業者数及びその利用者数が急増している実態に比べ、その増加は緩やかであるのは否めない。児童発達支援事業（センターを除く）や放課後等デイサービスが指導員の資格要件がないなど新規参入のハードルが低いのに比べ、保育所等訪問支援は豊富な療育経験を有するベテラン職員を訪問支援員として配属しなければならないこと、訪問先での綿密なアセスメントを行わなければならないこと、訪問先と訪問日時の調整や保護者との連携・報告などで手間暇かかること、手間がかかる割には報酬が低いことなど、保育所等訪問支援特有の要因が絡み合って本事業が広がらない要因になっているものと推測される（この点については、調査2以降で検証する）。

### (2) 年度内変動による給付費収入の不安定さが生じている

厚生労働省から国保連データの提供を受け、実績を月ごとに整理したところ、4月及び8月にピーク時の半数以下にまで利用が落ち込むなど年度内変動が生じていることがわかった。

これは、4月は年度開始月であり、訪問先においては新規入園児や進級児への対応などに追われ訪問支援員を受け入れる余裕がないこと、保育所等訪問支援事業所においても利用児が新しい環境に移行（進学や進級、クラス替え等）するのに合わせ、新たなアセスメントや環境調整を整える必要とするためではないかと考えられる。また、8月の利用の落ち込みは幼稚園や学校などが夏季休暇中であることが大きな要因だろう。

年度内変動があるということは、安定して給付費を得られないということであり、常勤専任の訪問支援員を配置できなかつたり、専門性の高い人材を非常勤であっても確保しにくかつたりなど、本事業を安定して運営できないという大きな問題を孕んでいると言えるだろう。

### (3) 保育所等訪問支援の取り組みに都道府県格差が生じている

保育所等訪問支援に積極的に取り組んでいる自治体がある一方で、消極的な自治体もあり、その取り組み実態には都道府県格差がみられる。総じて、「西高東低」の様相を示している。

都道府県に格差があるということは、市町村間にも取り組みに差が生じているとみるのが妥当だろう。積極的な地域においては、行政と連携しながら積極的に取り組もうしている保育所等訪問支援事業所が地域にあること、市町村行政もインクルージョンの実現するための重要な事業であることを認識し、円滑に訪問支援ができるよう子ども子育て支援担当部局や教育委員会に積極的に事業周知や働きかけを行っていることと推測される（この点については、調査6において検証する）。

## **B 調査2【広域調査：実態調査】**

### **1 研究目的**

一般社団法人全国児童発達支援協議会（CDS-Japan）に加盟する事業所に対し質問紙法により調査することにより、保育所等訪問支援の実施実態及び未実施の場合の理由を明らかにすることを目的とする。

### **2 調査方法**

#### **（1）調査対象**

CDS-Japan 加盟の障害児通所支援事業所 467 か所（未実施・未指定の事業所を含む）。

なお、本調査は CDS-Japan が毎年実施している実態調査（「本体調査」という。）に合わせ、保育所等訪問支援に関する実態調査として別に調査票を作成し実施した。

#### **（2）調査期間及び回収方法**

平成 28 年 11 月 15 日に CDS-Japan の加盟事業所に配布し、12 月 15 日までに郵送で回答するよう依頼した。

#### **（3）調査項目**

毎年 CDS-Japan が実施している実態調査の項目に加え、厚生労働省科学研究費補助金障害者対策研究事業「障害児支援の現状分析と質の向上に関する研究」（平成 27 年度）（研究代表者：小澤温）の質問項目を参考に作成した（「IV 資料」を参照）。

#### **（4）分析方法**

- ① 指定を受けた理由および指定を受けてない理由、実施するために整備すべき事項から保育所等訪問支援を実施するための条件を明らかにする。
- ② 保育所等訪問支援の実施実態を明らかにする。

### **3 結果**

#### **（1）回収率**

本体調査において有効回答のあった 303 施設（回収率 64.9%）のうち、別冊の保育所等訪問支援に関する実態調査に協力をいただけたのは 181 か所であった。その内訳は、保育所等訪問支援の指定を受けている事業所が 134 か所（指定を受けているが未実施の 28 か所を含む）、未指定の事業所 47 か所であった。

#### **（2）内容**

##### **① 実施状況について**

事業所が保育所等訪問支援の指定を受け、実際に実施していたのは、106 か所（59%）であった。一方、指定をうけているものの、実施できていない実態も確認された（28 件（15%））。

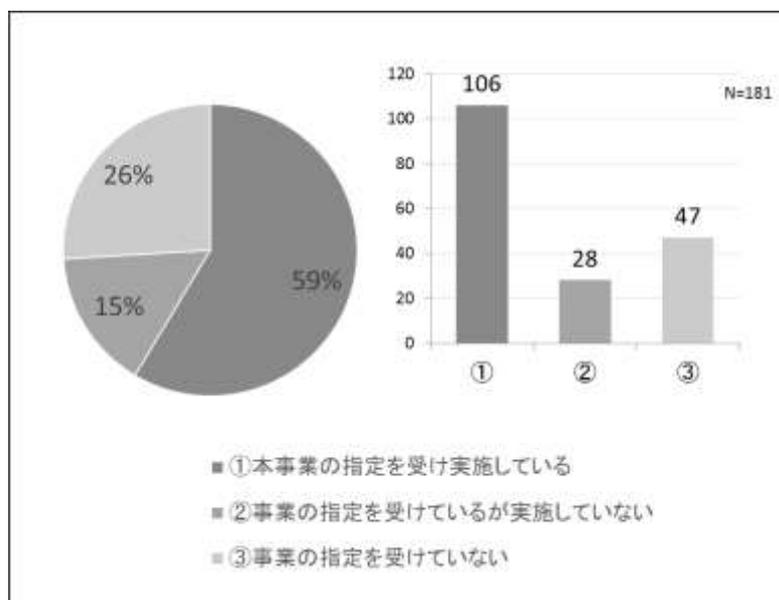


図4 事業所における保育所等訪問支援の実施状況

② 指定を受けた理由について

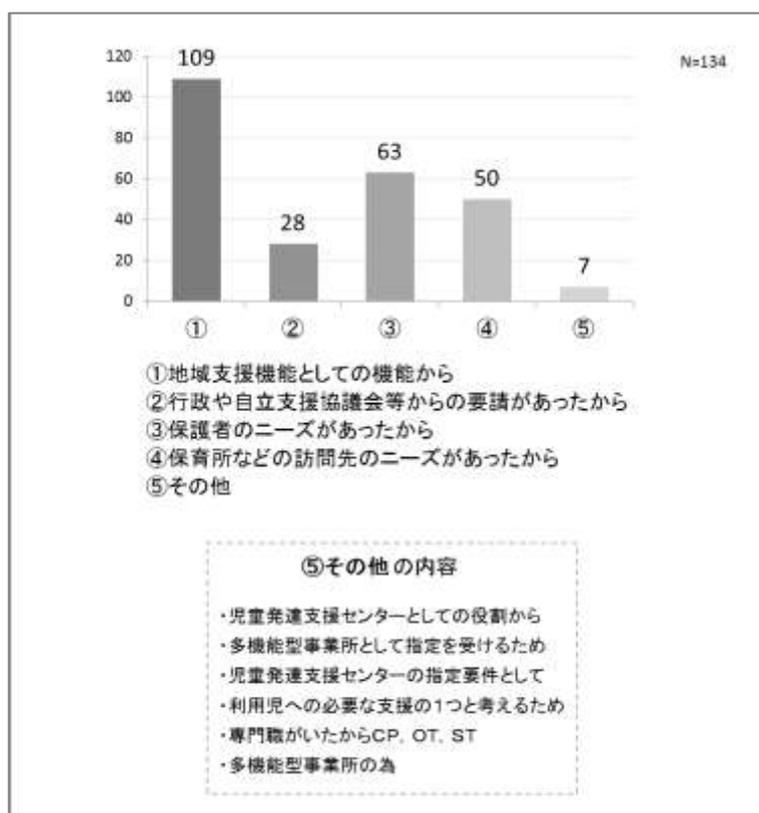


図5 指定を受けた理由【複数回答あり】

保育所等訪問支援の指定を受けた理由について、109事業所（83.2%）が地域支援機能としての必要性を認識したことをあげている。行政や地域（自立支援）協議会等からの要請があつて指

定を受けた事業所が 28 件 (20.9%)、保護者のニーズがあつてが 63 件 (47.0%)、訪問先施設である保育所などからニーズがあつてが 50 件 (37.3%) であった。児童発達支援センターの役割や機能、必要性を認識して実施している実態が明らかになった。その他、専門職が配置されていたからなどのその他の内容も回答されていた。

### ③ 未指定または未実施の理由について

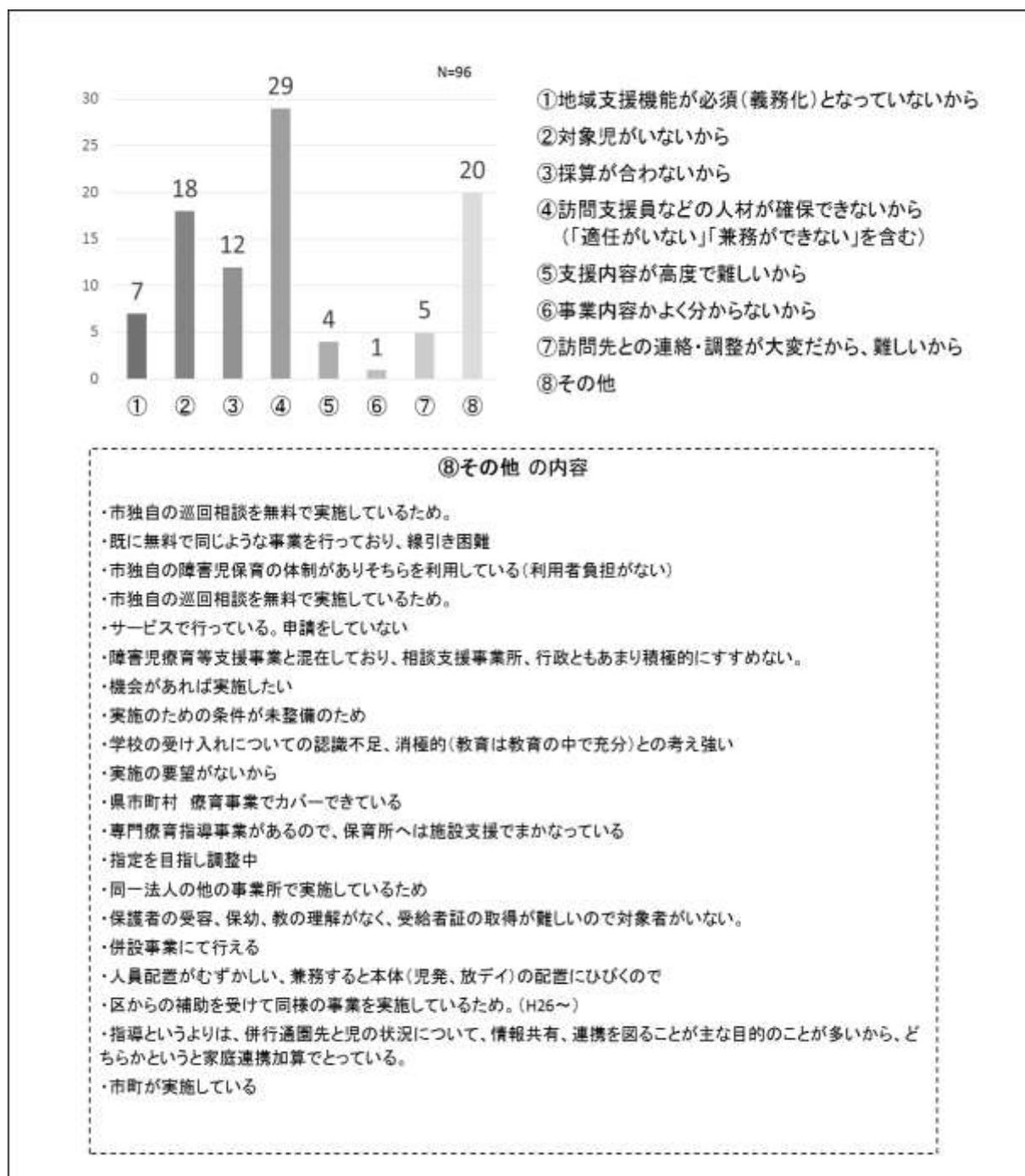


図 6 未指定もしくは未実施の理由【複数回答あり】

未指定もしくは指定後未実施の理由としては、地域支援機能が必須（義務化）となっていないからが7件(7.3%)、対象児がいないからが18件(18.8%)、採算が合わないからが12件(12.5%)、訪問支援員などの人材が確保できないからが29件(30.2%)、支援内容が高度で難しいからが4件、事業内容がよく分からないからが1件、訪問先との連絡・調整が大変だから、難しいからが5件であった。その他自由記述で得られた回答には、巡回相談や障害児療育等支援事業などの周辺事業との整理が必要なこと、訪問先施設における受け入れ態勢の整備が必要なことなどがあげられていた。

④ 今後、どのような条件が整えば、事業を実施しようと思うか

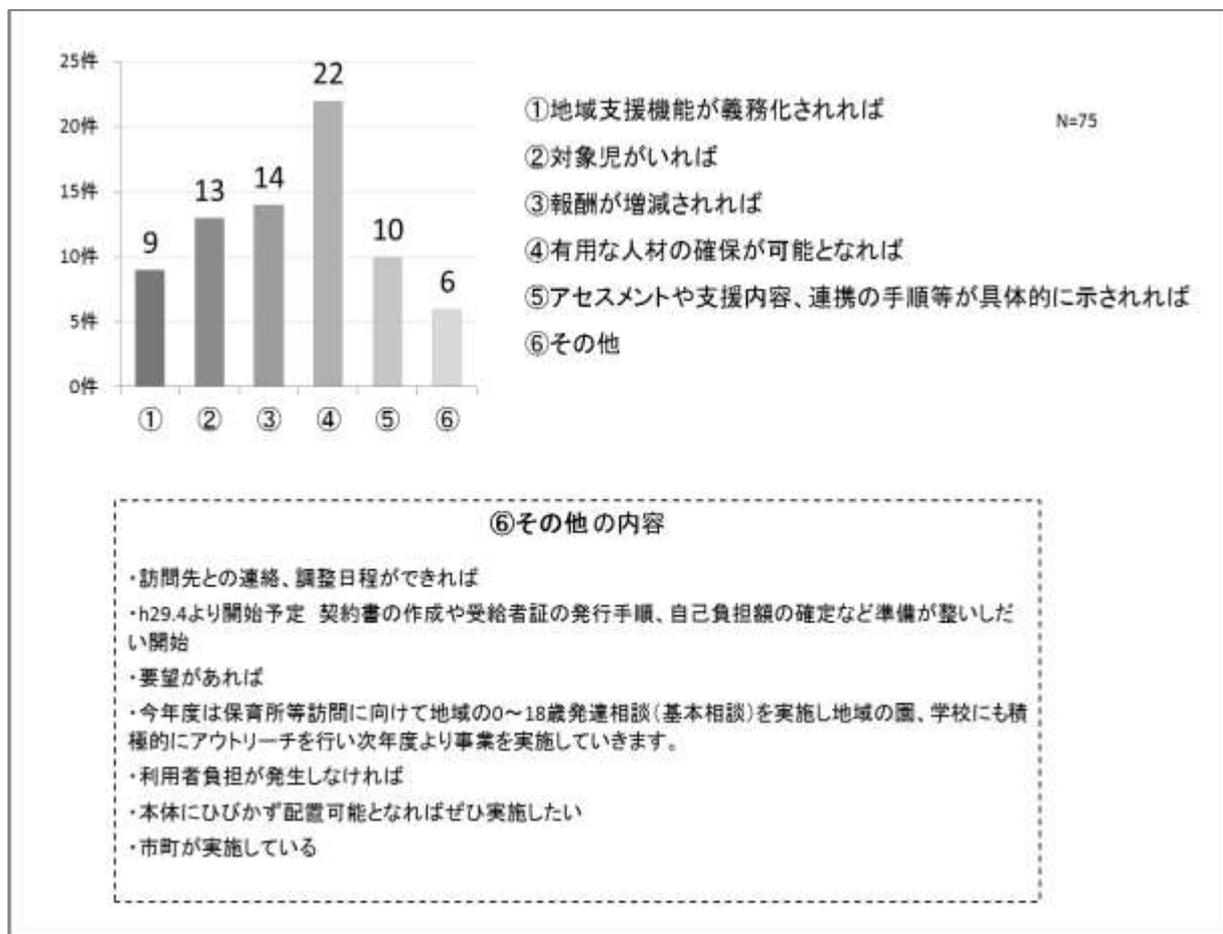


図7 事業実施のための条件 【複数回答あり】

地域支援機能が義務化されれば事業を実施しようと考えている事業所が9件(12.0%)、対象児がいればが13件(17.3%)、報酬が増額されればが14件(18.7%)、有用な人材の確保が可能となればが22件(29.3%)、アセスメントや支援内容、連携の手順等が具体的に示されればが10件(13.3%)であった。その他として、利用者負担が発生しなければや訪問先との連絡調整ができれば、要望があれば、などが挙げられていた。

⑤ 現在未実施の場合、過去に実施した年度

保育所等訪問支援の指定をうけていながら未実施の事業所に、その理由を尋ねた。対象児がいない、訪問支援員などの自在確保ができない、採算が合わないという理由が挙げられていた。

表6 過去実施した年度と未実施の理由、実施のための条件

事業所	年度	理由	実施条件
A事業所	平成26・27年度	回答なし	地域支援機能が義務化されれば・有用な人材の確保が可能ならば
B事業所	平成27・28年度	対象児がいないから	訪問先との連絡、調整日程ができれば
C事業所	平成24・25・26年度	対象児がいないから・訪問支援員などの人材が確保できないから	有用な人材の確保が可能ならば
D事業所	平成24・25年度	訪問支援員などの人材が確保できないから	有用な人材の確保が可能ならば・アセスメントや支援内容、連携の手順等が具体的に示されれば
E事業所	平成27年度	障害児療育等支援事業と混在しており、相談支援事業所、行政ともあまり積極的にすすめないから	アセスメントや支援内容、連携の手順等が具体的に示されれば
F事業所	平成26年度	訪問支援員などの人材が確保できないから・支援内容が高度で難しいから・訪問先との連絡、調整が大変だから、難しいから・機会があれば実施したい	有用な人材の確保が可能ならば・アセスメントや支援内容、連携の手順等が具体的に示されれば
G事業所	平成25・26年度	対象児がいないから	回答なし
H事業所	平成24年度	採算が合わないから・訪問支援員などの人材が確保できないから	アセスメントや支援内容、連携の手順等が具体的に示されれば

⑥ 保育所等訪問支援の実施形態について

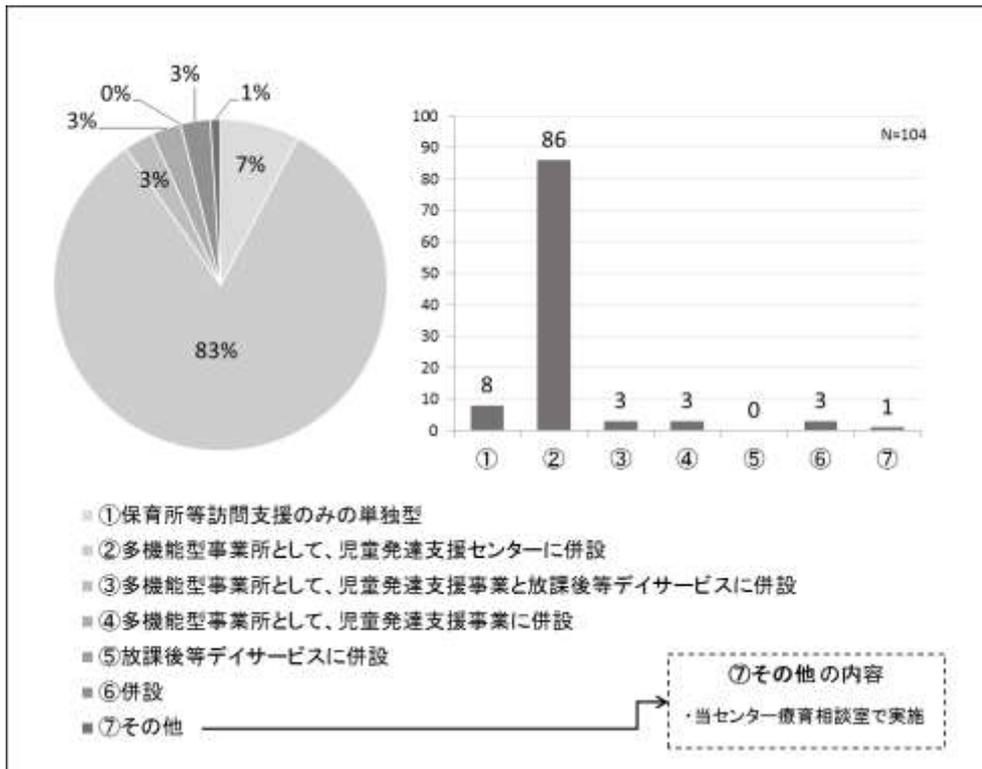


図8 実施形態

保育所等訪問支援のみの単独型として運営されている事業所が 8 件、児童発達支援センターに併設された多機能型事業所としてが 86 件、児童発達支援事業と放課後等デイサービスに併設されているが 3 件、児童発達支援事業に併設が 3 件、放課後等デイサービスに併設は 0 件、その他の障害福祉サービスなどに併設されている事業所が 3 件、その他の実施が 1 件であった。

児童発達支援センターに併設されている事業所が最も多く 83%にのぼり、児童発達や放課後等との併設も合わせて多機能型事業所として実施されている事業所が 89%であった。

### ⑦ 開所日数及び提供日数について

表 7 開所日数及び提供日数（H28 年度 10 月中）

①開所日数	106事業所中	97回答	平均 18.5日
			開所日数 最小:0 最大:25日
②提供日数	106事業所中	96回答	平均 5.6日
			提供日数 最小:0 最大:19日

回答のあった事業所の中で、最小開所日数は 0 日、最大開所日数は 25 日で、平均すると 18.5 日であった。実際に提供した日数については、最小提供日数は 0 日、最大提供日数は 19 日で、平均すると 5.6 日であった。

### ⑧ 特別地域加算の有無について

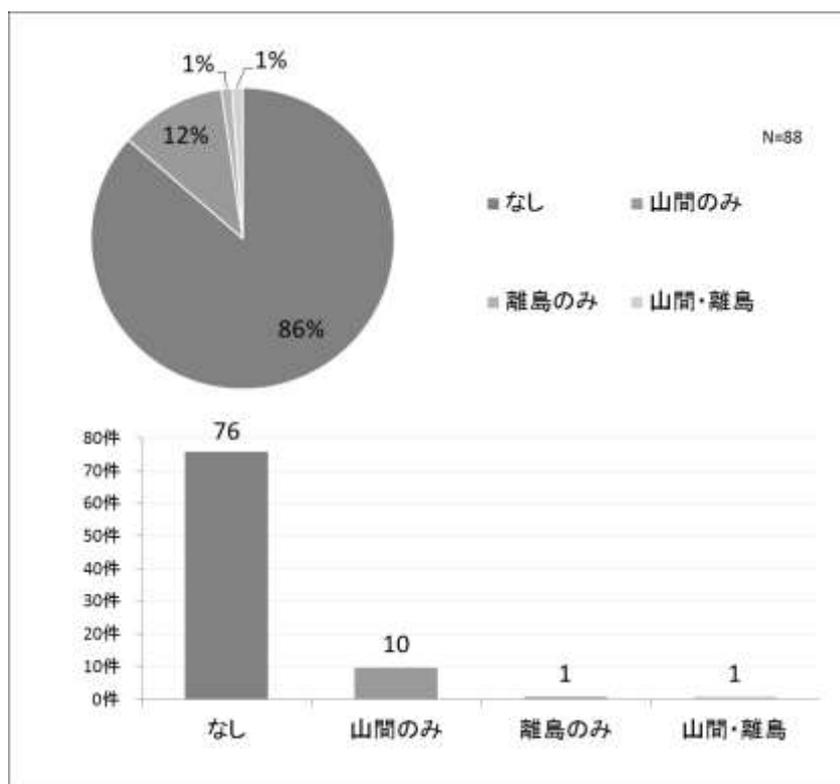


図 9 特別地域加算

特別地域加算については、76件、86%がなしであった。10件、12%が山間地域で、離島地域のみと山間地域と離島地域の両方とが、それぞれ1件、1%ずつであった。合わせると12件、14%の事業所で特別地域加算が該当していた。

特別地域加算が該当していた事業所のうち、訪問先施設までの距離が記載されていたものを次の図にまとめる。平均すると38.8kmであった。最長距離は103.8kmであった。

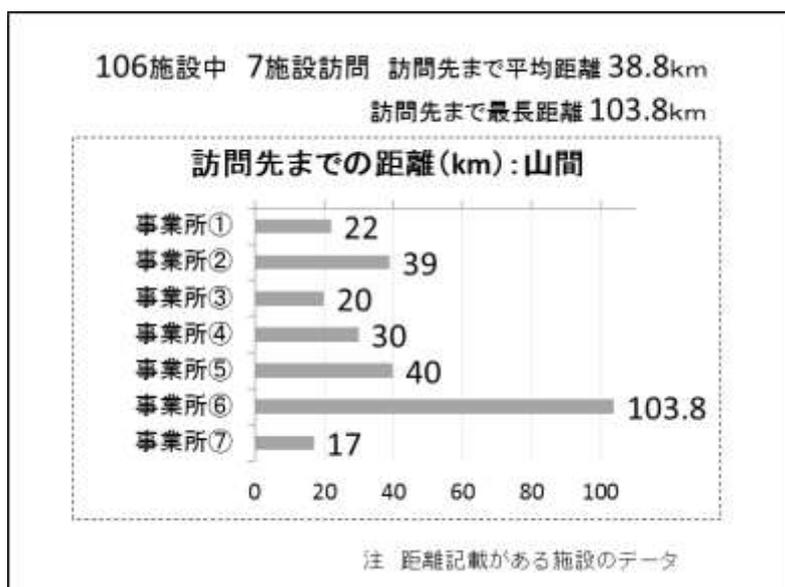


図10 訪問先までのおよその距離

⑨ 訪問支援員について

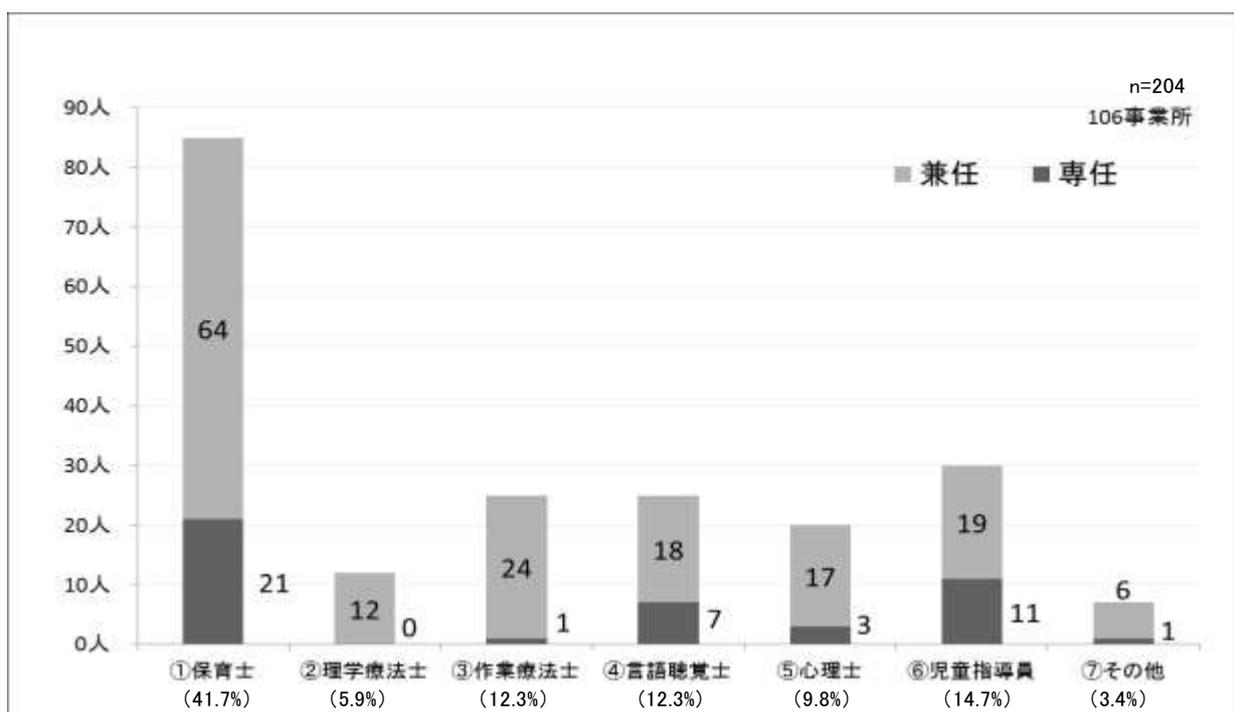


図11 訪問支援員（各職種配置人数）

配置されている 204 人のうち、専任が 53 人（21.6%）、兼任が 160 人（78.4%）だった。

職種ごとに見ると、保育士は 85 人（全体の 41.7%）で、専任が 21 人（24.7%）、兼任 64 人（75.3%）だった。理学療法士は 12 人（全体の 5.9%）で、専任が 0 人、兼任が 12 人（100%）だった。作業療法士は 25 人（全体の 12.3%）で、専任が 1 人（4.0%）、兼任 24 人（96.0%）だった。言語聴覚士は 25 人（全体の 12.3%）で、専任が 7 人（28.0%）、兼任が 18 人（72.0%）だった。理学療法士や作業療法士、言語聴覚士のいわゆるリハビリスタッフは計 62 人（全体の 30.4%）で、うち専任は 8 人（12.9%）、兼任は 54 人（87.1%）であった。心理士は 20 人（全体の 9.8%）で、専任が 3 人（15.0%）、兼任が 17 人（85.0%）だった。児童指導員は 30 人（全体の 14.7%）で、専任が 11 人（26.0%）、兼任が 19 人（63.3%）であった。その他は 7 人（3.4%）で、専任が 1 人、兼任が 6 人だった。

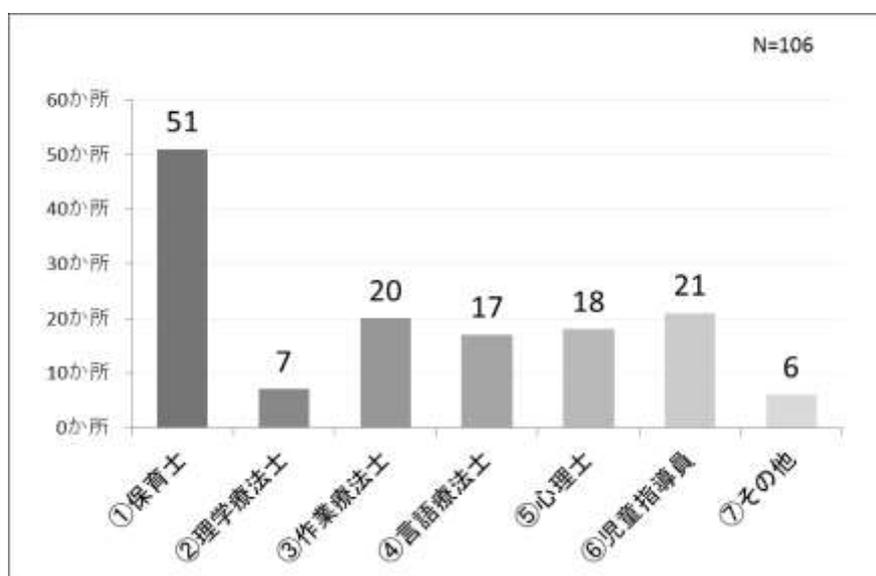


図 1 3 訪問支援員（各職種配置事業所数）

保育士を配置している事業所は 51 か所（48.1%）、理学療法士は 7 か所（6.6%）、作業療法士は 20 か所（18.7%）、言語聴覚士は 17 か所（16.0%）、心理士は 18 か所（16.0%）、児童指導員は 21 か所（19.8%）、その他は 6 か所（5.7%）であった。

⑩ 特別指導員加算について

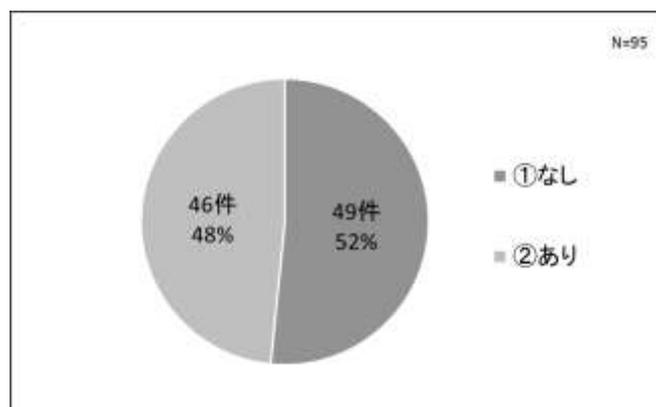


図 1 4 特別指導員加算

特別指導員加算は、49 件（52%）がなし、46 件（48%）があり、であった。

⑪ 訪問支援実施に当たってのルール（制限）の設定について

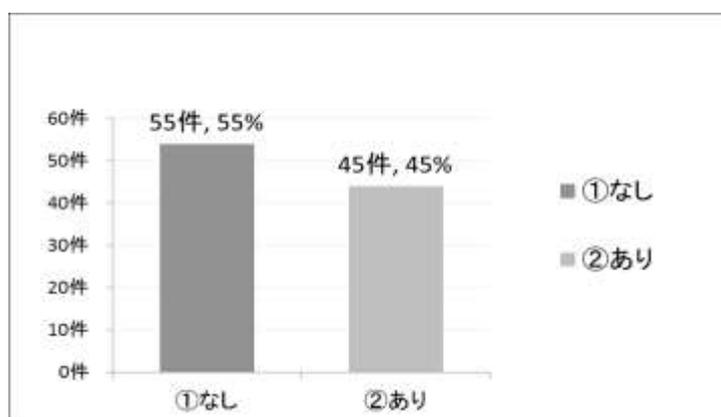


図 1 5 訪問支援実施に当たってのルール（制限）の設定

訪問支援実施に当たってルール（制限）を設定している事業所は 55 件（55.0%）であった。設定していない事業所は、45 件（45.0%）であった。

設定しているルールについて以下のとおりであった。

(ア) 対象児の年齢

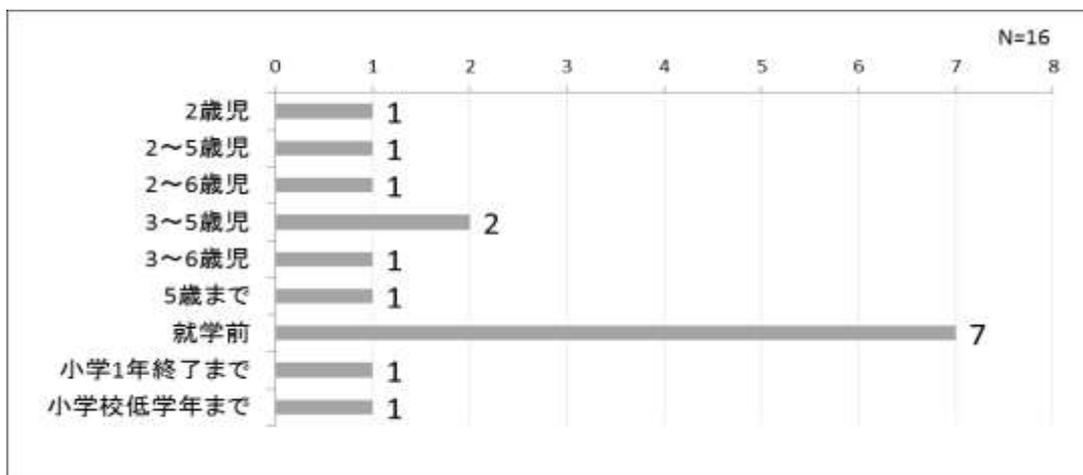


図16 対象児の年齢によるルール設定

対象児の年齢で制限を設定している事業所は16か所で、設定の有無の回答事業所の16.0%、ルール設定ありの事業所の35.6%であった。なんらかの形で就学前に限定している事業所が合計12件、小学校1年生までが1件、低学年までが1件であった。合計16件の事業所が年齢によつてのルール設定を行っていた。

(イ) 対象児の障害種別

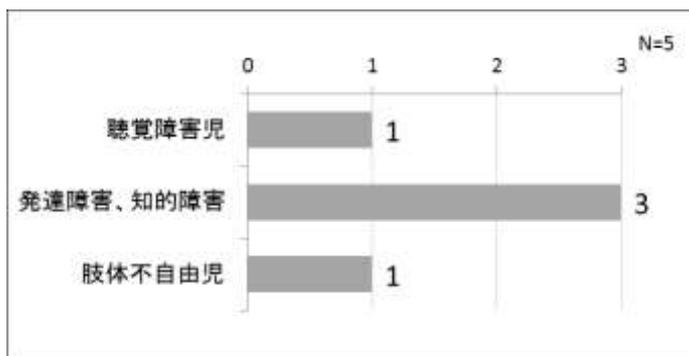


図17 対象児の障害種別によるルール設定

対象児の障害種別で制限を設けている事業所は5か所で、全体の5.0%であった。そのうち、聴覚障害児に限定している事業所が1件、発達障害・知的障害に限定している事業所が3件、肢体不自由児に限定している事業所が1件であった。合計5件の事業所が障害種別によつてのルール設定を行っていた。

(ウ) 対象児の通所支援利用の要件

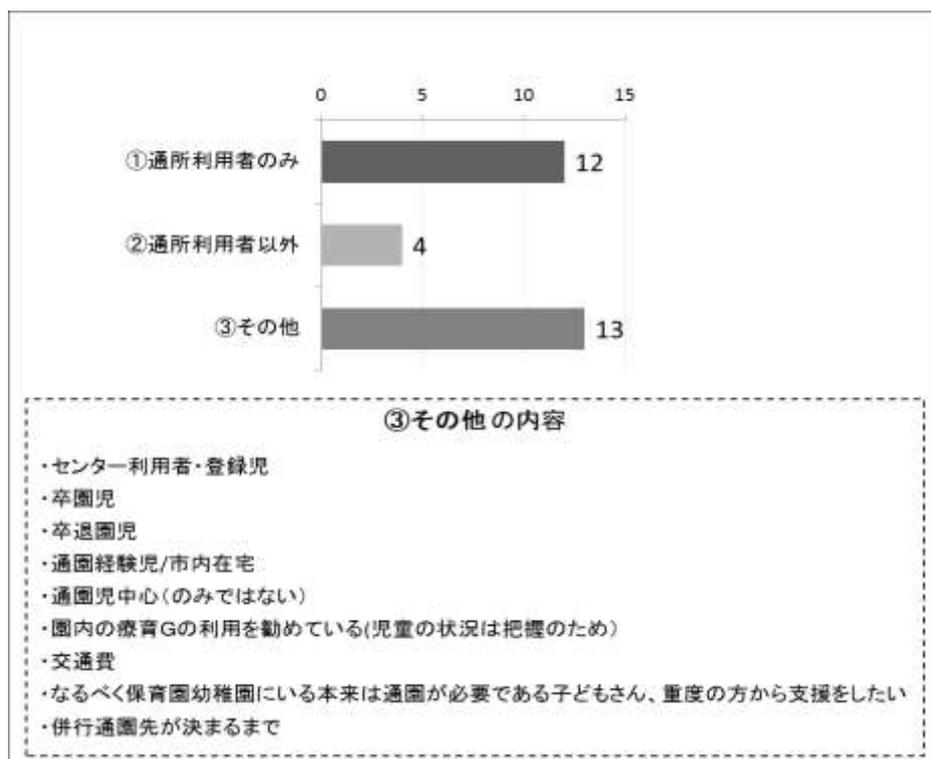


図18 利用条件によるルール設定【複数回答あり】

対象児の通所支援事業の利用状況を要件として制限を設けている事業所は29か所で全体の29.0%、ルール設定事業所のうち64.4%であった。通所利用児のみに限定していた事業所は12か所で、通所利用者以外に限定していた事業所も4か所あった。その他は13件であった。

(エ) 訪問先の種別

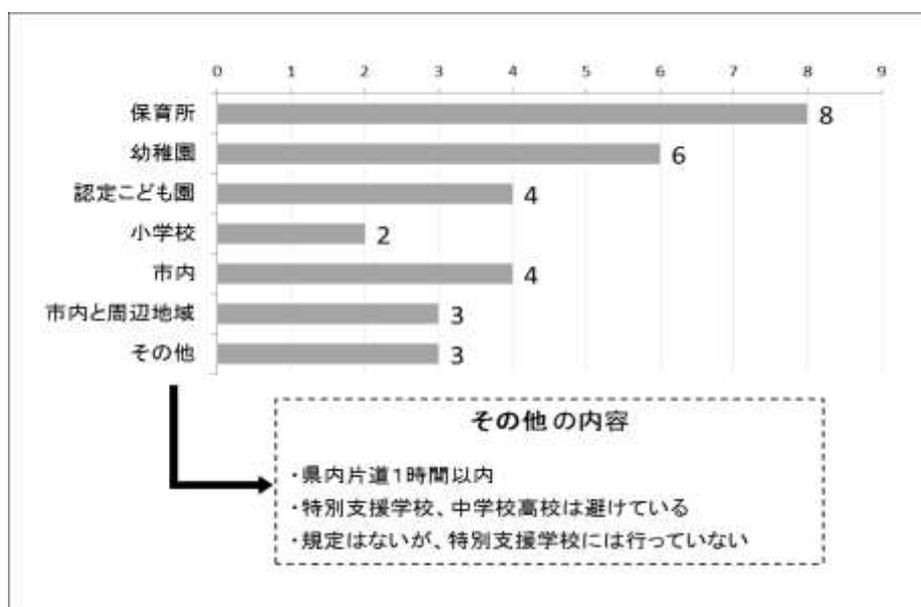


図19 訪問先によるルール設定

訪問先を限定している事業者は30か所で、全体の30.0%であった。ルール設定事業所数の66.7%であった。保育所に限定している事業所が8件、幼稚園が6件、認定こども園が4件、小学校が2件、市内施設という地域で限定している事業所が4件、市内と周辺地域が3件、その他が3件であった。その他は、県内で1時間の移動時間というルールや、特別支援学校や中学・高校という施設によつてのルールが挙げられていた。

#### (オ) 訪問回数

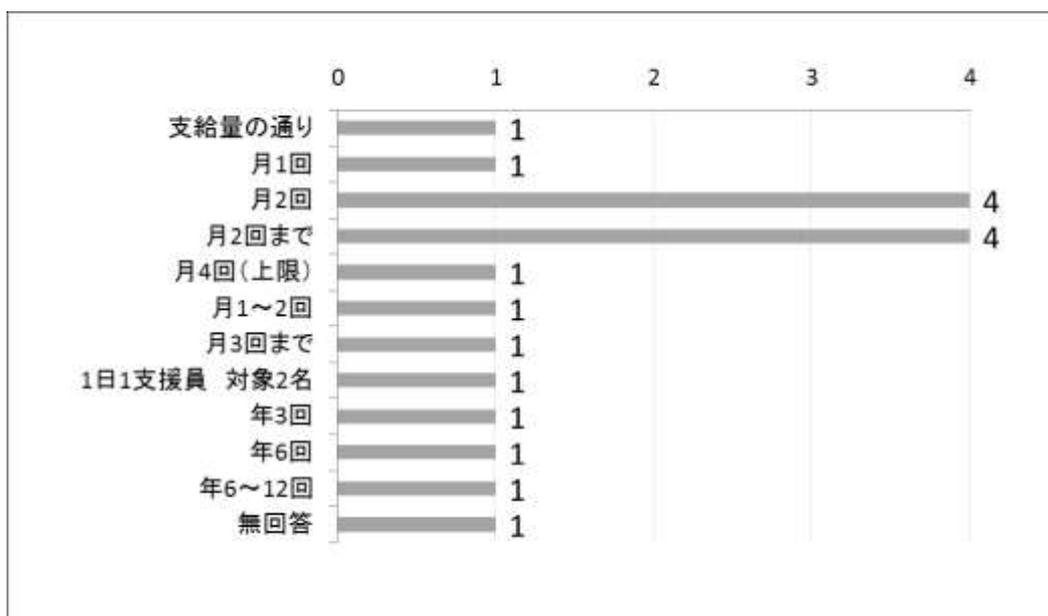


図20 訪問回数によるルール設定

訪問回数として、月2回までとしている事業所が合計10件、月3回までが1件、月4回までが1件、年間で限定している事業所が合計3件、などであった。合計17件の事業所が訪問回数によつてのルール設定を行っていたが、多くは月2回程度の標準的な訪問回数であった。

#### (カ) 訪問頻度

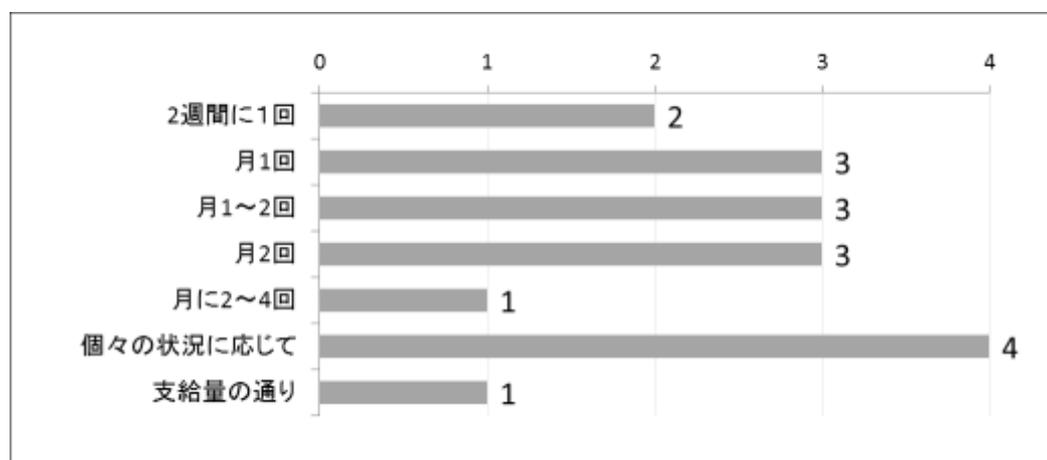


図21 訪問頻度によるルール設定

訪問する頻度としてルール設定をしている事業所は合計 12 件、個々の状況に応じて設定すると回答した事業所が 4 件であった。合計すると 16 件の事業所が訪問頻度によるルール設定を行っていた。これも訪問回数と同様、多くは標準的な訪問頻度を設定していた。

(キ) 訪問期間

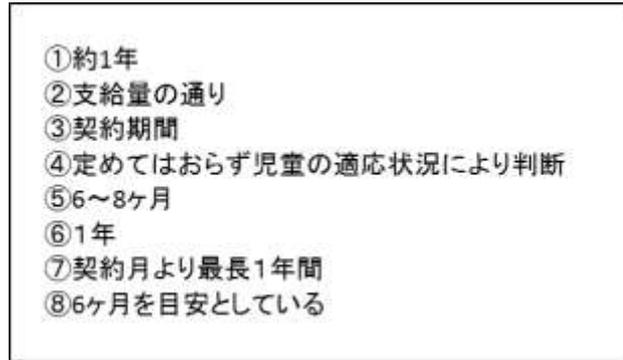


図 2 2 訪問期間によるルール設定

8 件の事業所で訪問期間によるルール設定が行われていた。半年程度を訪問支援のワンクールに設定している事業所もあった。

(ク) 訪問時間

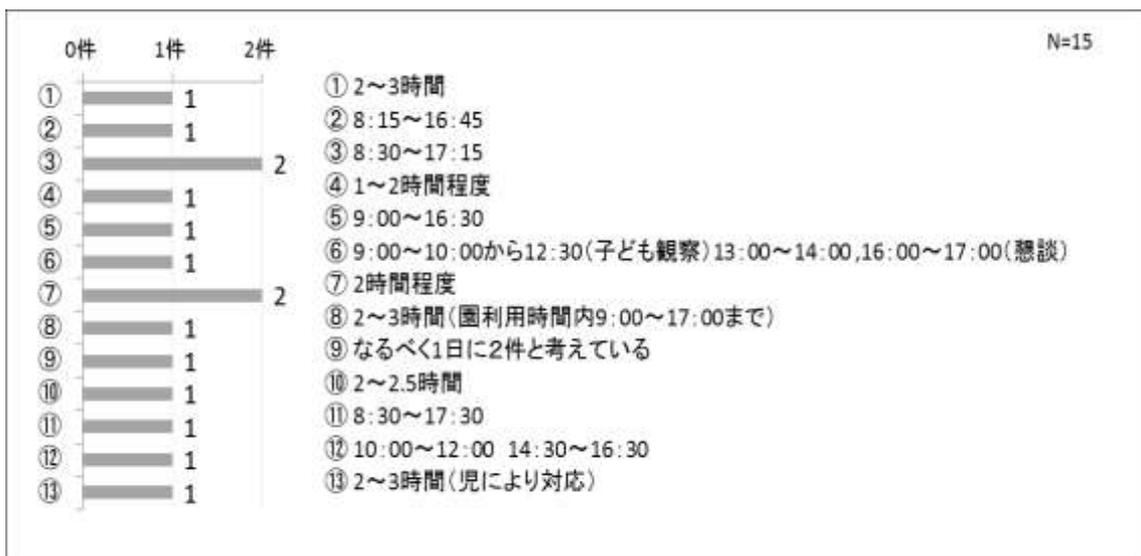


図 2 3 訪問時間によるルール設定

訪問時間にルール設定を行っている事業所は 15 か所であった。そのうち、「〇時間」と実施時間にルールを設定している事業所と、実施する時間帯にルール設定している事業所が見られる。多くは、標準的な訪問時間を設定していた。

⑫ 訪問支援の1年間の実績

回答 84事業所	
平均	18.9人
最大	135人
最小	1人

図 2 4 契約件数

契約件数については、最小が1人、最大135人、84事業所の平均では18.9人であった。

回答 85事業所	
1事業所	平均数 70.1回
	最大 200回
	最小 2回

図 2 5 年間述べ実施回数総計

年間の延べ実施回数については、最小2回、最大200回。85事業所の平均では70.1回の訪問支援が行われていた。

最小:106事業所中	回答70事業所
4.2回/年(平均)	最小値: 0回/年
最大:106事業所中	回答69事業所
5.9回/月(平均)	最大値: 38回/月
平均:106事業所中	回答66事業所
3.6回/月	

図 2 6 訪問頻度

事業所ごとに、最小頻度と最大頻度を回答してもらった。最小頻度を平均すると年間4.2回であった。最大頻度を平均すると月間5.9回であった。平均は月間3.6回であった。

⑬ 1ヶ月あたりの実績（平成28年度10月中）

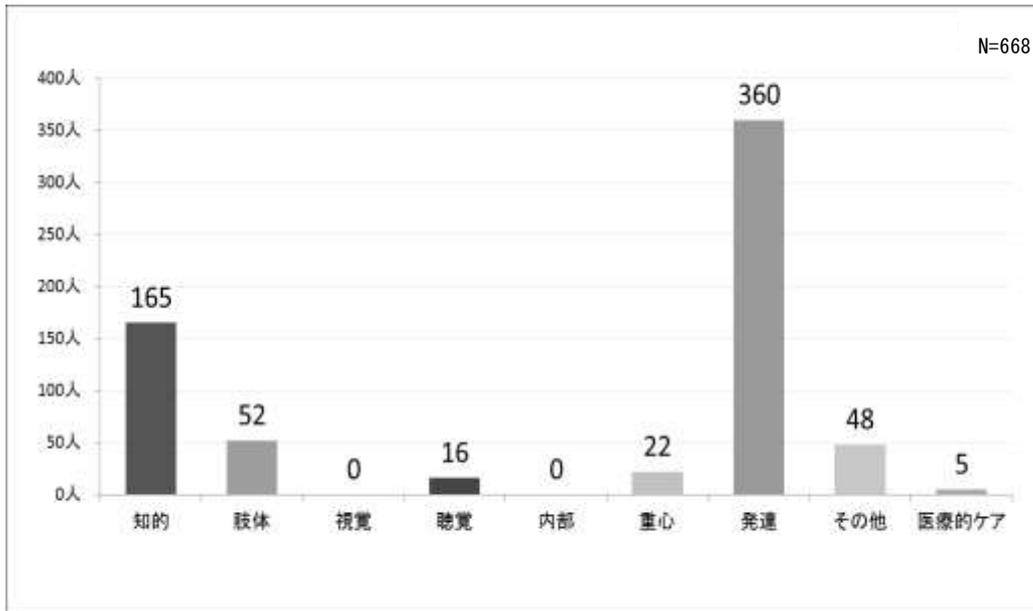


図27 対象児（人数）

主たる障害が知的障害で165人、肢体不自由で52人、視覚障害が0人、聴覚障害が16人、内部疾患が0人、重症心身障害が22人、発達障害が360人、その他が48人、医療的ケアが5人であった。

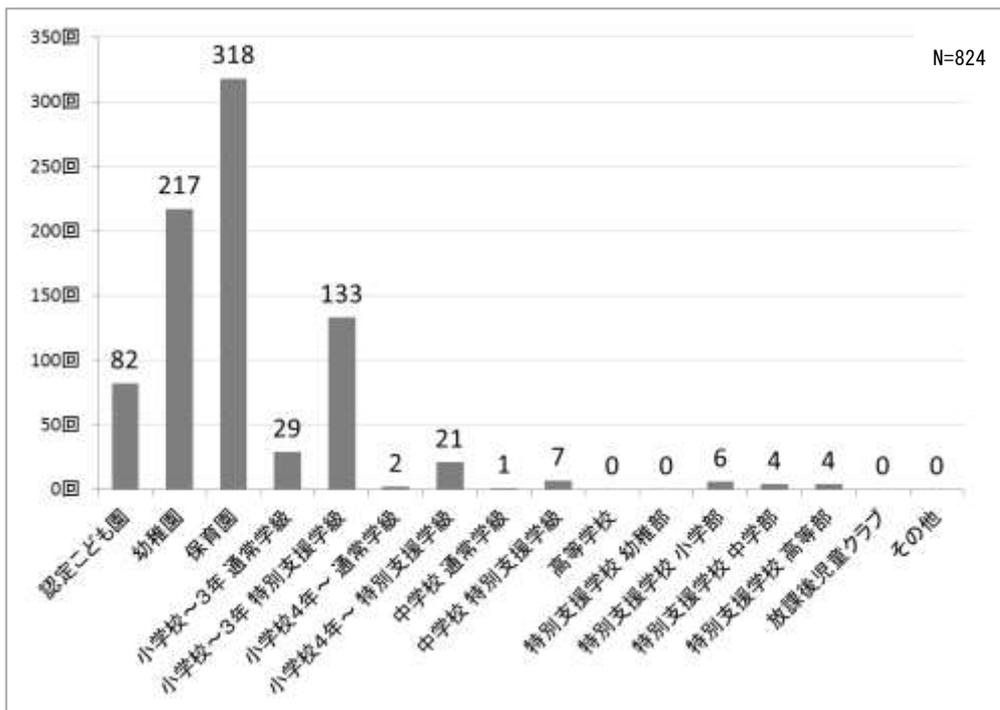


図28 訪問先（延回数）

訪問先別の延べ回数で見ると、認定こども園が 82 回、幼稚園が 217 回、保育所が 318 回、小学校低学年の通常学級が 29 件、低学年の特別支援学級が 133 件、高学年の通常学級が 2 件、高学年の特別支援学級が 21 件、中学校の通常学級が 1 件、特別支援学級が 7 件、高等学校は 0 件、特別支援学校幼稚部が 0 件、特別支援学校小学部が 6 件、中学部が 4 件、高等部が 4 件、放課後児童クラブは 0 件であった。

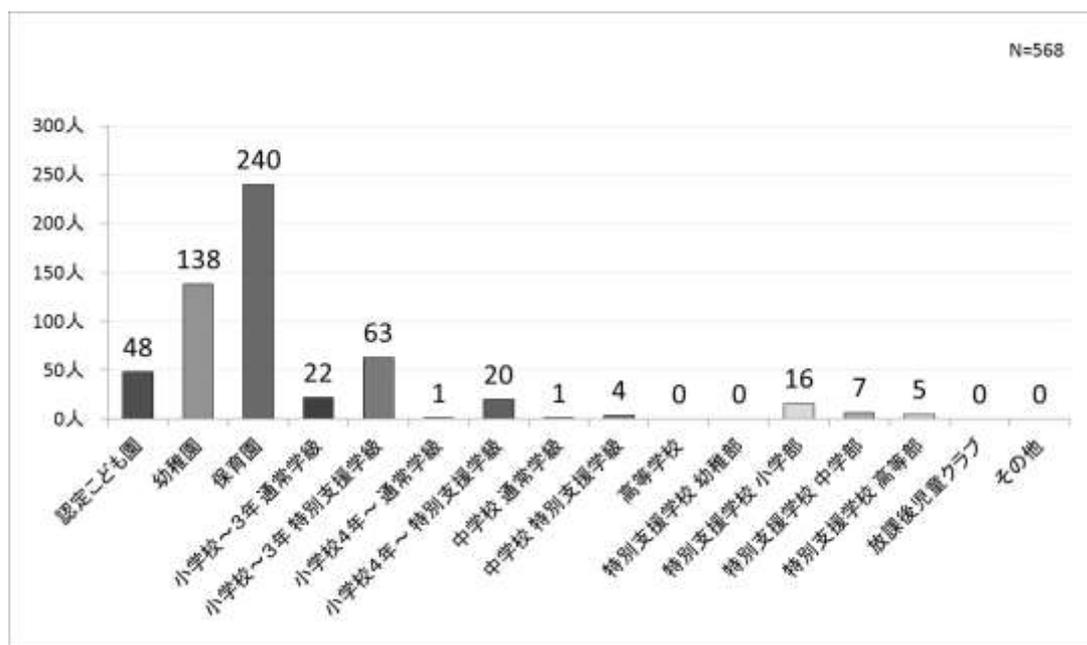


図 2 9 訪問先（人数）

訪問先別の人数で見ると、認定こども園が 48 人、幼稚園が 138 人、保育所が 240 人、小学校低学年の通常学級が 22 人、低学年の特別支援学級が 63 人、高学年の通常学級が 1 人、高学年の特別支援学級が 20 人、中学校の通常学級が 1 人、特別支援学級が 4 人、高等学校は 0 人、特別支援学校幼稚部が 0 人、特別支援学校小学部が 16 人、中学部が 7 人、高等部が 5 人、放課後児童クラブは 0 人であった。

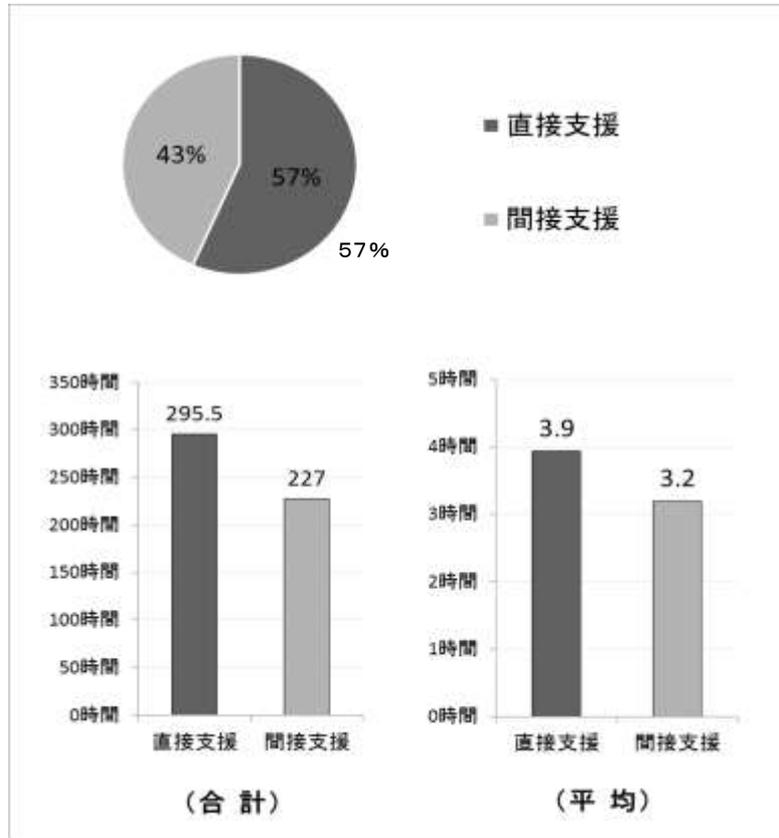


図30 訪問時間について

実際に訪問した時間の合計は、直接支援 295.5 時間、間接支援 227 時間であった。平均すると、直接支援においては 1 か月あたり 3.9 時間、間接支援においては 3.2 時間であった。

⑭ 保護者への報告について

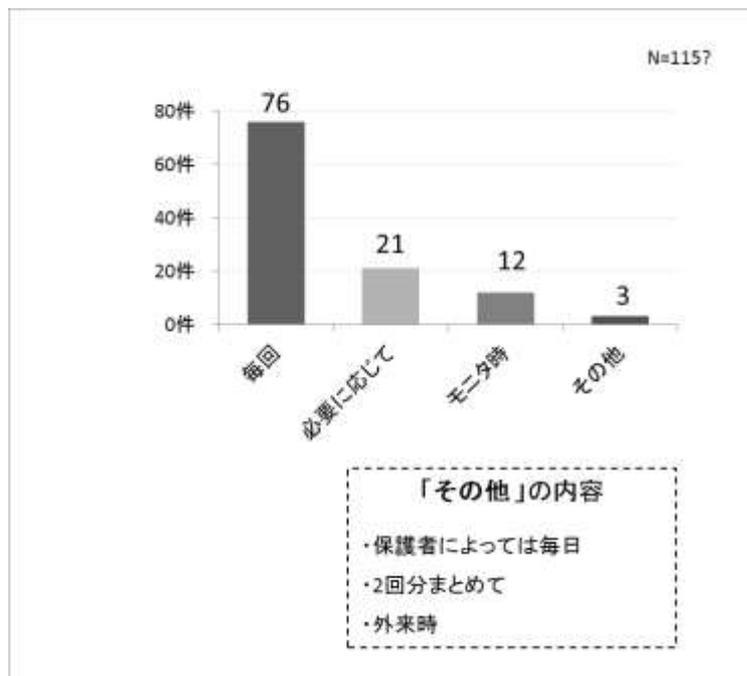


図31 保護者への報告頻度 【複数回答あり】

保護者への報告については、毎回行っている事業所が76件、必要に応じて行っているが21件、モニタリング実施時が12件、その他が3件であった。

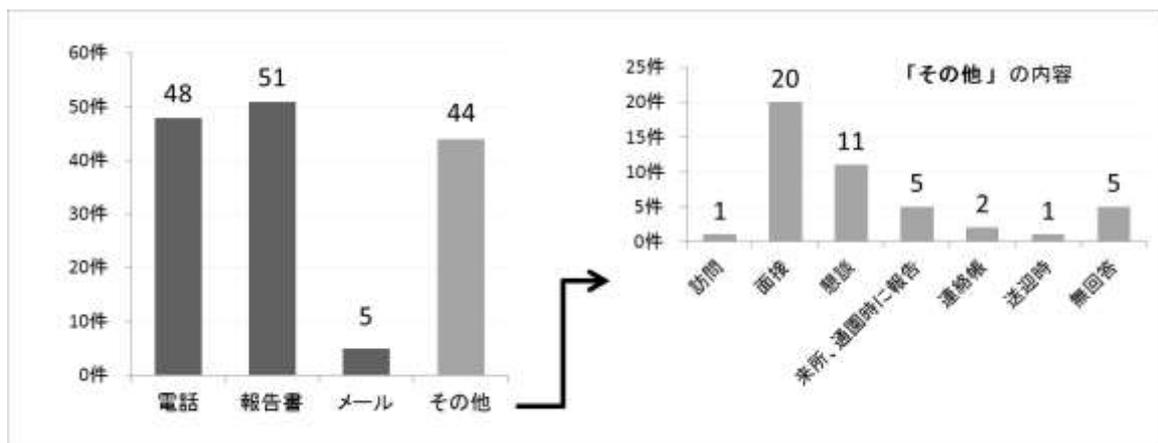


図3 2 保護者への報告方法 【複数回答あり】

保護者へ報告する方法について、電話が48件、報告書が51件、メールが5件、その他が44件であった。その他の中には面談や懇談会を設定したり、来所時・送迎時に行っている、連絡帳などが挙げられていた。

## 4 考察

### (1) 保育所等訪問支援を推進または阻害している要因

保育所等訪問支援の指定を受けた理由として最も多かったのは、児童発達支援センターに付加されている地域支援機能の役割からというものであった(83.2%)。次いで、保護者のニーズ(47.0%)、保育所等の訪問先のニーズ(37.3%)などニーズ主導でスタートしていた。なお、今回の調査では、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を多機能型で実施しているところが多かった(81.1%)。

一方、未指定または指定されたが未実施の理由としては、人材の確保が困難(38.7%)、対象児がない(24.0%)、採算が合わない(16.0%)だった。センターに付加される地域支援機能が義務化をあげているところは少なかった。人材確保については、保育所等訪問支援は専門性の高い支援力が必要なことから、①ベテラン職員を訪問支援員として配置してしまうと児童発達支援や放課後等デイサービスなどの本体事業の職員配置に影響するといった物理的な要因があること、②保育所等での集団適応支援の経験とノウハウがなく、職員の専門性が整わないといった質的な要因があることが推測される。加えて、保育所等訪問支援は児童発達支援に比べ、作業療法士などの機能訓練担当職員を配置しているが多く、保護者や訪問先のニーズに対応できる人材を確保する必要があり、リハビリスタッフを確保するのは容易なことではない。そのような人物を確保するだけの報酬単価になっていないことも要因のひとつと考えられる。

どのような条件があれば指定または実施するのかを尋ねたところ、有用な人材の確保(29.3%)、報酬の増額(18.7%)、対象児の確保(17.3%)の順で多かった。実施していない理由として挙げられた3要素と同じ結果になったが、報酬の改善が2位に浮上しており、実際に行おうとした場合には、採算性は避けて通れない要素であることがうかがわれる。人材の確保は育成することと切り離せない。事業所内で質の高い人材を育成、つまり、支援力向上という質的な問題への対応が必要であり、人材育成システムの構築が課題としてあげられよう。アセスメントや支援手順などを示したものがあれば取り組むと回答している事業所も多く、手引書の作成や研修会の開催(実施に向けたスキルアップ研修や成果報告会など)も課題解決には有効である。対象児がないから実施していない問題に対しては、保育所等訪問支援とは何なのか、どのような支援をし、どのような成果があるのかを地域に見せていくことが、潜在的ニーズの掘り起こしにつながると考えられる。

また、保育所や学校へは巡回相談や障害児療育等支援事業もしくは行政が実施している類似の独自事業があり、それらの事業と保育所等訪問支援との違いがわかりづらいことも保育所等訪問支援の実施を躊躇させている理由になっている。巡回型の支援を以前から積極的に展開してきた地域では、保育所等訪問支援の機能をすでに先取りして実施していた可能性が高く、事業を切り分けていくことの難しさも課題になっている。加えて、独自事業であれば利用者負担はないが、保育所等訪問支援になると1割負担が新たに生じることも実施を妨げている要因の一つであり、保育所等訪問支援と類似事業との整理が必要である。

### (2) 訪問支援員の実態

訪問支援員の配置は通所支援事業に準じており、保育士や児童指導員が標準的である。今回の調査では、保育士が41.7%と最も多く、次いで児童指導員18.7%であり、合わせると56.4%を占めていた。理学療法士や作業療法士、言語聴覚士の配置は30.4%であり、心理担当職員も9.8%いた。これらは児童発達支援や放課後等デイサービスに比べ高い割合を示している。一方、専任／兼任を見てみると、保育士または児童指導員は兼任が72.2%で、作業療法士などの専門職は87.1%であり、専門職の兼任率が高い結果になった。人材の確保は単に事業所だけの問題ではなく、安定した運営ができるよう制度の充実・強化を含めた取り組みが不可欠である。

### (3) 対象児の実態

保育所等訪問支援を利用する子どもは、発達障害が53.9%と最も多く、次いで知的障害24.7%であった。医療的ケア児も5名いた。就学前児童が74.9%で小学校3年までを含めると94.5%を占めており、訪問支援は主に就学前の保育所や幼稚園、認定子ども園が対象となっているとみていいだろう。なお、小中学校の通常学級に訪問支援している事例もあり、教育との連携強化を図っていく必要がある。

### (4) 家族支援の実態

保育所等訪問支援は、保護者の依頼に基づいて提供されるサービスであるが、保護者がいない時間帯、場所で支援が行われる。そのため、保護者に対しては、非常に丁寧に訪問支援時の様子を伝えることが、保護者の安心につながり、訪問支援事業所に対する信頼を得ることにつながる活動である。保護者を指導するというよりも訪問先での暮らしぶりや先生方のかかわりの様子や変化（工夫）などをしっかり伝えていくことが求められる事業である。そのため実施している106か所中76事業所（71.7%）が毎回電話やメールで報告を行っていた。別日に面談を行ったり、報告書を作成したりするなどの工夫もしていた。保育所等訪問支援が、保護者に向き合いながら実施する事業であることを理解しているからであろう。

### (5) 保育所等訪問支援の実施に当たってのルール設定

今回の実態調査では、対象児の年齢や所属、訪問先機関の種別、支援の頻度や時間などにおいて、事業所独自のルールを設定している事業所が約半数（45.0%）あった。利用できる対象児を年齢で縛りをかけていたのは16.0%（制限設定事業所の35.6%）の事業所で、主に就学前の子どもに限定しているところが多かった。児童発達支援センターが実施している事業所が多かったのも影響しているものと思われる。次に、他の通所支援の利用状況を理由に利用の制限を設けている事業所は29.0%（設定事業所の64.4%）もあった。発達支援の継続性の観点から並行通園児または卒園児を対象としているところもあれば、行政と協議の上、通所支援を受けていない子どものみを対象としている事業所も4か所あった。そのほか、訪問先を限定しているところや訪問支援の回数や頻度などを絞っているところもあったが、おおむねこれまで国やCDS-Japanが示してきた内容に沿っていた。ルールの設定は法律上問題がないわけではないが、自分たちのできる範囲内でまずは保育所等訪問支援を立ち上げ、取り組むことが重要であると考えられる。

なお、障害種別によって制限を設けている事業所は5か所と少なく、あらゆる障害に対応しようとする姿勢がみえた。

## C 調査3【抽出調査①：事業所ヒアリング調査】

### 1 研究目的

訪問支援事業を実際に行っている事業所から運営・支援の現状を直接聴き取るとともに、訪問支援員の業務内容・量等の実態を明らかにする。

### 2 調査方法

#### (1) 調査対象

CDS に加盟する保育所等訪問支援を実施している事業所を任意に抽出し、了解を得られた全国14か所〔全国7ブロック（北海道、東北、関東甲信、東海北陸、近畿、中四国、九州）×2か所〕を調査の対象とした。

なお、運営主体の内訳は、社会福祉法人9、特定非営利活動法人1、公法人2、営利法人1、その他1であった。

#### (2) 調査期間

日時：平成28年10月23日（日）

場所：東京八重洲

#### (3) 調査方法

##### ① ヒアリング調査

- ・研究責任者1、担当者2、事務局2の体制でヒアリングを行った。  
なお、オブザーバーとして厚生労働省担当専門官も参加した。また、他のヒアリング対象事業所も同室し、質疑応答に参加できるようにした。
- ・ヒアリング調査にあたっては、対象事業所へ事前にヒアリング調査の項目を通知した。
- ・ヒアリングの流れは以下の通りである。なお、時間は1事業所あたり8分とした。
  - i) 事業所から事業概要について説明
  - ii) 研究責任者・担当者が対象事業所に聞き取り
  - iii) 他の事業所からの質疑応答

##### ② グループワーク

- ・ヒアリングに先立ち、事業所間の交流を促す目的で、グループワークを実施した。
- ・グループワークのテーマは、「ニーズの内容」「アセスメントの視点」とした。

##### ③ 訪問支援の実践例

- ・保育所等訪問支援の実践例について調査した。
- ・内容は、①3者のニーズ（保護者、訪問先、子ども）、②3つの支援（直接支援、間接支援、保護者支援）、③事業効果、④課題の概要の4点に絞って自由に記述してもらった。  
結果は、IV資料2（1）に一覧表にして掲載した。

### 3 結果

#### (1) 調査概要

全国から7ブロックから2名ずつ14名の実践者の協力を得た。地域の内訳は、北海道ブロック、東北ブロック、関東甲信ブロック、東海北陸ブロック、近畿ブロック、中四国ブロック、九州ブロックである。

以下は、ヒアリング調査の記録（抜粋）である。

事務局：おはようございます。本日のヒアリングは、参加者が相互に質疑応答ができるように公開で順番に進めます。全体進行を事業担当責任者が行います。1人の持ち時間は8分です。質問は20秒、返答が30秒以内をお願いします。

共通する質問として、保育所等訪問支援に当たってのルール設定、その点に関してご質問をさせていただきます。そのほか、適宜質問を行います。なお、休止中の事業所の方は、休止に至った経緯等をお話してください。

では、ヒアリングをはじめます。

事業担当責任者：今、説明があったように、1人8分の発表です。質問事項として、共通で示していただくのが、保育所等訪問支援に当たって、対象児や訪問先の種別、訪問先を限定しているかどうか、回数や支援時間等のルール設定について。ルール設定があるのであれば、その基準について教えてください。また、その基準は自事業所独自のものなのか、行政との協議によって決めている等について。などです。

そのほか、事業担当者より別途質問をさせていただき、ヒアリング対象者が相互に質疑応答していただけるように設定しております。

では、今から始めさせていただきます。公開質問ですので、皆さんの活発なご議論をよろしく願いいたします。では、A事業所のAさんによろしく願いいたします。



事業担当者：ということは、訪問時間がもうちょっと長くなるということですね。

Aさん：そうです。

事業担当者：カンファレンスは1時間ぐらいですか。

Aさん：場合によります。こちら側から何かというよりは、訪問先のほうから「ちょっと先生、いい？」というような形でお話をされることがあります。特に絶対行わなければならない。

事業担当者：貴事業所のルールとして、自分のところで支援をしていない子どものところにだけ行くというルールですね。

Aさん：はい。

事業担当者：わかりました。

事業担当責任者：もう一つ質問です。保護者に対するフィードバックはどの時点でどういう形でされているかを教えてください。

Aさん：支援に入り、戻ってきて報告書をまとめます。それを紙面で保護者に郵送します。

事業担当責任者：それは、訪問実施からどれぐらいの間ですか？

Aさん：基本的には1週間以内です。

事業担当責任者：ありがとうございました。皆さんからご質問がありますか？

事業担当者：現在の段階で、支援を継続している件数は何件ですか？

Aさん：今現在は、1件です。

事業担当者：報告書をつくるのは、すごく大変な作業と思いますが、件数増えた場合もそのスタイルで進めるのか心配になります。いかがですか？

Aさん：去年は4件でしたが、4件までだと対応できました。

事業担当者：報告書をつくるのに、どれぐらいの時間がかかりますか。

Aさん：支援に行った者によって時間は様々です。2時間ぐらいを一応目安にしています。

事業担当者：そうすると、実質1件当たりの支援で、移動時間を加わえると実際の訪問を2時間行っていて、カンファがあれば合計で3時間経過します。その後、報告書が2時間加えれば5時間です、一件にほぼ1日つかって対応することですね。

Aさん：そうですね。1日で終わらないことがほぼほぼです。

事業担当者：ありがとうございます。

Mさん：保護者には郵送するということがですが、保護者からの質問や懇談などの時間は取られますか。

Aさん：4回訪問した後に家庭訪問をするようにしています。そのときにお話をします。また、必要があれば電話で連絡を取り合っています。

Fさん：この事業にかかわっている職員の人数を教えてください。

Aさん：専任が1人と、必要があればOT、ST、あと支援員が付属で一緒にかかわっています。1人の職員以外は法人内の施設等に勤務している者が都度入れかわりかわります。

Fさん：ありがとうございます。

担当専門官：今現在の支援対象が1件で、昨年は4件ということでしたが、支援を行う期間としてはどのぐらいの長さでしょうか。

Aさん：約1年です。たまたま昨年は、年長児が2人と年中さんが2人でした。年長児は就学して支援が一時終了し、年中児は親の転勤で3月に転居されて支援が終了しました。

事業担当者：同じ方が2年目に入って、もう1年やってほしいとか、もう少し来てほしいという要望がでないでしょうか？

Aさん：ありました。1年といたのは、年中の途中から始まって年をまたいで1年なんですね。なので、継続して、支援する人間は変わりましたが、継続してかかわっています。

事業担当者：ありがとうございます。

事業担当者：先ほど家庭訪問されるとのことでしたが、報酬には該当しない取り組みですが、どのように対応されていますか？

Aさん：無料サービスです。

事業担当責任者：時間になりました。簡潔に答えていただきまして、ありがとうございました。



**事業担当者**：では、正味訪問先におられる時間は？

**Bさん**：移動時間が前後約1時間です。

**事業担当責任者**：そのときの時間的な流れをちょっとご説明ください。

**Bさん**：はい。B町のケースはもう一名の担当者が訪問していますけれども、どこの支援先にしても、まず朝行って、すぐお子さんを観はじめるような感じです。幼稚園などで通園バスが到着していない場合は、前回の訪問からの園での出来事や今日のポイント（要望）とか、今日の活動の流れを担当の先生にお聞きする場合があります。保育園の場合は、登園時に直接お母さんと会えることもあつるので、なるべく接点を持てる時間帯に行くようにしています。私たちの勤務開始時間は8時ですが、それより前に職場を出たり、家から直接園のほうに行くという場合もあります。

ほぼ午前中いっぱいというか、午前中4時間ぐらいお子さんのところに付き添ってから、給食後か午睡の時間にカンファレンスをします。幼稚園だと通園バスが出る2時以降にカンファレンスということもありますので、近いところだと1回園に戻って、園で子どもたちに給食を食べさせてから、再度訪問してカンファレンスをするというケースも何件かあります。

**事業担当責任者**：ありがとうございました。事前の提出用紙には、児童発達支援や放課後デイサービス事業所からも訪問支援のニーズがあったと書いてありますが、ご説明をいただけますか。

**Bさん**：はい。職員の方も一生懸命勉強されようとしておられますが、まだノウハウもわからない状況のようです。放課後等デイサービスの場合は、うちの卒園児が利用している場合もあるので、いろいろとご相談を受けます。結果的に手弁当で学習会に行くことや支援のお手伝いに行くことが実際ありますので、「これって保育所等訪問で請求できたらいいのにな」とちょっと思ったりしました。

**事業担当責任者**：なるほど。ありがとうございます。ほかにご質問ありますでしょうか。

**事業担当者**：先ほどもありましたが、保護者への情報提供は、どのようにされているのですか。

**Bさん**：当方も報告書はお送りしています。訪問支援後10日以内くらいかかりますが、お送りするようにしています。そのときに、私はお手紙を添えて、返信があればその後もお手紙でやりとりをします。または、お電話でお話する場合もあります。ただ、何の返信もない場合は先ほども言ったとおり、保育園の場合は朝早目に行って、直接お母さんと顔を合わせて、「報告書どうでした？ わからなかったところはなかった？」、「おうちで最近どう？」とお話するようにしています。

**事業担当責任者**：ここの動きややり取りは、タイムスタディをしていただくと、朝7時ぐらいに訪問先についてることなども明らかになりますね。同じ4時間とか6時間と言っても、「ああ、そんなふうにして工夫されているんだな」というのがわかりますので、ぜひそういう事例でタイムスタディを出していただけるとありがたいと思います。あと何かあれば、お聞かせいただければと。

**Bさん**：頑張ってやっています。（笑）

**事業担当責任者**：ちょうど8分になりましたので、ありがとうございました。



ほか、学校等の支援先につきましては、行く前にはそのお子さんの現在の状況等の報告書を書いて持っていきます。月に1回行けるということではなくて、要望に応じて訪問しますが、そのときの状況について言語評価をしたり、全体発達について資料をつくって持っていかせていただいています。

フィードバックについては訪問時に話をさせていただくので、事後の書面での報告はありません。

現在支援している1件については、情報保障等と訪問先と保護者の仲立ちとして、訪問地の了承を得て、できれば1週間に1回訪問したいという当方の意図もあって支援をしているケースがあります。それは、担当の職員が時間の都合をつけて行き、往復の移動を含めて2時間から3時間の間に戻ってきます。その場合の担当職員の業務を調整してあげることをおこなっています。

事業担当責任者：どうもありがとうございました。

事業担当者：契約しているお子さんは全員C事業所のほうを使っている方と考えていいですか。

Cさん：いえ、放課後等デイの方です。

事業担当者：先ほどのB事業所さんとかA事業所と違って、全部通所施設を利用されている子どもということですね。

Cさん：そうですね。

事業担当者：そこを契約している子は、基本全員保育所等を契約するという感じですか。

Cさん：利用計画を立てるときにお話をして、保育所等訪問に行く機会もあると思いますので、とお話をして契約しています。幼稚園、保育園を最初利用していない方もいらっしゃるんですけど、そのときは途中で「保育園、幼稚園に入るとこちらから行くという制度もあるので、そういう制度を入れてもいいでしょうか」と紹介して、利用計画に盛り込んでもらう様にお話をして、計画の変更をお願いしてます。

事業担当者：ということは、契約、支給決定は下りているけれども、実施していないケースもあるということですか。

Cさん：たくさんです。全然行けないですね。支給決定と契約はあるんですけど、すごく緊急性を要するとか、行ってもいいよということで、時間を何とか空けられて行っている場合に今のところは限られています。

事業担当者：だから計画の中にはずっとあるということですよ、それは。

Cさん：そうですね、はい、あります。

事業担当者：モニタリングのときも、いついけるかわからないけども、まだちょっと継続が必要ということですか。

Cさん：そうですね、はい。でも、そのお子さんにとって重要だというときは、何とか都合つけて行くようにしています。

事業担当者：言語評価なのですけども、言語評価は別室でやられるんですか、

Cさん：それは通所支援で来援された時のものを使っていくので、実際のそのために改めて検査をするということはありません。

事業担当責任者：ありがとうございました。ちょっと時間になりましたので、一応一旦切らせていただきます。ありがとうございます。

④ D事業所： Dさん

D事業所 基礎情報												
設置運営	特定非営利活動法人	本体事業	障がい福祉事業			その他実施事業			障害児通所支援			
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)		約13万人										
訪問に当たってのルール設定												
<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり		<input checked="" type="checkbox"/> 対象児	<input checked="" type="checkbox"/> 年齢	18歳まで								
			<input checked="" type="checkbox"/> 障害種別	自閉症、発達障がい								
		<input checked="" type="checkbox"/> 訪問先	保育所、幼稚園、小学校、中学校等									
		<input checked="" type="checkbox"/> 訪問回数	個別支援計画に則る。月2回程度。必要時									
		<input type="checkbox"/> 訪問期間										
		<input type="checkbox"/> 訪問頻度										
		<input checked="" type="checkbox"/> 訪問時間	希望の日程に沿えない事もある。									
		<input checked="" type="checkbox"/> その他	実施地域以外に訪問の際は、職員訪問交通費を徴収・キャンセル料あり									
訪問支援員の状況												
No	性別	年齢	資格	子ども経験年数	(うち障害児支援サービス)	雇用形態	専任/兼任					
1	女	30歳代	その他児童指導員	~10年	~5年	正規	兼任					
訪問支援実績			平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
小学校	1~3年	通常級							1	3	1	11

Dさん：現段階のルールですが、年齢は、基本的に年齢は18歳までと考えています。それから、障害種別は、自閉症を中心とした発達障害児のところで特化させていただいております。ほか、回数が大体月に2回までです。それから、先方の日程に添えないということも間々あると、ご希望に添えないこともあると保護者に伝えてあります。

現在、実際に訪問支援に行っているところは小学校、幼稚園ですね。中学からも希望があります。全員が当法人の通所事業を利用しているお子さんです。

保護者への報告の連絡に関しては、対象が基本的には事業所内の療育を希望されている方ですので、訪問支援が終わった後に療育担当のほうに一応連絡、それから保護者のほうに直接報告や電話連絡という形で行っております。文書の報告書も一応簡単につくりまして、それを保護者のほうにお渡しするようにしています。郵送という方法はまずないです。

訪問の度に先生方に集まっていただき、時間を確保して内容を報告することは、難しいということなので、校長に口頭で報告し、長期の休み等を利用して、先生とお話しする機会を設け、その場に保護者も入っていただいています。

事業担当責任者：ありがとうございました。皆さんからご質問がありまか。

では、発達障害児を主に対象にされているということですが、通所の時などの実際の関わりを小学校での勉強の時にどのように関わられているのかをお聞かせください。

Dさん：基本的には教室の中に入って、こどもの横についています。一斉指示が理解しづらいので、細かいところを説明してあげながら、過ごす方が多いです。

基本的に授業ルールとかに関しては、療育のほうにつなげて、通所プログラムの中で伝えてもらって、それを実際の場面で再度伝えながら進めるという感じになります。

できれば小学校でも、その子の特性に合わせていただきたいという思いもあります。

幼稚園の場合であれば、幼稚園全体にその視覚的支援を入れていただく、その子のためだけじゃなくて、それは多くの子たちに有効なんだということを先生もわかってくださって、園全体の取組にしていただけただけの例もありますが、小学校の場合は無理なので個人的に支援しています。

事業担当責任者：どうもありがとうございました。

事業担当者：待機児童が、現時点で2名おられるようですが、その理由はどうしてですか。

Dさん：すいません、支援にちょっと行けないという状況です。

事業担当者：キャパの問題ですか。

Dさん：はい、そうですね。私も行きたいなと思っているんですけども、管理者の立場とかいろいろなところに出るのが難しいというところで、少し待っていただいているところです。幼児さんと中学生です。

事業担当者：この方は、D事業所を使っている方ですか。

Dさん：そうですね、2人とも、はい。

事業担当者：利用されている方の中からうちの子どもにも保育所等訪問支援をやってほしいという希望はあがりますか？

Dさん：実際に学校の中での大変さなどを相談専門員にお話しされて、こういうのがあるからと紹介されて来られることはあります。あまり事業所や、私たちのほうから言うことはないです。現在、対象児がいっぱいなので、言えない状況でもあります。その代わりに家庭連携として学校に行って、支援会議を先生方とさせていただきながらフォローすることはあります。

事業担当者：現在、保育所等訪問支援の契約は何ケースですか。

Dさん：1ケースだけです、今は。

事業担当者：保育所等としては1ケース？

Dさん：1ケースだけです、はい。そのほか家庭連携で行っているのは、今2ケースで、まだほかにも何ケースかあります。

事業担当者：D事業所を利用されてない方に保育所等訪問支援に関わる想定は、今のところはないですか？

Dさん：あるんですが、そこまでできないです。ご利用の話はあったりするのですが、多分現状をわかっていらっしゃって具体的にはなっておりません。契約となれば、アセスメントから全部含めると、かなり大変なところが出てくるのかなと今想定しているところです。やはりアセスメントは必要だと思うので、どういうふうに進めていけばいいかなと…。

事業担当責任者：行けない理由というのは、訪問支援員の確保ができていないということですか？

Dさん：はい、そうですね。専門的に関われる人材が少ないのです。

事業担当責任者：専任の方は今いらっしゃる。現在はどのような形で保育所等訪問支援をされていますか。

Dさん：兼任という形でさせていただいています。一応動けるのが1人なので。兼任を増やせばいいのですが。通所事業のほうもいっぱいいっぱいのところがあって、今の段階では1人がギリギリという形になっております。できれば来年度は増員したいです。

事業担当責任者：ほかに何かご質問があればお願いします。

Gさん：G事業所のGです。小学校に行かれていますということですが、そのクラスの中に担任以外に支援の先生はいるのでしょうか。

Dさん：いらっしゃいます。昨年度まではお二人いらっしゃいました。今年度からは一人になるので、ぜひ来ていただきたいというような要望もありました。ただ、私たちは月2回ですが。

Gさん：はい、ありがとうございます。

事業担当責任者：ほかにどうでしょうか。

事業担当者：私の経験からですが、学校の先生方とのカンファレンスの時間も含めると、意外と5限目にしてほしいとかいうことがあったり、ちょっと長い休みや運動会の代休の前に来てくれとか、支援方法に関してそこから観てほしい、1時間観てからかかわってほしいとか、色々と言われるんですが、Dさんのところではいかがですか？

Dさん：そうですね、今回の例は午前中の教室の中でと体育の時間とか、そういうことだったので、午前中の時間で済んでいるかなと思います。ただ、必要であれば、午後に訪問支援に行かなければいけないのかなあと思ってはいます。現在のところ、午後に希望はありません。

事業担当者：では、午前中の訪問が終わってからすぐにカンファレンスするのですか？

Dさん：カンファレンスは、訪問支援の当日にはしてないですね。担任は子どもたちの対応があるので、一応、校長に報告をします。それから長期の休みのときに先生方に集まっていたいで話をします。それは3月とか7月に機会を持ちます。その他は、電話連絡です。

Mさん：学校の場合、3月と7月にカンファレンスを行うということですが、子どもの見通しについての教えていただきたいのですが、先生が横に付いて指導しているときは多分落ちついていっていると思うんです。けれど、いつも横にいることはできないわけです。将来的というか次の年度は進路や学級が変わったりするのですか？

Dさん：今のお子さんは通常級ですけども、来年度はそこにできれば支援の情緒学級をつくりたいということで校長先生が頑張っているから、そこへ行くような形になっています。ただ、そうじゃない場合もあるかと思えます。

事業担当責任者：ありがとうございました。質問が重なってきていますので、これ以降のヒアリングの方は、訪問支援員数や専任・兼任の人数。他に契約数しているか、体制や現時点での対象児童数の話してください。



か 50 分程度入らせてもらって、その後にお話しをするという形にさせてもらっています。要望がある場合には、4 時間目から給食までなど長くなる場合もあります。

保護者への連絡は、ほとんどのお子さんが当方の診療としてリハビリを受けているので、来院の際に時間を合わせて報告しています。緊急性というか問題が大きなケースに関しては、毎回報告しますが、そうでないケースはおおむね月に 1 回ぐらいまとめて報告書と一緒に様子をご説明しています。以上です。

事業担当責任者：ありがとうございました。

事業担当者：報告書を時々出すということですけども。

E さん：報告書を毎回書いています。

事業担当者：毎回ですか。

E さん：はい。で、まとめて渡すということです。

事業担当者：受給者証の支給決定の支給日数は何日が出ていますか。

E さん：支給決定はそのお子さんごとに違います。

事業担当者：その幅はどれぐらいありますか？ 何日から何日ぐらいですか。

E さん：今来ているお子さんだと、おそらく月 2 回から週 3 回の月 15 回です。

事業担当者：ありがとうございます。

事業担当責任者：重症心身の方とかの支援をされていらっしゃるんですか。

E さん：いません。対象としては対応できますが、発達障害と知的障害の方たちだけです。

事業担当責任者：もし重症心身障害で特別支援学校も含めて依頼があれば対応可能ですか。

E さん：対応はします。依頼が来たことがないです。

事業担当者：児発管と訪問支援員 3 人は全く別の方ですか。

E さん：別です。児発管は 1 人で全部のケースを観ています。

事業担当者：ありがとうございました。

事業担当責任者：皆さんからご質問があればどうぞ。

A さん：小学校での際どいエピソードがあるようなんですけど、教えていただければと思います。

E さん：ああ、はい、そうですね、3 月から支援に入ったケースで、そのときに相談支援員が「教室に直接行っていいですよ」ということで言われたんですけども、支援が始まったのが 4 月以降で、最初の訪問のときに直接見に行ってしまったら、後で校長室に呼ばれ、みんなでお説教されるという。異動で新しい校長先生が赴任されていました。（笑）

A さん：アポイントなしっていうか。

E さん：アポイントは取ってあります。取ってあるのですが、勝手に中を歩き回っては困るということで、はい。その後もその校長先生からは、担任の先生にちょっと電話取り次いでもらえなかったり、もう「私を通してください」ということで、「またかけ直してください」みたいな感じでちょっと大変だったのです。ただ、何回か訪問するうちに、そんな怪しい者ではないというのがわかってもらえて、にこやかに対応してもらえるようになりました。

Aさん：ありがとうございます。

事業担当責任者：それに関連して、支援内容についてのクレームもあったようですが、これについて教えていただけますか。

Eさん：これは別のケースですが、情緒障害の強いお子さんで、支援に入ったときに別クラスにもう取り出しになっていて、介助員さんと1対1だったので、「荒れちゃったときは抱っこしてください」ということを臨床心理士のほうからお話をして、それに対応してもらっていました。校長先生のほうから後から連絡があって、「学校は勉強するところなので、抱っことかそういうことを指導しないようにしてください」ということで言われたケースがあります。

事業担当責任者：ありがとうございます。ほかにどうでしょうか、皆さんからでもありませんか。

事業担当者：訪問支援員が、臨床心理士2名とOT1名ということですが、最初のケースの受け持ちとか、どの職種がどの子に行くとかというのは、どのように決めていますか。

Eさん：基本的には私（OT）が一番条件的に出やすいので、OTが持ちます。ただし、情緒障害の強いケースは心理のほうがいいのではないかと思われるケースは、初回から心理が訪問しています。あとは時間が合わなくて訪問できないと心理に回すという形にしています。

事業担当者：それは、児発管がというよりはEさんのほうで様子をみながらということですかね？

Eさん：私のほうで相談員なり児発管に相談して調整をしてもらうということです。

事業担当者：ありがとうございます。

事業担当責任者：ありがとうございました。

⑥ F 事業所： F さん

F事業所 基礎情報																				
設置運営	市	本体事業	児童発達支援センター		保育所等訪問支援															
その他実施事業	障害児通所支援・障害児相談支援																			
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)	約16万人																			
訪問に当たってのルール設定	<input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> 対象児	<input checked="" type="checkbox"/> 年齢	未就学児															
				<input type="checkbox"/> 障害種別																
			<input checked="" type="checkbox"/> 訪問先	市内保育園・こども園・幼稚園																
			<input type="checkbox"/> 訪問回数																	
			<input checked="" type="checkbox"/> 訪問期間	年度内																
			<input type="checkbox"/> 訪問頻度																	
			<input type="checkbox"/> 訪問時間																	
			<input type="checkbox"/> その他																	
訪問支援員の状況																				
No	性別	年齢	資格	子ども経験年数	(うち障害児支援サービスマン)	雇用形態	専任/兼任													
1	女	50歳代	保育士	～40年	～30年	正規	兼任													
2	女	30歳代	保育士	～20年	～10年	正規	兼任													
3	女	40歳代	保育士	～30年	～20年	正規	兼任													
訪問支援実績			平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度									
			実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数								
保育所								2	10	2	26	2	16							
認定こども園										1	11	3	14							

F さん：まず、現在のルールに関してです。対象児は、未就学児としています。訪問先は、市内の保育園、幼稚園、こども園です。

訪問期間は、契約が年度ごとなので年度内単位です。ただし、継続することもあります。訪問回数は、最大で月 2 回、お子さんの状況によっては頻度を減らしていています。時間帯は、基本的に午前中ですが、例えば給食の時間の後がいいという要望があれば、それに応じて対応するようにしています。

職員の人数は、管理責任者が 1 名、訪問支援員が 3 名です。それ以外にアセスメント担当として、心理、ST、OT、PTで担当しています。現在契約している人数は 5 人です。保護者との連絡は、その当日に関しては電話で連絡をします。状況に応じて月 1 回の面接をしています。以上です。

事業担当責任者：ありがとうございました。

訪問先との調整の仕方とかですね、入るときの調整の仕方で工夫されていることは、ありますか。

F さん：当事業所としては、最初、保育幼稚園課に状況を伝えてコーディネートをしてもらい園に伝えていきます。園と保育幼稚園課とうちのセンターとでコーディネートの会議というのを開いて、この事業がどういうものかという説明と、あと、どういうニーズがあってこの事業を保護者の方が申し込まれているかということと、ぜひ受け入れをお願いしますという

ような会議を開いています。その調整をとってくださるのは保育幼稚園課なので、その日程に行って、概ね1時間ぐらいで終わらせています。

事業担当責任者：そうすると、スムーズに入れることが多いですか。

Fさん：そうですね、その場で嫌だと言われることはありません。特に、私立の園に行くときには保育幼稚園課さんが入ってくれるとすごくスムーズだなというのはありました。

事業担当者：ここに、保護者がやっぱり就労されている方が多いと思うので、連絡が取るのが難しいというところで、その連絡は何時ごろ取っておられますか。

Fさん：基本は、本当は勤務時間内の5時までにはしたいんですけど、それが難しいので、5時以降になってしまうこともあります。あと留守電に入れておいて、「手の空いている時間にお電話をください」とお願いをしています。

事業担当責任者：留守電で折り返すというと、何時でも折り返しがきてしまうのではないですか。大丈夫ですか。

Fさん：保護者の方も私たちが勤務している時間帯がわかっているので、保護者の方の勤務の合い間とかにお電話をいただくこともあります。

事業担当責任者：なるほど。日中に折り返しかけてくださいと伝えているということですね。

Fさん：はい、そうですね。

Oさん：先ほど幼稚園課のほうにコーディネートをお願いするとありましたが、民間の幼稚園も調整は全て市で行っているのでしょうか、

Fさん：はい。

事業担当責任者：ほかに皆さんからのご質問も受けます。いかがでしょうか。

事業担当者：保護者さんが申し込みを提出されるのですが、現在5人だけの契約でたくさんの訪問支援員さんおられますが、この事業をどのように皆さんに周知されていますか。

Fさん：まずパンフレットの中にも入れてありますし、こんなことやってますよという紙面での案内もあります。ただし、積極的には広げてはないような感じです。こじんまりやっています。当方の場合は、公立ということもあり、地域支援の無料のサービスがあります。ですので、そちらのほうに力を入れています。もしかしたら契約をして有料のサービスを受けることに限りがあるという気がしています。

センターご利用のお子さんが個別療育の担当者と園が連携を取ることが可能なのです。それはもちろん無料です。この無料訪問は保育所等訪問支援ほどの頻度は提供できないのですが、園側に訪問することもありますし、電話で相談を受けます。したがって、必ずしも保育所等訪問支援を利用しなければ地域に対して有効な支援ができませんというようなアピールをしなくても大丈夫かという状況です。

事業担当者：センター利用時は地域支援の無料枠ってことですね。

Fさん：地域支援の無料です、はい。

事業担当者：保育幼稚園課さんが勝手に選ぶということはないんですよね。

Fさん：ないです。

事業担当責任者：センター利用児童以外の方からのその保育所訪問支援依頼も多くあるわけですか。

Fさん：F事業所のこども発達センター自体が児童発達支援とあと無料の個別というのと、あと保育所等訪問支援があるので、児童発達支援を利用していない方で個別だけしか利用していない方とかは保育所等訪問支援を利用するという場合があります。逆に児童発達支援もやめてしまって、個別もやめてしまって、保育所等だけという方も中にはいらっしゃいます。

事業担当責任者：ほかにはどうでしょうか。

Mさん：保育幼稚園課の方は、日程調整までやるのですか。

Fさん：一番最初の連絡だけしています。

Mさん：では、例えば都合が悪くなるなどの場合に、もう1回その幼稚園課が調整するのですか。

Fさん：そうです。当方が出れる日と訪問先が出れる日を突き合わせてもらっているので、二、三週間以内には調整がついています。

事業担当者：日々の訪問に関しては日程調整はしてもらわないですね。

Fさん：日々の訪問は直接になります。

事業担当責任者：どうもありがとうございました。

⑦ G 事業所： G さん

G事業所 基礎情報													
設置運営	社会福祉法人	本体事業	児童発達支援センター										
その他実施事業	障害児通所支援・障害児相談支援・その他（短期入所事業）												
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)	約26万人												
訪問に当たってのルール設定													
<input checked="" type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> あり		<input type="checkbox"/> 対象児		<input type="checkbox"/> 年齢							
						<input type="checkbox"/> 障害種別							
				<input type="checkbox"/> 訪問先									
				<input type="checkbox"/> 訪問回数									
				<input type="checkbox"/> 訪問期間									
				<input type="checkbox"/> 訪問頻度									
				<input type="checkbox"/> 訪問時間									
				<input type="checkbox"/> その他									
訪問支援員の状況													
No	性別	年齢	資格	子ども経験年数	(うち障害児支援サービ)	雇用形態	専任/兼任						
1	男	30歳代	作業療法士	～10年	～10年	正規	兼任						
2	女	40歳代	保育士	～10年	～5年	正規	兼任						
訪問支援実績													
				平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
				実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
保育所								3	16	20	62	23	43
幼稚園										5	13	4	8
認定こども園										2	3	2	4
小学校	1～3年	通常級										3	4
		支援級					1	2	1	5	3	3	
	4～6年	支援級										1	2
特別支援学校	小1～3年							1	22	1	19		
												1	10
	中学部									1	1	1	1
									1	16	1	20	1
放課後児童クラブ												1	1

G さん：G 事業所では、児発管が統括して、主に 2 名体制です。訪問支援員は 2 名とも兼務です。一名は相談支援と兼務、もう 1 人は児童発達支援と兼務の作業療法士です。どちらも保育所等訪問支援ではないほうに重きを置いていて、合い間を縫って保育所等訪問支援を行う状況です。

対象は、ご依頼があれば、幼稚園も保育園も、どの学校も特別支援学校も行っています。契約児童は 42 名ぐらいで、その多くがセンター利用の方です。利用していない方もおられます。

回数は個々で異なります。利用計画を立てるときに親御さんの希望を聞いて、訪問先と調整して決めています。平均二、三ヶ月に一回ぐらいです。

訪問の時間帯は、訪問先の希望の活動時間に合わせています。観察や直接介入で 1 時間、その後の話し合いに 1 時間ぐらいが多いと思います。

やり方とか時間配分は、私たちと親御さんと訪問先とで決めています。

ご家族への連絡は、訪問支援実施の夕方、夜に行います。ほぼ共働きの家庭が多いので、6時以降です。私たちがセンター内の業務が落ちついてから電話をしていますので、時間外になっています。通園している方で次の日すぐ会える場合は、お迎えのときや送りの時間に毎回30分ぐらいお話をします。この訪問以外にも、その家族からのご相談もありますので、その相談を受けている時間がとても多い実感です。以上になります。

事業担当責任者：ありがとうございます。

事業担当者：支援先で多いのはどこになりますか。

Gさん：保育園、幼稚園です。

事業担当者：今、契約として、年齢的には何歳ぐらいまでのお子さんですか。

Gさん：2歳から16歳が一番上だと思います。

事業担当者：高校1年生ぐらいまで。

Gさん：はい、特別支援学校の高等部1年生の子がいます。

事業担当者：障害種別は様々ですか。

Gさん：ほぼ発達障害で身体障害や知的障害の方もおられます。

事業担当者：ありがとうございます。

事業担当者：私見ですが、特別支援学校は専門機関であるため助言がとてもしにくいとっていて、個別支援計画を学校の先生にも見ていただくことがありますか。

Gさん：書面としてはお出しはしてないですが、カンファレンスのときに口頭でお伝えをしています。小学生の場合、特別支援学校では、専門機関に行くということで入学時にほぼ終了になります。しかし、高等部の方は激しい行動障害が出ていて、そこに対応するのが特別支援学校だと思うんですが、支援が明らかにされていないこともあり、先生方にお伝えするのは本当に苦しい。あちらが本当に専門の機関なのですけれども、やっぱりスタンダードな支援もされていないと改善に向けて何かしなければと思いますので、もう何か本当にお願ひする形で「話し合いからさせてください」と申し出ています。うことになっていて、なかなか難しいのが現状です。

事業担当責任者：それに関連してよろしいでしょうか。親御さんからのニーズで「入ってくれ」ということで入ったということですね。それは、学校がちゃんと支援されていないということでの依頼ですか、それとも他にありますか。

Gさん：その辺が難しいですが。ご家庭や、当方の放課後等デイの情報も考慮して、24時間を見通してみると、学校での状況がおつらそうな様子である事が分かりました。何か物を投げられて先生がケガをされたことがありました。ですので、「先生方も大変かと思うので、一緒に考えさせてください」と言って、相談支援事業所と一緒にお願いに行って、了解も一応取れました。担任の先生と寄宿舎も含めての会議はできていますが、内容がちょっと深まらないというのが現在の課題です。

事業担当者：基本としては特別支援学校は訪問先としては対象にしている？

Gさん：しています。本当は、専門機関なのでそちらでお願いしたいという気持ちはありますが、ご家族からご希望があったら行きます。

事業担当責任者：ほかのご質問とかありますでしょうか。

Aさん：相談支援専門員と兼務で、自分で相談を受けたケースで訪問に行くということもあるんですか。

Gさん：すいません、わかりにくくて申しわけないです。計画相談、いわゆる計画を立てる相談はしていません。それは、法人内の別の部署で独立して行っています。私は基本相談でセンター内外の相談を無料でお受けするという立場です。

事業担当者：契約件数 42 件とのことで、二～三ヶ月に 1 回ぐらいの訪問かなあということですが、1 ケースあたり多いと年間で何回ぐらいなんですか。

Gさん：月に 1 回が一番多いです。

事業担当者：すごく幅がありますね。

Gさん：そうですね、はい。

事業担当者：皆さんの支給量は一律ですか。

Gさん：月 1 回、月 2 回という方、2 回の方は 2 回できて、あとの方はほぼ月 1 回です。

事業担当責任者：契約件数に関してですが、徐々に増えていきますか？継続により数が膨らんでいるのでしょうか、それとも年度ごとにこの数の申し込みがあるのでしょうか。

Gさん：始めて 3 年目で本格実施が 2 年目という形なので、ほぼみんな継続です。最近、終了ケースも出てきています。1 回始めると終了が難しいというのが課題になっています。

事業担当責任者：ありがとうございました。

⑧ H事業所： Hさん

H事業所 基礎情報																					
設置運営	社会福祉法人	本体事業	児童発達支援センター																		
その他実施事業	障害児通所支援・障害児相談支援																				
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)	230万人																				
訪問に当たってのルール設定																					
	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 対象児	<input type="checkbox"/> 年齢	幼児・学齢																
				<input type="checkbox"/> 障害種別	発達障害・知的障害																
			<input type="checkbox"/> 訪問先	保育園・幼稚園・学校																	
			<input type="checkbox"/> 訪問回数	基本的に2週間に1回																	
			<input type="checkbox"/> 訪問期間	子どもの状況によって変えている																	
			<input type="checkbox"/> 訪問頻度	基本的に2週間に1回																	
			<input type="checkbox"/> 訪問時間	1時間半～2時間																	
			<input type="checkbox"/> その他	療育グループの利用																	
訪問支援員の状況																					
No	性別	年齢	資格	子ども経験年数	(うち障害児支援サービス)	雇用形態	専任/兼任														
1	女	30歳代	その他児童指導員	～10年	～10年	正規	兼任														
2	女	50歳代	保育士	～40年	～20年	正規	兼任														
訪問支援実績																					
				平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度									
				実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数						
保育所						5	81	5	84	10	184	8	58								
幼稚園						4	61	5	81	2	29	3	27								
小学校	1～3年	通常級						1	2												
		支援級										2	12								

Hさん：ルールとしては、幼児と学齢児が保育所等訪問支援の対象で、障害種別は、発達障害と知的障害が主です。

訪問先は、保育園と幼稚園と学校等で、回数は、基本的に2週間に1回ではありますが、お子さんによって1週間に1回や月1回に変えています。

訪問期間も子どもの状況によって異なっていて、基本的に年度で区切りをつけています。年少から開始した子は年長まで継続することがあります。

訪問時間は1時間半から2時間ぐらいで、その時間内で子どもの様子を見て先生とお話する時間を少しとります。それは立ち話程度のことが多く、半年ごと30分ぐらいお時間をいただいて振り返りや情報交換をしています。

H事業所のある市が運営している療育グループが隔週で月2回各種月2回あり、保育園や幼稚園へ行っている方で発達の気になる子に対するグループがありますので、現在はグループを利用している方を保育所等訪問支援の対象としています。

体制としては、職員2名で両者ともに兼務です。

保護者への連絡ですが、訪問先で行ったことに関しては、特に私たちから話しをしていません。保護者が保育園や幼稚園での状況を知りたい場合は、直接担任の先生に聞いてもらって、その中でやっぱり気になることをお話しするという形にしています。それは、保育園や幼稚園側があえて伏せていることをこちらが話してしまっただけではないと思うため

す。したがって、基本的にその細かい状況までは報告はしていません。私どもが提供している小集団の中での子どもの様子を引き合いにして、「ここの少人数の集団だところだから、保育所（幼稚園）のような大きい人数だとねえ」という話はしています。

事業担当責任者：ありがとうございました。では、ご質問があれば。

事業担当者：契約件数を教えて下さい。

Hさん：契約は今 10 件です。

事業担当者：ありがとうございます。

事業担当責任者：昨年度の実績が大体 12 名ぐらいの実人員で 200 件以上行っていらっしゃるということですが、割と高頻度のような気がしますけど、頻度についてご説明をいただけますか。

Hさん：はい。基本 2 週間に 1 回ではありますが、お子さんの状態によってクラスに入れないという状況だと週に 1 回にするなどしているの、比較的多くなると思うんです。そうやって回数を重ねることによって丁寧に子どもの状況も見れたり、支援できたり、先生とお話することができるかなと思います。

事業担当者：兼任 2 人との事ですが、動きとしてはどのような動きですか。

Hさん：私は、相談支援専門員も兼ねているのですが、訪問支援のほうを主にやって、空いた時間に少し相談支援に関わります。もう 1 人は、放課後等デイを担当はしているので、そちらのほうは少し少な目にはしています。

事業担当者：では午前中の訪問が多いのでしょうか？

Hさん：そうですね。支援先としては、主活動の部分を見てほしいということではあるので。

事業担当責任者：小学校に入っておられますけれども、その時の支援は主にどういった内容でしょうか。

Hさん：2ヶ所ほど学校行きましたが、2つ学校とも受け入れはあんまりよろしくなかったです。結果的に 3 回で訪問支援を終了という形になりました。

特に通常級では直接子どもにかかわるのは難しく、私の隣に教務主任の教護の先生、教頭先生が張りついていて見張られているという状況でした。客観的に見た子どもの発達状況を担任の先生に伝えることすらもなかなか話をさせてもらえない状況で、見て話して終了でした。

支援級も訪問支援しましたが、複数の担任がいるので、なかなか難しいかなというところがあって終了になりました。

事業担当責任者：では、親御さんはその学校とのことを納得していただけたのでしょうか。

Hさん：保護者の不安は、学校に訪問支援として何回か入ったことで軽減されて、納得していただけたと思います。

事業担当責任者：そうなのですね。例えば、実際には学校との関係性が、どんなふうになったら良いとかイメージはありますか。

Hさん：学校が、もう少し訪問支援事業を理解してくれるといいなあと思うんです。なかなか閉鎖的なところがあり、ほかの事業が入りにくいという印象があります。たまたまその学校は発達支援員を入れているので、「それ以外の支援は必要なのか」という考えもあり、そういう難しさはあります。

子どもは、幼児期からお子さんをみているので、幼児期にどういうふう支援してきたという情報を何か交換できたらいいとは思いますが、難しかったです。

事業担当者：この小学校のお子さんに関しては、通所支援の療育グループ等には入っていらっしゃいますか。

Hさん：学齢児の療育に所属している子たちです。全くかかわっていない子たちに関しては、訪問支援はおこなってないです。

事業担当者：ということは、保育所等訪問支援につながったケースは療育グループへの在籍を進めているということですか。

Hさん：はい、基本はそうです。子どもの状況を把握したいですし、子どもとの関係を取りたいのでグループに在籍はしてもらっています。ただし、両親共働きでグループへの在籍が難しい場合にどう対応していくかは、これからの課題です。

事業担当責任者：ありがとうございました。



訪問のルールですが、児童発達支援センターなので、年齢は18歳までの児童である間というふうになっています。現状、ご希望が小学生までの方というだけで、当園自身は制限をしているわけではありません。また、対象は全て難聴児のみです。

契約児童はI事業所の所在都道府県および近隣2県の方もたまにいらっしゃいます。訪問回数については、ほぼ皆さん月1回から2回の受給者証をお持ちです。現状は、年に1回から何度の訪問で、ご希望が出た場合に学期ごとにご訪問した場合や、その時々の問題解決のために、年に3回ぐらい訪問した場合などがあります。

職員は児童発達支援兼務です。現在のところ、その方法がよいかどうかの検討はまだ十分ではないのですが、基本的に児童発達支援で担当している者が訪問をするようになっております。ただ、職員の経験がまだ非常に浅いというときには、ほかの職員が帯同して2名で実施するということがあります。

訪問の時間帯等は、どんな場面を見てほしいかという保護者のニーズによって決まることがほとんどになります。難聴児ですので、ふだんはいいけれども体育館や屋外で体育の時には聞き取れていないんじゃないかなとか、プールで補聴器を外しているとき、果たしてどんな様子でいるのかとか、いろいろな希望から出発して時間帯はさまざまな設定になります。見学だけでは狙いは果たせないなので、担当の先生、または支援級の先生と必ず懇談を設けていただきます。懇談を入れていただこうと思うと、授業が連続しているところでは難しいといった学校のご都合によってその時間帯が決まってしまうことがあります。

訪問先については、今年度は放課後児童クラブも1件あり、肢体不自由児さんの特別支援学校、あとは知的の特別支援学校にも今年度は訪問を1件ずつさせていただいています。もちろん、それ以外にも子どもさんが通っているいらっしゃる所には行っています。

中学校への訪問支援は今のところないのですが、保護者の方の不安が強い場合もありますし、学校の状況によって毎年行ってほしいというケースがあります。やはり教科ごとの違う先生が関わるだけでも難しいということで、それは難聴という障害のわかりにくさもあると思います。ほかの障害の方の場合、例えば適応とかということが1つの目標になったりするのですが、難聴の方の場合普通に通って適応はされているけれど、算数は見たら計算できるからわかるけど、国語の時間はずっとわからないまま座っているというようなことがあるので、実際には座っているだけでわかってないということがあります。学校生活の中身をどう援助していくかというところになります。また、学校のサポート、勉強のサポートはしたけれど、例えば本をずっと読んでいるというようなことがあり、知らず知らずのうちに休み時間をずっと1人で誰とも遊ばずに3年生、4年生になっっているような問題につながっていくというようなこともあります。

また、ある先生から別の先生に、「この子は指文字を使うんだ」と引き継ぎはされていて、実際に私が接してみて、「おはよう」って言ったら「おはよう」って言えるし、宿題もやってくるし何も問題ないなということになっていて、毎年度そこからスタートしてしまう

ことがあります。このようなことから、毎年度来てほしいという要望になるのだと思います。現在、6年生の子もおられますので、中学校に進学された折に、きっと中学校に訪問に行く可能性もあるのではないかと考えています。

他、学校には行かせていただくのですが、地域によって連絡の手続等はいろいろ違うというのが現状になっております。教育委員会を通して連絡を取ってくださいというところもあれば、公立の幼稚園とかでも同じように言っていただくところもありますし、直接連絡をとる場所もあります。以上です。

事業担当責任者：どうもありがとうございました。何か質問ありますか。

事業担当者：先ほど、近隣2県という話がありましたが、他都道府県まで行っておられるのですか。

Iさん：少なくとも児童発達支援で在籍された他都道府県の方がおられます。I事業所は、政令指定都市にありますが、現在、児童発達支援の利用者さんの3割の方が事業所の所在市内の方で、6割の方は同一都道府県下、他は近隣の都道府県から通われているという現状があります。

I事業所は、職員がみんな必ず車に乗れるとも限りませんし、事故とかそういうことも含めたりリスクから公共交通機関を利用して訪問していますので、市内でも端から端ということになると、片道1時間、バスも合わせたら1時間半の移動となり、移動にほぼ半日とプラスちょっとの時間をかけることになっています。

事業担当責任者：これは難聴というか、その障害に対応できるところが少ないために支援対象が広域になってしまうというふうに考えればいいのでしょうか。

Iさん：そうなのでしょう。もちろん聴覚支援学校さんも乳幼児期からの何らかのサポートのシステムもありますし、あとは肢体不自由児協会さんも同じような民間の教室といったような、児童発達支援の提供先もあります。場所や規模等によって利用者の方がお選びになっている状況にではないかと思います。

事業担当責任者：ありがとうございました。

⑩ J事業所： Jさん

J事業所 基礎情報												
設置運営	中核市		本体事業	福祉通園センター								
その他実施事業	障害児通所支援 (J-①・J-②) ・ 障害児相談支援 (J-①) ・ 障害児等療育支援事業 (J-②)											
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)	約53万人											
訪問に当たってのルール設定												
	<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 対象児	<input type="checkbox"/> 年齢								
				<input type="checkbox"/> 障害種別								
			<input type="checkbox"/> 訪問先									
			<input type="checkbox"/> 訪問回数									
			<input type="checkbox"/> 訪問期間									
			<input type="checkbox"/> 訪問頻度									
			<input type="checkbox"/> 訪問時間									
			<input type="checkbox"/> その他									
訪問支援員の状況												
No	性別	年齢	資格	子ども 経験年数	(うち障害 児支援サー ビス)	雇用形態	専任/兼任	通所支援		通所支援		
								J-①	J-②			
1	女	40歳代	臨床心理士	～30年		正規	兼任	○	○			
2	女	30歳代	臨床心理士	～10年		正規	兼任	○	○			
3	女	40歳代	臨床心理士	～20年		正規	兼任	○	○			
4	女	30歳代	臨床心理士	～10年		正規	兼任	○	○			
5	男	40歳代	理学療法士	～30年		正規	兼任	○	○			
6	女	50歳代	理学療法士	～30年		正規	兼任	○	○			
7	女	40歳代	理学療法士	～10年		正規	兼任	○	○			
8	男	40歳代	理学療法士	～30年		正規	兼任	○	○			
9	女	30歳代	理学療法士	～10年		正規	兼任	○	○			
10	女	40歳代	作業療法士	～30年		正規	兼任	○	○			
11	女	40歳代	作業療法士	～30年		正規	兼任	○	○			
12	男	30歳代	作業療法士	～10年		正規	兼任	○	○			
13	女	30歳代	作業療法士	～10年		正規	兼任	○	○			
14	女	40歳代	言語聴覚士	～30年		正規	兼任	○	○			
15	女	40歳代	言語聴覚士	～30年		正規	兼任	○	○			
16	女	40歳代	言語聴覚士	～30年		正規	兼任	○	○			
17	女	40歳代	言語聴覚士	～20年		正規	兼任	○	○			
18	男	30歳代	理学療法士	～10年		正規	兼任	○	○			
19	男	～20歳代	理学療法士	～10年		正規	兼任	○	○			
20	男	50歳代	作業療法士	～30年		正規	兼任	○	×			
訪問支援実績 (J-①)												
			平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
保育所							1	2	2	7	3	5
幼稚園							1	4	1	4	1	4
訪問支援実績 (J-②)												
			平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数
保育所			1	2	3	8	8	23	9	19	10	13
幼稚園			1	3	2	2	1	4	1	2	2	4
認定こども園			0	0	0	0	4	8	6	4	2	3
小学校	1～3年	通常級	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0
		支援級	0	0	0	0	2	3	4	7	4	6
	4～6年	通常級	0	0	1	2	1	4	2	8	0	0
		支援級	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
中学校			通常級	0	0	0	0	0	0	0	1	1

Jさん： 当方は、2つの児童発達支援センターそれぞれに保育所等訪問支援事業所の指定を受けています。J-①事業所とJ-②事業所です。

まず、事業所には知的障害、自閉症の子どものほか、肢体不自由児も対象です。診療所も併設しています。私の所属は、発達相談室で相談をしている心理職です。

訪問支援員は、J-①事業所に20名、J-②事業所に19名おりますが、リハビリテーション職のスタッフは本来は診療所で保険診療を行っていて、1日、最大16単位8枠のリハビリテーションをしております。

私のかかわる相談は無料ですが、1日7枠の相談を受けています。その勤務時間の中に各児童発達支援センターの保育部門との連携なども含まれ、そのような勤務実態の中で保育所等訪問支援をしています。

連携に関しては、今まで報告された方もおっしゃっていましたが、比較的随時、連携は無料でやっています。その中で、定期的な訪問が必要なお子さんであったり、卒退園して地域に出たときの移行支援を保育所等訪問支援でやらせていただいています。

対象児、障害種別の制限はありません。訪問先も制限はないのですが、実際には中学校は1件、高校は事例なし、特別支援学校に関しては、センターの障害児等療育支援事業として、別途リハビリのスタッフが定期的に連携をしているような事情です。

訪問回数、訪問期間、訪問頻度というのは、ニーズに応じてという形になりますが、例えば（追加お願い致します）受給者証で月5回を限度としていただいても、なかなか回数を多くはお伺いできていないです。保育所ともすり合わせながら、余り高頻度に伺うのは保育所としても対応が少し難しいと言われるところもありますので、学期に1回ぐらいが現実的な対応になっていると思います。最初は少し頻度高く伺っていても、子どもさんが落ちついてくると頻度、間隔を空けたり、電話で状況をお尋ねするというフォローの形になって、回数が減っていています。

訪問時間も、相手方のご都合で伺っていますが、保育所や幼稚園の場合は、9時半ぐらいから2時間ほど自由遊びと設定保育に入らせていただいています。また、子どもさんのニーズや状況に応じては、11時半から12時ぐらいまで給食やお弁当の場面に入り、その後先生方とお話をさせていただく時間を持っていることが多いと思います。

先生方とお話しする時間については、保育所から「給食のときだったらフォローの先生を入れられるからこの時間にしてください」、「お昼寝の時間にしてください」など、ご希望を伺っていることが多いと思います。学校に関しても、1～2時間目に訪問支援を行い、休み時間に先生とお話するとか、3～4時間目に訪問支援を行い、昼休みに先生とお話するとか、学校のご希望に合わせています。

先ほどからの話を伺っていて思ったのですが、遠くまで行かないといけないようなケースは、本来勤務時間が8時35分からということにはなっているのですが、少し早く出勤し、早く出発しているケースがあります。

余談ですが、島に住んでおられる方との契約が、1件あります。先日初めて行くときに台風と重なって急遽中止になったということもありました。スタッフは兼務ですので、通常

として面接やリハビリ等の予約を入れています。一度そういった形で中止になったり、お子さんが休んでしまっただけの日を替えるときは1ヶ月はお待たせするような形になってしまうのが現状です。以上です。

事業担当責任者：ありがとうございます。ご質問は。

事業担当者：実際動いている支援員は何人になるのですか。

Jさん：事業所指定の際に訪問支援員として登録をされていて、担当児が希望した場合はそのスタッフが動けるようにしています。どのスタッフがどのくらい動いているかという個々のところまで細かく確認してこなかったのですけれど、複数のケースで動いている担当者もいれば、今は担当の子どもが契約してないのでないスタッフも恐らくいるかと思います。

事業担当者：では、児童発達支援に関わっている全スタッフが動く可能性があるということですね。

Jさん：あります。20名、19名の中には、今産休をいただいているスタッフも複数含まれているので、実働できる人数は少し減っています。

事務局：補足で、J-①事業所の資料で20名の登録で、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と、J-②事業所のほうで19名は重複しています。職種は今申し上げたような情報と同じです。

事業担当者：ありがとうございます。

Jさん：19名は同じです。J-①事業所に作業療法士がプラス1名いるという形で40名ではありません。

事業担当者：私の印象ですが、頻度は実態に合わせて月1回程度から始めるということですが、保護者は「とにかく急を要して早く来てほしい」という気持ちをお持ちなので、最初は頻度を多くした方がいいのではないかと感じています。月1回から開始して減っていくというのは、事業所全体の考え方なのでしょうか。

Jさん：契約のときには、「たくさん行ってほしい」と言われるのですけれど、実際にこれ以上は動けないということでご了解をいただいている申しわけない状態です。

それで、訪問支援先に伺ったときに、先生に「次いつごろ来ましょうか」と聞いています。先生が「次この時期に見てほしい」というニーズと折り合わせていくので、お母さんには「今回こういうお話をしてきて、次回この時期に伺って、こういうことを見たいと思います」とご説明して、大体のご了解をいただけるんです。けれども、お母さんは私たちには直接言われませんが、保育所のほうに「もっとたくさん来てもらえないのですか」というふうにプレッシャーをかけていらっしゃるケースもあるようで、そこは本当に申しわけない状況です。

その他、契約までにすごく時間がかかる場合もあるので、アセスメント訪問も兼ねて障害児等療育支援事業として無料で動いたり、随時電話連絡とかも含めて、連携のほうでカバーできるところは各スタッフが状況に応じてやっています。

事業担当者：ありがとうございます。

事業担当責任者：何か質問ありますでしょうか。

Eさん：先ほど学校において1～2時間目に対応して、また昼休みにということでしたが。

Jさん：例えば1～2時間目に訪問して、20分休みにお話しして、そこで支援を終了したり、学校によっては3～4時間目に伺って、昼休みにお話をしましょうという場合もあるということです。

Eさん：ありがとうございます。

事業担当責任者：よろしいでしょうか。

Dさん：たくさんの専門員さんがいらっしゃいますが、契約されている数というのは大体どれぐらいですか。

Jさん：契約は、J-②事業所のほうで今20名、J-①事業所のほうで4名だったかと思います。

Dさん：ありがとうございました。

事業担当責任者：よろしいでしょうか。ありがとうございました。

11 K事業所： Kさん

K事業所 基礎情報																					
設置運営	社会福祉法人	本体事業	児童発達支援センター																		
その他実施事業	障害児通所支援・障害児相談支援・その他																				
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)	約40万人																				
訪問に当たってのルール設定																					
	<input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> 対象児	<input type="checkbox"/> 年齢																	
				<input type="checkbox"/> 障害種別																	
			<input type="checkbox"/> 訪問先																		
			<input type="checkbox"/> 訪問回数																		
			<input type="checkbox"/> 訪問期間																		
			<input type="checkbox"/> 訪問頻度																		
			<input type="checkbox"/> 訪問時間																		
			<input checked="" type="checkbox"/> その他	保護者の就労で保育園に行かざるを得ない、障害の重い通園療育が必要な児へ支援を行うことを優先して対象児を検討																	
訪問支援員の状況																					
No	性別	年齢	資格	子ども経験年数	(うち障害児支援サービスマン)	雇用形態	専任/兼任	必要に応じて協力を仰げるスタッフ													
1	女	40歳代	保育士	~30年	~30年	正規	専任														
	女	40歳代	保育士	~30年	~30年	正規															
	女	40歳代	保育士	~20年	~20年	正規															
	女	40歳代	保育士	~20年	~20年	正規															
	男	40歳代	その他指導員	~20年	~20年	正規															
	女	40歳代	保育士	~20年	~10年	正規															
	女	50歳代	保育士	~30年	~30年	正規															
	女	50歳代	保育士	~40年	~30年	正規															
	女	30歳代	保育士	~20年	~5年	正規															
	女	30歳代	保育士	~20年	~20年	正規															
	女	~20歳代	保育士	~10年	~10年	正規															
	女	50歳代	臨床心理士	~30年	~20年	正規															
	女	30歳代	臨床発達心理士	~20年	~20年	正規															
	男	30歳代	言語聴覚士	~10年	~10年	正規															
	女	30歳代	言語聴覚士	~10年	~10年	正規															
	女	50歳代	言語聴覚士	~30年	~30年	正規															
	女	50歳代	理学療法士	~30年	~30年	正規															
	女	40歳代	理学療法士	~20年	~20年	正規															
	女	~20歳代	理学療法士	~10年	~5年	正規															
訪問支援実績																					
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度											
		実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数										
保育所								16	45	20	35										
幼稚園								5	12	6	4										
認定こども園								2	3	3	5										
小学校	1~3年	支援級						1	3	1	0										
特別支援学校	小1~3年							1	2	1	1										
その他( )								1	1												

Kさん： 現在、訪問させてもらっているのは主に保育園、幼稚園、認定こども園、一部の小学校です。特別支援学校は必要に応じて行かせてもらっている状況です。

訪問回数としては、支給決定はK事業所のある市は、現在、月に2回になっています。大体どこも、3か所の児童発達支援センターで保育所等訪問支援をされている方に聞いても、よく行けて月に1回がいっぱいということです。最初は、頻度を高く行くけれども後半は少なくなっていくというパターンもありますし、半年で訪問期間を区切って行っている場

合もあるといっています。ただ、障害の重い方に関しては、どうしても長く支援が必要な場合が多いとか、発達障害系の子どもさんに関しては、半年ぐらいでの目標を定めて関わるほうがいいのではないかと思います。

訪問時間に関しては、障害児等療育支援事業などで保育園、幼稚園に行ってた場合と同様に、おおよそ10時ぐらいから1時間ぐらかかわらせていただいた上で、その後1時間ぐらい先生とお話をするようなパターンが多いです。学校などはそうはいかないので、朝の授業に入って間で先生とお話する、午後の授業に入って夕方お話をする場合もあります。また、保育園、幼稚園のニーズに合わせて「給食のところは見てほしい」といった場合にはそこに合わせて行くとか、「午後の授業時間に関わって欲しい」とかであれば、そこに合わせるなど、目的に合わせて時間は調整させてもらっています。

契約人数に関しては、現在34か35名程度で、もう一つの事業所もありますが、同数ぐらいです。対象エリアは、K-②事業所のほうが少し広いです。合わせて、現在のところ70件ぐらい、市内3センター合わせて約130件支援しています。

保護者への報告に関しては、電話連絡や面接をさせてもらいながら報告をすることが多いです。保護者に応じて、それぞれ伝え方の工夫をしないと伝わらないよねという意見が出ていたので、報告書を訪問先に送らせてもらうという方もいます。

報告書の報告の仕方も文面では伝わらないことが多いので、そのときの子どもさんの様子を写真入りで報告したり、『保育園ではこんなことしてもらってるよ』みたいなことを新聞仕立てでつくって報告をするなど、いろんな工夫を始めているところです。先生方への伝達も写真を使ったりビデオを見ながら、「こんな感じでしたよね」とかというようなことも必要なのかな、ちょっとずつ訪問先への支援方法も工夫をさせてもらっています。

また、懇談会も設けながら、支援先の先生方、ご家族の方とか、事業所の方とか、目的や狙いをそれぞれ定めた上で、「それぞれのところで何ができるか」など目標を確認しています。「次の懇談の時にどうだったか等の経過を聞かせてください」と伝えていきます。これは、訪問先や私たちだけで責任を負うのではなくて、みんなで関わろうというスタンスができたらいいと思いつつ進めさせてもらっています。

障害種別に関しては、肢体不自由児、発達障害、重複等さまざまです。

訪問に当たってのルールとしては、なるべく地域に行かれています方であつ、障害が重い方に照準を当ててというふうにはしています。同一法人内に別途2事業所がありますが、一か所は同じような方針であり、もう一か所は、発達障害系の子どもさんが割合としては多いかなと思います。

私もたくさんの経験がないもので、支援会議にてエリア全体を見渡し、この方に支援が必要かどうかを話し、依頼を受けて訪問しようか、この方はお断りしようかなど、支援の範囲を決めてもらっています。以上です。

事業担当責任者：ありがとうございました。ご質問ありますでしょうか。

事業担当者：Kさんのところは、支援に行くときに必ず複数スタッフで行かれていますね。

Kさん：はい。

事業担当者：それについてご説明いただけますか。

Kさん：障害児等療育支援事業にて、以前からそのような支援形態で行っています。よって、複数で行くというのが原則になっています。やはり1人の視点ではなくて複数の目でその子どもさんに合うような状況を確認しながら支援をしていくというスタンスを持っていたので、保育所等でもそれは踏襲させてもらっています。

ただ、どうしても複数スタッフのスケジュールを合わせようと思ったら日程調整がすごく大変で、そのために訪問支援に行けないことも起こっていたりするので、3事業所それぞれに専任1人とそのうち、一か所は担当エリアが広いので、0.5人分専任が配置されています。契約児童が60人いても動き的には少しスムーズということと、1人で行かないといけない現実もあります。緊急性高いときは1人で行ってきます。やはり複数いると、私も安心ですし、いろんな視点で支援ができ、幅広さはあると思います。

もう1人の訪問支援員は、対象児と何らかのかかわりがあったスタッフと一緒にいきたいという思いはあるようですので、スタッフの選定に関する意見をもらったりします。

事業担当責任者：よろしいですか。ほかにはどうですか。

事業担当者：スタッフの職種をもう1回教えてもらっていいですか。

Kさん：保育士、指導員、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、心理です。

事業担当者：ありがとうございます。

事業担当責任者：保育士の方が割と多いと思うのですが、何か保育士であることなどの資格のことを訪問先にお伝えしたり、訪問先から聞かれたりすることがありますか。また、保育園だと同職種ということもあるかもしれないのですが、学校だと、訪問支援の受け入れとかも含めていかがでしょうか。

専門職だと割と受け入れられ易かったり、入りやすい。けれども、保育士だと入りにくいなど、何か職種でどうなのかを確認したいのですが、何かご意見はないですか。

Kさん：私は学校に心理と行ったりはしたんですけど、でも作業療法士と一緒にいるほかの事業所の話では、学校にはない視点での切り込み口があると介入しやすいというのは言われていました。また、実績を積んで訪問先に安心してもらった上で、保育士が理解面やいろんなことについて子どもの障害特性に応じた関わりの提案をお伝えすると受け入れてもらい易いかなということはありませんでした。けれど、やはり（他の）専門職が行く意味は大きいと言われていました。

事業担当責任者：専門職だけというもまたちょっと広がりがない可能性もあるので、やっぱり保育士の視点とかというのも非常に大事なのかなというふうにもちょっと思ったので、また時間があれば聞かせてください。ありがとうございました。

12 L事業所： Lさん

L事業所 基礎情報																					
設置運営	法人・合同会社	本体事業	障害児通所支援事業・多機能型事業所																		
その他実施事業	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援																				
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)	約30万人																				
訪問に当たってのルール設定																					
<input type="checkbox"/> なし		<input checked="" type="checkbox"/> あり		<input type="checkbox"/> 対象児		<input type="checkbox"/> 年齢															
						<input type="checkbox"/> 障害種別															
				<input type="checkbox"/> 訪問先																	
				<input type="checkbox"/> 訪問回数																	
				<input checked="" type="checkbox"/> 訪問期間		原則6ヵ月、6ヵ月ごとに延長を検討															
				<input checked="" type="checkbox"/> 訪問頻度		月1~2回程度から学期に1回程度															
				<input checked="" type="checkbox"/> 訪問時間		訪問先の希望に応ずる(2~4時間)															
				<input type="checkbox"/> その他																	
訪問支援員の状況																					
No	性別	年齢	資格	子ども経験年数	(うち障害児支援サービス)	雇用形態	専任/兼任														
1	男	30歳代	臨床心理士	~10年	~10年	正規	兼任														
2	女	30歳代	保育士	~10年	~10年	非正規	兼任														
訪問支援員の状況																					
				平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度									
				実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数								
保育所								3		28											
小学校	1~3年	通常級							2		7										
		支援級							3		8										
	4~6年	支援級							6		24										
中学校		通常級							5		8										

Lさん：訪問支援のルールについては、明確なものをつくってないのですが、L事業所のある県の支給決定は、おおむね月1回で出ますから、それに合わせての訪問になっています。ケースによっては月2回のケースもありますし、学期に1回のケースあるいは月2回から経過を追う中で学期に1回行こうという形もあります。

訪問の期間としては、原則6ヶ月、6ヶ月ごとにモニタリングを行って、延長が必要であるかどうかの評価を行っております。

訪問時間については、訪問先の希望に応じております。2から4時間としておりますけれど、昨年の県の実地指導で「これは通所の1日分の単価であるから半日だけ？」と言われました。次の実地指導で多分指導されるんだろうと思って、今は5時間にしました。それまではおおむね2時間ぐらいで訪問支援していましたが、1日に3ケース回るとはちょっとおかしいんじゃないかという県からの指摘がありました。

家庭との連携については、訪問前日に「明日行きます」と電話を入れます、その電話で体調が良し悪しもつかめます。また、訪問当日には電話もしくは電話つながらない場合にはメールで状況を伝えます。ただ、当日伝えることは、子どもが「頑張っていたこと」とか「よかったこと」に絞ります。どうしても電話だと真意が伝わらないことがあるので、

まずよかったことを伝えて、訪問の際見られた課題については、直接面談をもってお話を  
するっていう形をとっております。

現在、10月1日時点でのサービス利用児童は8名でございます。

所属先は保育園、小学校、中学校でございます。高校については、これも地域性かな、  
高校生には訪問支援は必要ないということで支給決定を出してもらえないとか、特別支援  
学校は専門の先生がいるから訪問支援は必要ないんじゃないかと相談支援事業所とかで言  
われることがあります。あるいはその地域のドンと言われる先生がいらっしゃるの、な  
かなか学校に入れてくれないということがあったりしてですね、ドンが退職すると変わる  
のかなという話もしております。放課後児童クラブについては、「行かせてくれ」という  
お話を事業者をしているんですけど、「前例がないから訪問を認めるか検討します」とい  
うことで、この2ヶ月回答なしということで、一応無報酬で行かせていただいています。

スタッフについては、今、通所と兼任で臨床心理士1名、保育士1名です。実際の訪問  
は、施設長の私ともう1人のスタッフで行っていて、私が1人で行ければ経済的な効率も  
いいわけですが、一人が施設長と児童発達支援管理責任者と訪問支援員を兼ねることはで  
きないので、ルール上2人で訪問しています。

訪問支援員は、実務経験があっても現場での力とは違うと思うので、一緒に動きながら  
職員を養成しているというような状況でございます。           まずここまで、以上です。

事業担当責任者：ありがとうございます。ご質問をお願いいたします。

事業担当者：この兼任の先生ともう1人の保育士さん2人で動いていらっしゃるが多い。

Lさん：そうですね。保育士もしくは臨床心理士が動きます。

事業担当者：ということは、その2人で4時間使っているという。

Lさん：4時間使います、はい。

事業担当者：ものすごい手厚いですよね。

Lさん：だから、初年度に実地指導を受けてから件数が減りました。

事業担当者：ですね。

Lさん：対応できないですね。

事業担当責任者：きょうは幸いなことに専門官もいらっしゃっていますので、それは後でまたしっ  
かりと指導の指導をしていただこうかなと思います。

保育所とか学校とのやりとりの中で非常に困ることとか、あとは工夫されていることが  
あれば、少しお聞かせください。

Lさん：まず、やりとりの中では、やはり外部が突然入ってくると、私自身、スクールカウンセラ  
ー、スクールソーシャルワーカーの経験があったんですけど、やはりこちらの土俵にいき  
なり持ち込んでいくとトラブルになってしまうので、まずは学校の状況をしっかり把握す  
るというところで訪問前に管理職の先生とは必ずお話をさせていただきます。

その上で、学校の状況を聞かせていただいて動いていくというのが1点。もう1つは、各市町の教育委員会の指導主事のほうとも連携をとるということです。要はトラブルになったことがあるわけです。

事業開始当初に「先生方もお忙しいだろうから、じゃあ授業が終わった後、ケース会議しますか」って言ったら、教職員組合から「こんなふうに来てきた事業所がある」って教育委員会に言われたことがあってですね、なかなかいろいろ難しい事情があるんだなというのはよくわかったので、教育委員会と連携をする形をとっております。ただ、内々のネタになってしまいますけれど、私の家内が小学校の教員なので、大体学校の情報が入ってくるというのがそれは強味かなというところです。

もう1点は、特に管理職の理解がある学校というのはとても支援が広がっていくので、この4時間いる中の30分は校長との雑談でいろんな校内の状況の情報が入ってきたり、もう1つはその訪問対象児童の先生がメンタルヘルス上の問題を抱えていて、その辺りのアセスメント、内々、子どもじゃなくて先生の状況を見てくださいますかとかですね、あるいは各学級には複数支援を要するお子さんがいるので、4時間行っている中で実質その対象の児童を見ているというのは、例えば2時間見ていたとしても、もう1時間は実は同じクラスにいながら別の子を見ているという形があって、その辺り学校とある意味フィフティー・フィフティーの関係というかですね、ニーズに応えながらやれたのかと思っております。

他には、研修等の依頼は積極的に受けるようにしています。この5年ぐらい、うちの事業所の現役の職員研修は私が特別支援教育を担当して、それもあって、また担任の先生たちと連携しやすい状況はあるかなと思っております。

**事業担当者：**先ほど特別支援学校には支給決定がされないとか、放課後児童クラブにはとか、中学校にはとか、結構申請をするのになかなか支給決定をしてもらえないケースが結構あるように見受けられるんですけど、結構な数があるのでしょうか。

**Lさん：**というか、自立支援協議会の中で、やっぱりなかなかこういう話になっていかない感じがあるのかな、前例がないからということと、それがそもそも通常学級にいるのに何で支援が、知的障害じゃないのにという話になるので、受け入れがまだまだ不十分なのかなと思うところはあります。

**事業担当責任者：**ありがとうございます。私の聞き漏れかもしれませんが、実際には訪問支援の対象者というのは、先生のところの事業所に通われている方だけなんですか。

**Lさん：**それ以外もあります。単独で訪問を使われている方もいらっしゃいます。

**事業担当責任者：**もともとかわりのないところからいきなりこういった相談があって、支給というか訪問なののでしょうか。

**Lさん：**かわりがなかったケースもありますし、私が以前に勤めていた医療機関で見ていた子たちが、私が始めたんでという形で、それだけ使いたいという形があったりします。

**事業担当責任者：**わかりました。ありがとうございました。

13 M 事業所： M さん

M事業所 基礎情報																								
設置運営	社会福祉法人	本体事業	児童発達支援センター																					
その他実施事業	障害児通所支援・障害児相談支援・障害児等療育支援事業・その他（短時間通園）																							
保育所等訪問支援事業の対象地域(人口規模)	約60万人																							
訪問に当たってのルール設定																								
<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり		<input checked="" type="checkbox"/> 対象児	<input checked="" type="checkbox"/> 年齢	幼稚園・保育園（所）に所属している園児																				
			<input type="checkbox"/> 障害種別	なし																				
		<input checked="" type="checkbox"/> 訪問先	幼稚園・保育所（園）・子ども園・小学校（引き継ぎ）																					
		<input type="checkbox"/> 訪問回数	なし																					
		<input type="checkbox"/> 訪問期間	なし																					
		<input type="checkbox"/> 訪問頻度	なし																					
		<input checked="" type="checkbox"/> 訪問時間	午前中・懇談は保育所13:00~14:00幼稚園16:00~17:00																					
		<input type="checkbox"/> その他	なし																					
訪問支援員の状況																								
No	性別	年齢	資格	子ども経験年数	(うち障害児支援サービ)	雇用形態	専任/兼任																	
1	女	~20歳代	臨床心理士	~5年	~5年	正規	専任																	
2	女	~20歳代	保育士	1年	~5年	非正規	専任																	
3	女	50歳代	保育士	~20年	~5年	非正規	専任																	
訪問支援実績																								
		平成24年度		平成25年10月~		平成26年度		平成27年度		平成28年9月まで														
		実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数	実人数	延回数													
保育所				23	21	78	68	83	75	60	47													
幼稚園				22	20	105	98	93	85	36	25													
認定こども園										1	1													
その他(学校引き継ぎ)								8	8															

Mさん：M事業所のある市は、小学校や教育委員会が充実して、教育相談もあり、各学校の中に支援級をつくろうという動きが活発です。もうかなりの数ができてきている状況なので、特に学校の中に出向くということはなく、私たちの対象は幼稚園、保育所（園）などの幼児だけです。

また、児童発達支援センターに併設している事業所なので、毎日通園が提供されていて、その子どもたちが帰った後に無料のグループ指導というのを地域の幼稚園、保育園に通っている子どもたちを対象に行っています。それも年々、数が増えている状態で、今年度は170名ぐらいでスタートし、グループ編成して進めているところです。

対象の子どもたちは、概ね月2回のグループに通ってきています。実際の訪問支援先での様子が基本になるので、そこでの様子を見た上で、目標立てが必要ということになります。

保護者には面接のときにできるだけ保育所等訪問支援の説明をして、私たちも所属園での様子を見せてほしいと伝えています。もちろん希望された方しか行かないですが、ほとんどの方が希望されて契約をしています。

年長児からスタートしますが、年中・年少児については継続して年に何回か行くことになります。

M事業所のある市は月4回というのが上限ですが、実際には保育所等訪問支援として行くのは、年度前半にまず行き、その後1ヶ月以内ぐらいいもう一度訪問します。その時に、担任や保護者が参加することもあります。この2回の訪問を年度の後半にも実施しています。また、年度の半ばに1回グループ参観をやって、M事業所が併設されている児童発達支援センターに幼稚園や保育園の先生に出向いてもらって、療育での様子を見てもらうことをしています。これは、先生達との連携をしやすいものでサービスです。

訪問の時間枠は、午前中で9時半か10時ぐらいから11時半ぐらいのメインの活動のみで、そして子どもたちが給食の時に担任の先生と目標立てのお話をして帰ります。

職員体制については、3名います。その3名中1人は単独で訪問しています。残りの2人はまだ1人では行けない職員なので、2人で組んで行きます。

現在、今年度9月までに希望していないケースを除いた対象のほぼ、60名に行っています。以上です。

**事業担当責任者**：ありがとうございました。では、ご質問をお願いいたします。

**事業担当者**：実際の契約人数は何人でしょうか。

**Mさん**：契約……100人以上はいると思いますけれど、これは保育所等訪問支援に出向いた数なので、今年新規で入ったケースと年中、年長の継続ケースを合わせると100人以上です。

**事業担当者**：今の質問に関係する事ですが、その方たちに対して先ほど説明があった、大体その契約されている方について年間で4回訪問するという感じで考えればいいんですかね。

**Mさん**：そうですね。

**事業担当者**：すると、年間で4回がマックスと考えていいんですかね。4回以上行くケースはあるんですか。

**Mさん**：あります。概ね4回ぐらいなのですが、例えば、非常に知的に重たい子どもさんでグループにも入れないようなお子さんがいるわけですね。そういう場合は、保護者とお話をして、最初の支援計画を立てるとき、相談支援とか立てるときに実際月一回ぐらい様子を見て行って、目標というか、そのときはポータープログラムを使うことが多いですけど、実際に出向いて行って、保育園の先生たちと保護者と話し合っって目標をずっと立てていくみたいな感じでやりますね。

**事業担当者**：ありがとうございました。

**事業担当者**：ちょっと1人概ね4回というのは、それさっき2回でワンセットと言われた、ワンセットというのは、1回の請求額、1回分の請求額ですか。

**Mさん**：いや、2回分請求します。

**事業担当者**：ということは4回請求するということになりますか。

**Mさん**：そうですね、はい。

**事業担当者**：そう考えていいのですね。

**Mさん**：そうです、はい。

事業担当者：わかりました。それと、年度初めと年度終わりにはすごく人数が増えないかというところのちょっと心配をしているのですが。

Mさん：年度当初はですね、年少児はまだ入ってきたばかりなので、対象としては年長児さんを中心にやっていきます。ちょうど7月ぐらいまでに年長児さんが終えて、そしてその後に年中児、年少児です。

事業担当者：わかりました。ずらしていかれるのですね。

Mさん：はい。

事業担当者：はい、ありがとうございます。

事業担当責任者：よろしいですか。何かこれだけは質問したいという方がいらっしゃいますか。

Dさん：グループ参観というお話でしたが、それは何人かでその子どもを一度に見るといような感じなんですか。

Mさん：そうです。その1つのグループが、少ないところは6人ぐらいなのですが、多いところは15人ぐらいのグループです。そして、その所属している園の職員が来るので、15園が来る場合もあるわけですが、そして、その後、見てもらって、その後に先生たちと懇談をするんです。そうしたら、園同士のつながりとか、こういうところの園はこういうことをやっているんだみたいな話も出てきて、意外とそこで対応方法とか支援方法の交流ができるという感じです。

Dさん：それは行くのではなくて、来ていただくのですね。

Mさん：そうです。先生たちが。

事業担当責任者：今言ったのは多分、グループの指導しているところの場面に先生方が来ていただいてっていうこと。

Dさん：来ていただくということなんですね。

Mさん：そうですね。

Dさん：はい、ありがとうございます。

事業担当責任者：それを多分請求の対象にはしていないということですね。

Mさん：はい、そうです。それはもう勉強会みたいな感じになるかもしれませんが。

Dさん：別にやっているということですね。

Mさん：そうですね。

Dさん：ありがとうございました。

事業担当責任者：ありがとうございました。



ビス、児童発達支援事業のスタッフと訪問支援員とを兼務していましたので、その兼ね合いもあって午前中の2時間程度ぐらしか時間が取れなかったという実情でした。とりあえず、以上です。

**事業担当責任者：**ありがとうございました。ご質問はありますでしょうか。

では、平成26年、平成27年は実績がないということなんですが、事業所として事業を行わないというふうにしているのか、それとも申請がないからやっていないということなんでしょうか。お聞かせいただけますでしょうか。

**Nさん：**まず、平成25年度の末で1人職員が、訪問支援をしていた職員が退職をしました。その退職に伴って、多私が多機能型事業所の児童発達支援管理責任者につかなければならなくなりまして、実質的に訪問支援員ができなくなったというのが1点でした。もう1人保育士も退職したので、実際に訪問支援員として行ける者がいなくなったというところが一番大きな理由です。

**事業担当責任者：**ありがとうございました。ちょっと今関連してなんですけれども、そこで結局また新たに放課後等デイサービスの職員とかを雇っているとは思いますが、そういう方ではやっぱり雇った方だと保育所等訪問支援に行くだけの経験とか知識とかがなかったのかということよろしいでしょうか。

**Nさん：**そうです、はい。

**事業担当責任者：**では、保育所等訪問支援に行くような、行ってもらえるようなスタッフというのは、どういう方だと行ってもらえるのかというのは何か想定はされているんでしょうか。

**Nさん：**うーん、そうですね、考えているのは、やっぱりセラピストが一番いいのかなとは思っているのですが、保育士さんないしセラピストがいいのかなとは思っています。どうしても新しく入ってくる職員は無資格であることも多くて、本当の指導員、何なら今までこういう仕事に携わったことがないというような職員も入って来たりもしますので、なかなかですね。

**事業担当責任者：**なるほど。ありがとうございます。ここもちょっとポイントになるかなと実は思っているのを聞かしていただきました。ありがとうございました。ほかにはどうでしょうか。

**事業担当者：**計画については、セルフプランがあるようですが、早急にしなければいけなくてセルフプランなのか、それとも市がセルフプランでやれということなのか、どんな意味合いでのセルフプランなんですか。

**Nさん：**N事業所のある市自体がその障害児に対する計画相談への認識というか取り組みというのがそう活発ではなく、どっちかという相談支援事業所に障害者のほうを先に計画相談入りなさいって通達をした時期もありました。ちょうど平成24年、25年度はそういう時期で、もう障害児のことは保護者がセルフプランで出すというような、その早急にどうのとかではなかったと思います。

事業担当者：では現在、放課後等デイサービスに通っておられる方たちはセルフプランではなく障害児相談支援による計画相談？

Nさん：そこも今 100%じゃないですね。

事業担当者：何%ぐらいですか、大体、おおよそ。

Nさん：今うちの契約数でいくと、26名が放課後等デイサービスで契約していますが、7割ぐらいいは一応計画相談が入ってますが、3割ぐらいいはセルフプランという感じですね。

事業担当者：ありがとうございました。

事業担当責任者：今実際やられてないということですが、保育所等訪問支援のセルフプランというのはあり得るとい話なんでしょうか。

Nさん：今ならまだあり得ると考えます。

事業担当責任者：あり得るといことなんですね。わかりました。ありがとうございます。では、ほかに何かご質問とかどうでしょうか。

Gさん：現在、休止になってしまったということなのですが、事業所の全体的な雰囲気として、今後スタッフが確保できたらぜひやりたいという感じなのか、それともこだけコストがかかっちゃって大変だったから、もうしばらくやらないという、どちらでしょうか。

事業担当者：ストレートでしたね。

Nさん：そうですね、やっぱり子どもたち地域で生活していますので、事業所というか法人全体としてはやりたいとは思っていて、今現在も保育所等訪問支援以外で地域の保育園との交流をやっています。この取り組み当初も、その訪問支援をしていた時期も「どこの誰？」というところからスタートでした。事業所自体が全然知られていなかったというところの反省も含めて、地域の園との交流を始めてみたり、人材育成のためにスタッフを選抜して行って、月に2回程度勉強会をやっているところです。

Gさん：ありがとうございました。

事業担当責任者：今、人材育成っておっしゃっていましたが、人材育成は、これは事業所側の人材育成ということですか、それとも園とか保育園とかの人材育成ということですか。

Nさん：事業所内のです。

事業担当責任者：事業所内の人材育成として、地域の保育園に出向いて行ってやりとりをしていくということを入材育成の中に位置づけているということでしょうか。

Nさん：そうですね。まずは本当に基本的な障害の知識であるとか、また対応方法であるといところからを会社内の勉強会でやっているところです。

事業担当責任者：ありがとうございました。

皆様のご協力のおかげで、スムーズに進行ができました。皆様ご協力ありがとうございました。

## (2) グループワークの結果

ヒアリング 14 対象事業所を 2 グループに分け、「保護者のニーズの内容」および「アセスメントの方法」についてそれぞれの実践経験から自由に意見を述べてもらった。その上で、研究担当者も加わりグループ内で任意にカテゴリー分けしてもらった。

その概要をまとめると、以下のとおりである。

### ① 保護者ニーズの種類

#### ア) 子どもに関すること

- ・対人関係に関係すること（お友達とのやりとりができるようになってほしい等）
- ・日常生活動作に関すること（トイレ、片付け、準備できるようになってほしい等）
- ・集団生活に関すること（着席、集団に入れるようになってほしい等）
- ・問題行動に関すること（友達を叩かないようになってほしい等）
- ・過敏さなどの特性に関すること
- ・授業中の姿勢など

#### イ) 訪問先に関すること

- ・訪問先での子どもの様子を知りたい（園でどのように過ごしているか、困っていないか、先生の関わり方等）
- ・先生に子どものことをわかってほしい（子どもの障害のことをわかってほしい等）
- ・先生に子どもへの関わり方を教えて欲しい（子どもの介助方法、指導方法、配慮について教えてほしい等）
- ・先生の困り感に対応してほしい
- ・先生と情報共有してほしい（療育機関での支援内容を訪問先の先生と共有して欲しい）
- ・引き継ぎがうまくいかない

### ② アセスメントの方法

#### ア) 子どもに関すること

- ・子どもの意見（訪問支援が入ることに対する子どもの気持ち等）
- ・子どもの困り感（そのメカニズムも含め）
- ・子どもの強み・苦手さ、楽しいこと・辛いこと
- ・集団の中での子どもの様子（行動観察）
- ・子どもの発達状況（発達評価）
- ・家庭での子どもの様子（睡眠、食事、ADL 等）
- ・専門機関での支援内容、様子（他の通所支援事業所を利用している場合）

#### イ) 保護者に関すること

- ・訪問先に対する思い（期待、不安等）
- ・子どもに対する思い（気になっていることも含む）

- ・保護者の困り感（家の中で、保育所との関係性等）
- ・保護者を支える人や物（訪問先に信頼、相談できる人がいるか等）
- ・保護者の子どもに対する関わり

#### ウ) 訪問先に関すること

##### ◎先生からの聴取

- ・訪問先が持っている情報の共有
- ・先生の子どもの見立て（運動、対人、コミュニケーション、集団、いい所等）
- ・子どもへの手立て
- ・訪問先の困り感、訪問先が感じる課題
- ・先生の子どもへの思い
- ・訪問先と保護者の関係性
- ・保育や授業内容（計画を含む）

##### ◎訪問先の環境

###### [物理的環境]

- ・クラス規模、時間（1日の流れ等）等
- ・刺激環境

###### [人的環境]

- ・訪問先の雰囲気（集団の質）
- ・他児の関わり、他児との関わり
- ・先生の関わり、先生との関わり

##### ◎訪問先の支援内容

- ・訪問先の活動で求められているレベルとマッチング

##### ◎本人の行動観察

- ・訪問先で誰とどのようなコミュニケーションをしているか
- ・どのような活動ができているのか（強み）
- ・過敏性はどうか（どのような刺激に反応しやすいのか、苦手なのかなど）

##### ◎その他

- ・保護者ニーズの現実性、妥当性
- ・保護者と訪問先のニーズのズレ
- ・訪問先の管理者と現場とのズレ

## 4 考察

### (1) 保護者のニーズが優先される

保育所等訪問支援は、保護者のニーズに基づきスタートする。保護者のニーズは、保育所等で子どもが集団適応できるようになることにあるが、保護者と訪問先の間には認識のズレが生じ、それが保育所等訪問支援の利用ニーズになっていることも少なくない。この保護者と訪問先との関係の“こじれ”を改善していくのが、ある意味、保育所等訪問支援の重要な機能・役割と言える。特に、訪問先機関への移行前もしくは現在並行利用している通所支援事業所（児童発達支援、その他の療育機関等）で手厚い支援を受けていればいるほど、保護者が保育所等に抱く期待は大きくなり、それがズレとなり、こじれとなって表面化している要因の一つと考えられる。保護者からは時に保育所等への不安や不満、不信という形で表出されるが、その背景には子どもを思う気持ちの大きさがあることを理解しておく必要がある。親を責めるのではなく、親の心情に寄り添い、親を孤立させないことが何よりも重要である。したがって、保育所等訪問支援の役割は、親の受け止め方を訪問先と共有すること、そして、訪問先で子どもが安心・安全に過ごしている様子を親に伝えること、訪問先の先生方も工夫しながらも愛情を持って丁寧に支援されている様子を親に伝えることで、相互の共通認識が進み、ズレも解消されていくと考えられる。

### (2) 保護者支援の重要性と煩雑さ

保育所等訪問支援は、先述のように保護者のニーズが最優先される、保護者の権利性に基づく事業である。それ故、訪問支援後の保護者への報告がとても重要になる。保護者は、支援の内容や子どもの様子、先生方の関わり方を知りたいと思っており、できる限りその日のうちに報告し、情報共有を図ることが重要である。しかし、保護者が勤務している場合、報告は夕方以降になることも多く、電話での対応の場合、時間外での対応にならざるを得ない状況がある。保護者了解のもと、メールで報告する事業所もあったが、双方向の共有の必要性から、数回に1度は電話や面接（事業所や家庭など）でやり取りしていた。定期的に報告書を作成し伝達している事業所もあり、写真やビデオで支援の様子を伝えているところもあった。

このように保育所等訪問支援では、他の障害児通所支援事業より丁寧な保護者への報告が必要であるにもかかわらず、「家庭連携加算」は設定されておらず、丁寧な支援を行なっても評価されない現状がある。

### (3) アセスメントの重要性と煩雑さ

通所支援の中で保育所等訪問支援ほど、アセスメントが重要となる事業はない。環境等が整備された通所支援事業所に来てもらって支援するのは異なり、保育所等の訪問先の環境下で支援すること、障害のない子どもを含む集団の中で集団力動も活用して支援することなどから、「子ども本人」や「保護者や家庭」を対象とした通常のアセスメントに加え、「訪問先」のアセスメントを丁寧に行う必要がある。訪問先でのアセスメントは、刺激の多さや物理的障壁などの環境面のほか、障害のない子どもも含めた集団の様子、集団の中で対象となる子どもがどのように過ごしているのか、先生方の理解や接し方など、本人の集団適応を阻害する要因を探り、逆にどのよ

うに活用できるのかを見立てる必要がある。そういった面では、高度のアセスメント力と支援力が求められる。

#### (4) 訪問先の制度に関する理解と協力が不可欠である

保育所等訪問支援は、保育所等の訪問先と保護者との間に生じている認識のズレを調整したり、こじれを改善することが役割の一つであると指摘したところであるが、保育所等訪問支援を実際に行なっている事業所からは、実は訪問先における管理職と現場の先生方にも認識のズレが生じており、現場の先生方は苦慮しているという報告もなされている。管理職は責任を持って園や学校運営にあたり、先生方の質の向上を図るための方策もとっており、訪問支援は不要であると受け入れに難色を示す機関も存在する。また、自分たちの支援を批判されるのではないかという誤解も生じている。しかし、管理職の思いとは裏腹に現場の先生方は不安の中で子どもと接しており、支援が受けたいといったニーズも潜在的に存在していることが分かった。保護者のニーズに基づいて開始されるという制度の趣旨を理解して、訪問支援の受け入れを行っていただくことが現場の先生方のニーズに対応できることに繋がると思われる。

#### (5) 訪問先の先生方が実感を持って支援ができるよう支える

保育所等においては、移行支援報告書や並行利用記録等で配慮すべき情報が伝えられたり、巡回相談などで専門家から子どもの見立てや手立てに関する助言を受けたりする機会は確実に増えている。しかし、助言や情報があっても、先生方が行なっている支援が本当に子どもにとって良いのかどうか実感を持つことができないでいることも事実のようである。保育所等訪問支援が定期的に入ることで、先生方は専門家の子どもの接し方を直接見て学ぶことができ、また、自分たちの関わりについて直接具体的、継続的に支援を受けることができる。そういった意味では、保育所等訪問支援の「間接支援」は単なる助言レベルではなく、訪問先の先生方が実感や自信を持って支援できるように支えることも重要になっている。

#### (6) 現時点では、事業所のできる範囲でルールを設定し実施している

保育所等訪問支援は、法律上、その利用にあたっての制限を設けていない。18歳までの支援を必要とするすべての子どもを対象としており、また、訪問先についても集団生活する通所の施設で市町村が認めれば原則どこへでも訪問できる。訪問頻度についても、国は2週に1回程度と標準を示しているものの特に規定はなく、柔軟に対応できるよう配慮されている。しかし、現状では対象児や訪問先の範囲及び訪問頻度などに制限を設けているところも多い。訪問支援には豊富な経験と高度な支援力を必要とすることから、専任で訪問支援員を配置できない事業所の事情もある。ベテラン職員を常勤配置できるだけの報酬体系になっていないという課題があることも否定できない。

しかし、これは訪問支援事業所が地域の要請に応え、手持ちの中で実践を行おうとしている姿勢の表れであり、一定の評価がなされるべきであろう。一定の支援ルールを設けることは、地域で事業をスタートする際には許容されるものであり、逆にスタートアップの参考になるものと思われる。しかし、いつまでも支援ルールを変えずに限定し続けることのないよう、行政や（自立

支援)協議会と連動し、地域で保育所等訪問支援が普及しやすい環境づくりを推進していくことが必要である。

## **D 調査4【抽出調査②：事業所タイムスタディ調査】**

### **1 研究目的**

保育所等訪問支援の具体的業務内容およびそれぞれの業務量を明らかにする。

保育所等訪問支援の実態を、①新規ケースと②継続ケースに分け、それぞれの業務内容や手間の違いを明らかにし、それぞれの課題を抽出する。

### **2 調査方法**

#### **(1) 調査対象**

調査3に協力いただいた事業所に記録用紙を配布し、記入してもらった。

ヒアリング調査14事業所のうち、参加協力が得られた事業者を利用する新規児童及び契約児童各1名。なお、契約児童とは、調査開始時点において既に利用契約を結んでおり、継続的に支援を行っているケースをさす。

#### **(2) 調査方法（記入方法）**

各事業所において、対象となる児童に対する支援に関わる動向を逐一記録してもらう。調査開始期間内に限定せず、振り返って記録することも含めて記録を実施した。新規契約児と継続支援児について、別々に記録する。

新規契約児については、相談を開始し、保護者が希望を表明した段階から、初回の支援が行われたところまでのプロセスを記録する。

継続支援児については、1件の支援に関わる前後のプロセスを記録する。つまり、日程調整や聞き取りから、事後の記録、事務処理までの各プロセスである。

#### **(3) 調査期間**

11月1日～30日の1か月間とした。

#### **(4) 分析方法**

① 新規ケース：新規ケースで利用相談から第1回目の訪問支援までのプロセスと業務量を明らかにする。

② 継続ケース：1回の支援に関わる前後のプロセスの期間とする。

得られた結果を、統一した図表を用いて整理を行う。その結果をもとに考察を行い、課題の抽出を行う。

### **3 結果**

新規ケースにおいては、3事業所のサンプルが、継続ケースについては4事業所のサンプルが得られた。このサンプルについて、行われている業務上の課題を分類した。

実際に訪問先施設を訪問し、対象児童の行動観察などの支援を行うことを直接支援として分類している。提出された結果から、行われている活動を整理・分類すると、直接支援の他に面談、電話、

移動、記録、事務、間接支援、会議という7つの項目がピックアップされた。各項目がどの時間帯に行われていたのかを表現するために、整理表を用意した。

### (1) 新規契約児について

新しく契約を結んだ事例について、利用希望が出されてから、支援開始までのプロセスを記録してもらう方法をとった。3事業所のサンプルを得ることができた。整理表を図に示す(図3.3～3.5)。

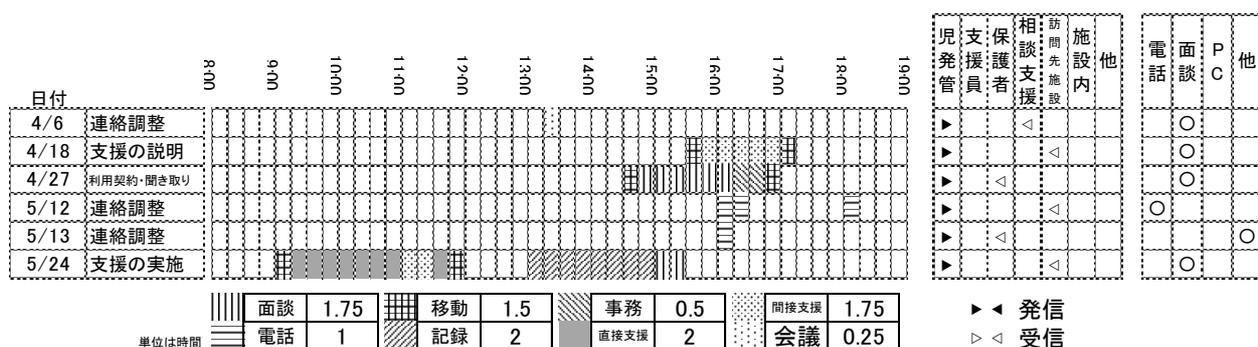


図 3.3 A 事業所

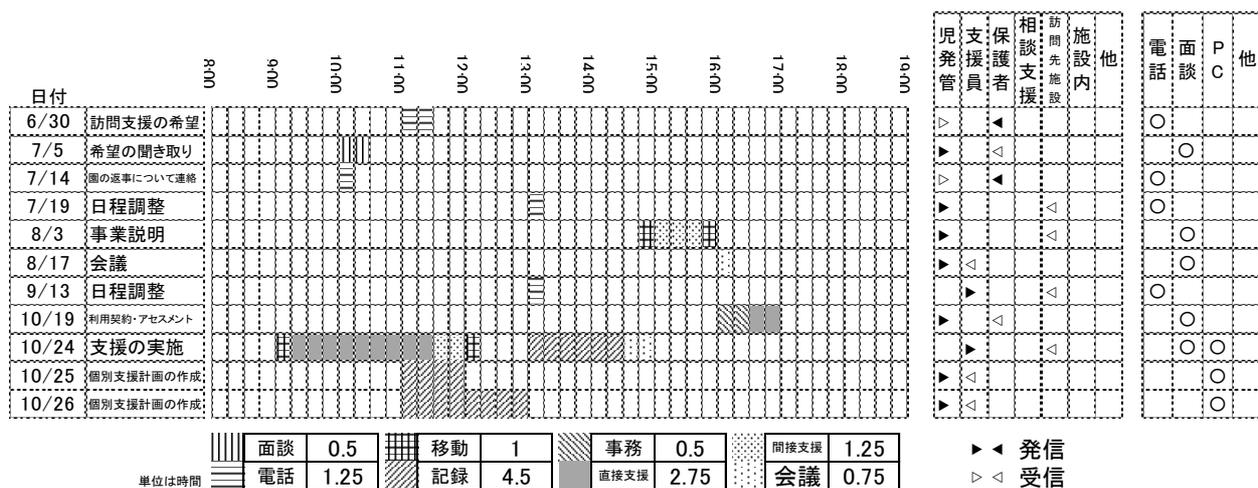


図 3.4 B 事業所

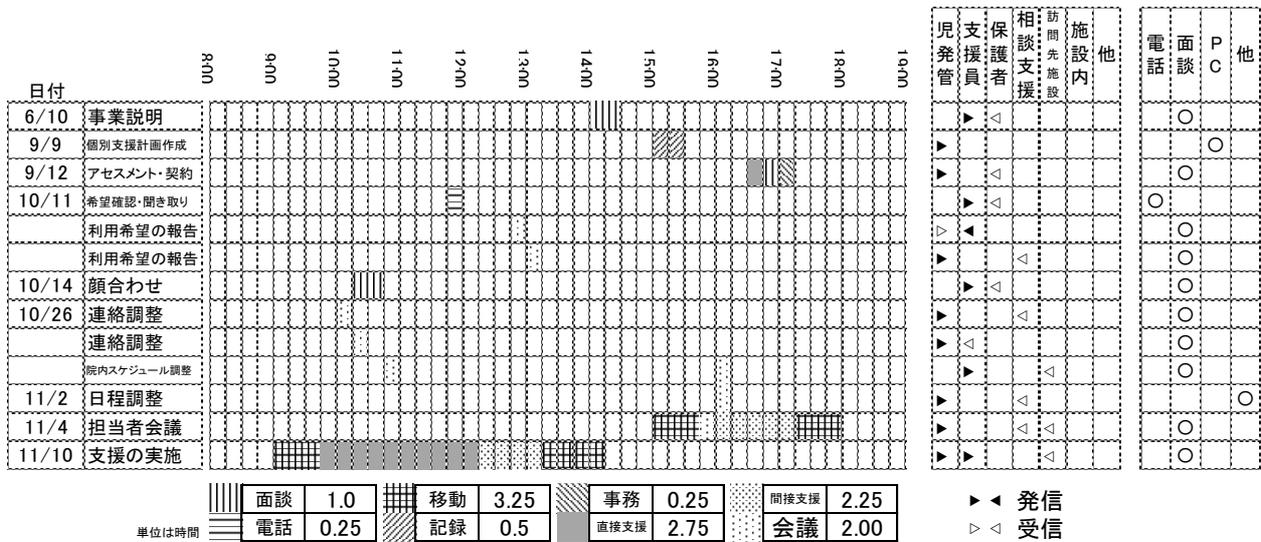


図 3 5 C 事業所

また、直接支援の他に、各項目の時間を積算すると次のようになる（表 8）。

表 8 新規契約児における各項目ごとの積算時間合計

	日数	面談	電話	移動	記録	事務	直接支援	間接支援	会議
A	約 7 週間	1 時間 45 分	1 時間	1 時間 30 分	2 時間	30 分	2 時間	1 時間 45 分	15 分
B	約 16 週間	30 分	1 時間 15 分	1 時間	4 時間 30 分	30 分	2 時間 45 分	1 時間 15 分	45 分
C	約 22 週間	1 時間	15 分	3 時間 15 分	30 分	15 分	2 時間 45 分	2 時間 15 分	2 時間

希望が出されてから支援までの期間が 7 週間、16 週間、22 週間と長期にわたる様子が把握された。実際に支援が開始されるまでの間に、保護者はもちろん、相談支援事業所、訪問先との連絡など、連絡調整が煩雑に行われている様子が把握された。

どの事業所においても、日程調整のためのやり取りが多い事がわかる。保護者との日程調整、訪問先との日程調整、また、事業所内における業務の日程調整が行われている様子も把握された。

支援の実施前には、事業説明やアセスメントが行われていた。アセスメントの方法としては、事業所に来園された際に行う場合と、家庭訪問した際に家庭での様子を把握することが行われていた。事業説明は、保護者に対してと、訪問支援先に対してのものがあつた。

3 事業所とも、支援開始前には訪問支援先を訪問しているものの、そこで行われていることは、事業説明や希望の聞き取りなどであった。訪問支援先における対象児童に関する実態把握や環境把握等のアセスメントは行われていなかった。その面でのアセスメントについては、初回直接支援実施時に行われていることが、聞き取りにより把握された。

個別支援計画については、1事業所が契約前に作成し、契約時に提示を行っていた。B事業所の記録に分類している。あとの2事業所については、支援開始直後に作成が行われていた。

支援開始前の事業説明の段階で、事業所が相談支援専門員と共に訪問支援先を訪問したり、家庭訪問をしていることが見られた。

(2) 継続支援児について

継続して支援を行なっている事例について、1件の支援を実施するために行った関連業務を記録してもらう方法をとった。4事業所のサンプルを得ることができた。整理表を図に示す(図36～39)。

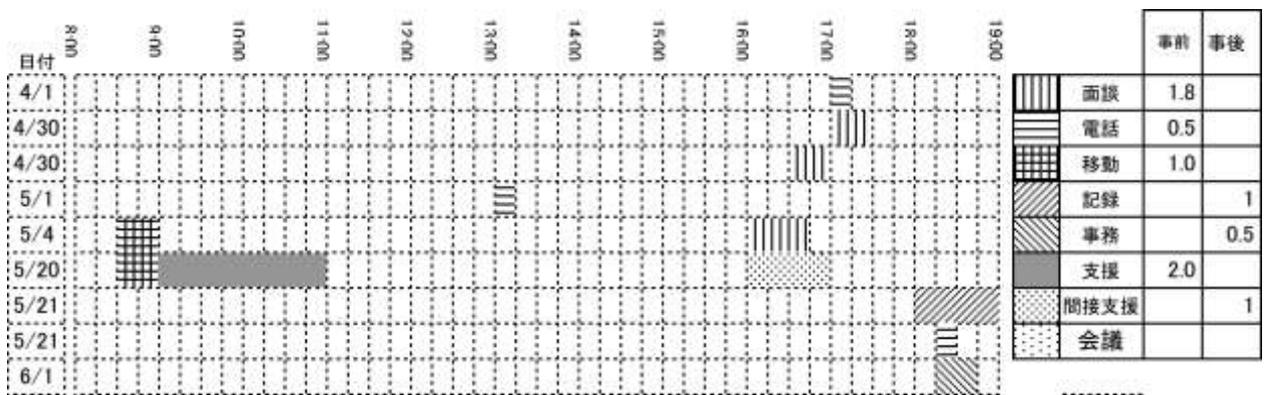


図36 D事業所

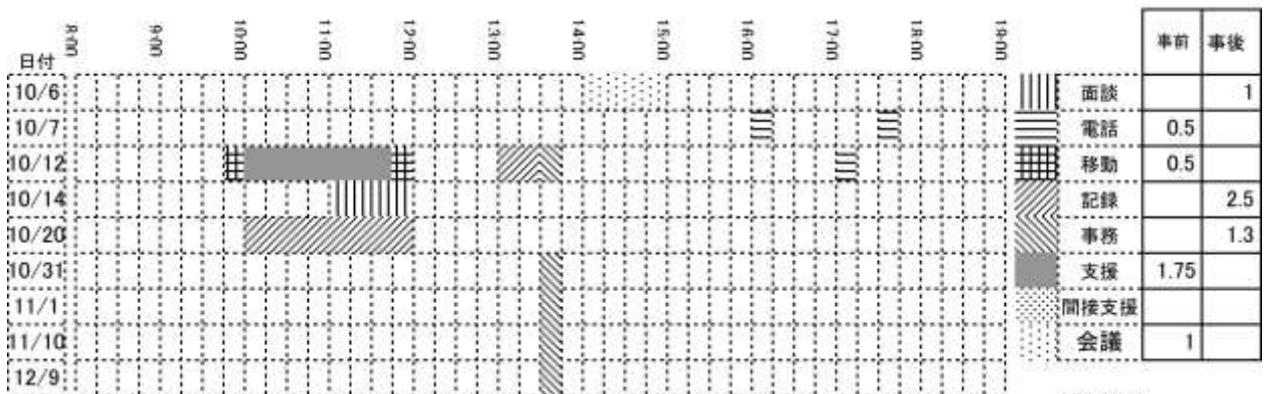


図37 E事業所

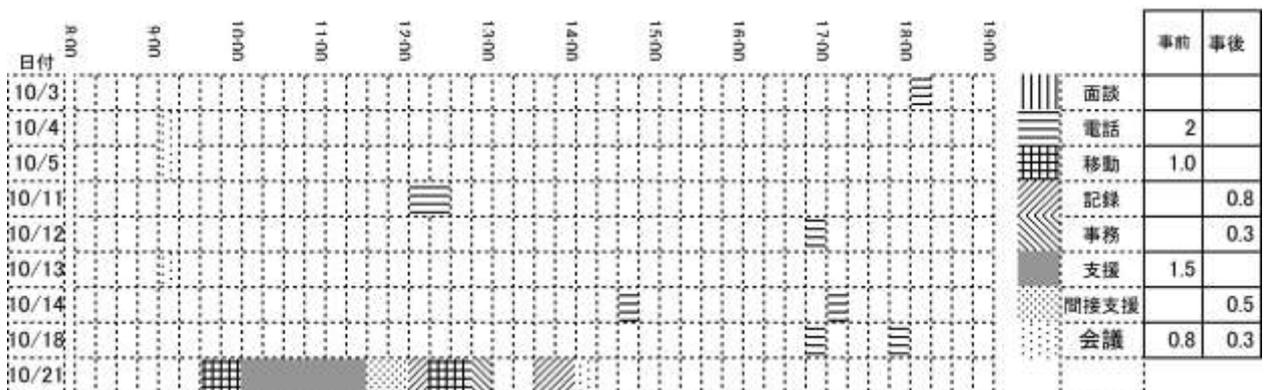


図 3 8 F 事業所

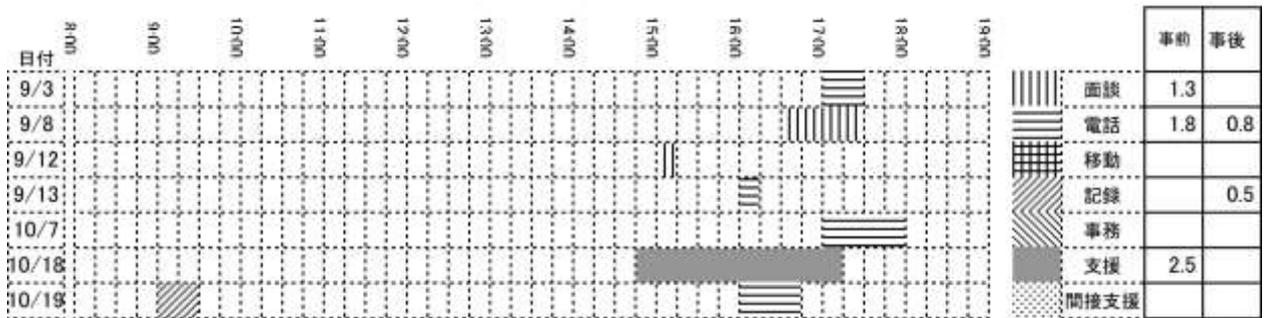


図 3 9 G 事業所

1 件の直接支援の実施のために、準備から、実施後の対応まで含めて、複数日を必要としていた。9 日、7 日、5 日である。

1 件の直接支援の実施のために行われた各項目の時間を積算すると次のようになる（表 9）。

表 9 継続支援児における各項目ごとの積算時間合計

	日数	面談	電話	移動	記録	事務	直接支援	間接支援	会議
A	9 日	1 時間 45 分	30 分	1 時間	1 時間	30 分	2 時間	1 時間	
B	5 日	1 時間	30 分	30 分	2 時間 30 分	1 時間 15 分	1 時間 45 分		1 時間
C	9 日		2 時間	1 時間	45 分	15 分	1 時間 30 分	30 分	1 時間
D	7 日	1 時間 15 分	2 時間 30 分		30 分		2 時間 30 分		

表 9 より、直接支援以外に要している時間の合計は、A 事業所：5 時間 45 分、B 事業所：6 時間 45 分、C 事業所：5 時間 30 分、D 事業所：4 時間 15 分 であった。

各施設の勤務時間の確認はできていないが、17 時以降の業務、18 時以降の業務も見られる。

B 事業所では記録が 2 時間 30 分行われているが、保護者向けの報告書を作成しているものと考えられる。

## 4 考察

### (1) 新規契約児について

新規契約児のタイムスタディによって得られた結果から、今後に向けた課題として、以下の4点を提示する。

#### ① 支援開始前のいかなる活動にも報酬設定がなされていない

本タイムスタディ調査で明らかになったように、支援が開始されるまでの間に、関係者と煩雑な連絡を取り合っている様子が見られた。ただし、相談支援体制が整備されているので、相談支援との連絡は必須であり、連携そのものは保育所等訪問支援固有のものではない。しかし、保育所等訪問支援においては、保護者や相談支援専門員との連携に加えて、訪問支援先との連携と調整が必要になる。調整対象が1つ増えるのである。

調整先が増えることによって、調整しなければいけないことや確認することなどが増えていく。また、日程調整だけでなく、事業説明や希望の聞き取りなど、開始までの準備が丁寧に行われることも重要であり、実際に行われていた。

これらの日程調整、事業説明、そしてアセスメントと、支援開始にあたっては不可欠で重要な活動であり、かつ手間がかかるものである。しかしながら、現在の報酬体系においては、全く評価されていない現状がある。多くの煩雑なプロセスを経て、やっと初回の支援が行われて初めて収入が得られるのである。

#### ② 保育所等訪問支援固有のアセスメントの確立

本調査においては、事業所での実態把握としてアセスメントは行われているが、訪問支援先における支援開始前の実態把握は十分ではないことがわかった。

訪問支援の開始にあたっては、対象児童の発達特性や発達状況等の把握や保護者の希望の聞き取りだけにとどまらず、生活の場である訪問支援先での生活や行動の様子、他者との関係性なども把握する事が不可欠である。また、訪問支援先についても建物の構造や在籍児童数などを始め、複数の観点での情報収集、つまり環境アセスメントが不可欠であると言える。

調査3 集合ヒヤリングの結果や意見交換の中での発言等からは、それらの必要性と重要性は十分に認識されていると言える。それでも行われていないのは、明確にアセスメントとして位置づけられていないためではないかと考えられる。実際は、実施していないのではなく、初回支援時に行われている可能性が高いのではないかと推測される。

保育所等訪問支援実施事業所と保護者とで契約が成立した後に、実際に訪問支援が開始されるまでの間に、児童の実態把握だけではなく、訪問支援先における環境アセスメントも行われることが必要であろう。

従来の通所支援とは性格もスタイルも大きく異なる保育所等訪問支援であるので、アセスメントについても、今後その特色を反映させた項目などが明示されることが必要であろう。

### ③ 個別支援計画の作成について

1 事業所は支援開始前に個別支援計画が作成されていた。2 事業所については、図の中では個別支援計画の作成が記録されていないことになっているが、実際は、1 回目の支援の後、または2 回目の支援の後に行われていることが、補足して行われた聞き取りの中で明らかになった。

本来個別支援計画は、支援開始にあたって作成されるものであるため、初回訪問支援の実施前までに作成されるべきである。

これは、アセスメントが実施されているタイミングとも関係するであろう。初回支援と同時にアセスメントが行われている可能性については記述した通りである。原則どおりに支援開始前にアセスメントが行われ、その結果をもとにした個別支援計画が作成され、支援開始前に保護者に提示されるべきであると考えられる。

### ④ 相談支援専門員との連携について

発達支援の提供プロセスを確認すると、保護者からの要望を受け取り、その必要性の妥当性を検討するのは相談支援事業所の役割である。しかし、実際には相談支援が行うアセスメントである家庭訪問に、保育所等訪問支援事業所の児童発達支援管理責任者が同席している様子も見られた。訪問支援先への事業説明についても、同席して行われている様子が見られた。つまり、実際には、密な連携と、スムーズな流れのために、柔軟な対応がなされていると言えるだろう。相談支援事業所とも共通理解を図り、またそのことが利用者にとって利益となるのであれば、柔軟に運用されることは否定される事ではないだろう。

## (2) 継続支援児について

継続契約児のタイムスタディによって得られた結果から、保育所等訪問支援固有の特徴が明らかになったので、以下にまとめる。

### ① 関連業務が多岐にわたり、多くの時間を要する

1 件の直接支援を行うために、その他7 項目にもわたる多様な業務があることが分かった。その直接支援以外の時間の合計については、事業所により4 時間15 分から6 時間45 分と幅があるものの、非常に多くの時間を費やしている事がわかった。

一般的に、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所支援においては、予定やスケジュールが確定していることが通例であり、毎回の電話連絡や日程調整を必要とすることはないだろう。毎回調整が必要であることが多いのが特徴の一つと言える。

また、事項で述べるが保護者との連携・保護者への支援に関わる内容が多いことも、多くの時間を費やす要因の1つと言える。

### ② 保護者連携・保護者支援の方法が多岐にわたる

児童発達支援であれば、見学をしていたり、同席していたり、連絡帳があつたりというかたちで日常的に保護者との連携が図られることが一般的であろう。それに加えて必要な場合に面談や電話での報告がある。保育所等においては、事前や事後に面談が行われていることがある。内容

の聞き取りは行えていないが、支援の前には最近の状況についての情報収集、支援実施後には観察及び情報交換の内容報告になっていることが推測される。支援実施後に報告書を作成し、毎回保護者に渡している事業所があることは、調査3 集合ヒヤリングにおいて確認された。

保護者が同席しないことが多い保育所等であるからこそ、丁寧な連携が必要であることは調査3でも明らかになっている。本タイムスタディ調査により、それが実際に行われており、そこには多くの時間が費やされていることが明らかになった。

### ③ 移動時間がかかる

保育所等訪問支援が制度化されたときから、デメリットの1つとして指摘されてきたことが、この移動時間を要することである。訪問支援員が生活の場を訪問するので、移動に時間を要するのは当然のことではあるが、やはり保育所等訪問支援の特徴の1つであることは間違いない。今回のサンプルでは比較的近隣で実施されていたのか、往復で合計して1時間程度である。調査2実態調査では、より遠距離の移動が明らかになっている。

### ④ 1件の支援が完結するために、複数日を必要とする

これまで述べてきた特徴の帰結であるが、これら多岐にわたる業務を遂行するために、業務実施日が複数日に渡っている。今回のサンプルでは、9日も必要とされていた事例も見られた。1日で完結せず、複数日にわたることも、保育所等訪問支援の特徴と言えるだろう。

## **E 調査5【抽出調査③：市町村行政ヒアリング調査】**

### **1 研究目的**

訪問支援事業を普及するための行政の役割について明らかにする。

### **2 調査方法**

#### **(1) 調査対象**

① 調査3対象の14事業所が所在する市町村の中から協力の得られた4か所

#### **(2) 調査期間**

① 事前に調査票を配布

② 回答表に基づき、担当者からヒアリングを実施

#### **(3) 分析方法**

行政の役割について、以下の観点で課題を抽出する

① 行政の保育所等訪問支援給付費支給決定に関する課題について

② 行政の保育所等訪問支援の地域、関係機関への周知に関する課題について

③ 行政が感じる保育所等訪問支援の実施状の課題について

### **3 結果**

ヒアリングを実施した4つの自治体のうち、2自治体は全項目にわたって聞き取ることができた。残りの2自治体においては、各自治体の独自性があり、全項目は聞き取ることができなかったが、それぞれ特徴的な取り組みが行われていたので部分的にヒアリングを行った。それぞれについて、以下に結果を報告する。

(1) A自治体

① 支給決定について

準 (二)支給決定の基	基準	独自のルールはない
	支援先	幼稚園、保育園、認定子ども園、小学校、中学校、放課後児童クラブ
	年齢	2歳～15歳
	障害種別	知的、身体、発達障害 現在受給者証取得人数 77人のうち、発達障害が半数。知的と身体が半数ずつ。
量決定 (三)支給	支給量	月あたり1日～2日：8割 稀に3～4日
	決定方法	障害児通所支援計画案を見て、判断する
態 (四)事例による実	典型的と感じるケース	幼・保・小・中の担任の障害受容が十分ではないか、発達障害の理解が十分ではない場合。
	認められなかったケース	ない
	例外的なケース	ない
	支給量が多い	3月から4月にかけて本人の状態や保護者への支援が必要な場合。

② 保育所等訪問支援の周知等について

(二)開始にあたって	行政からサービス提供事業所へ	不明
	行政から訪問支援先へ	今年度、専門部会子ども部会から訪問先の了解を得られないところに周知を行った。 園長会、主任会、校長会、教頭会で説明をした。 市役所のホームページにて「障がい児福祉サービス利用における提供事業所等への協力について」というお知らせをだしている。
	事業所から訪問支援先へ	はし
ついで (三)開始後に	実践報告会等の開催実績	なし
	開催の見通し	なし
	実施状況の把握方法	モニタリング報告書を見て、把握する。

③ 保育所等訪問支援の実施上の課題について

感じられる成果	担任の先生の理解や接し方がわからないところに入って効果が上がった。
行政として感じる課題	私立幼稚園や保育所で、外部からの人を受け入れないところが多い。 今は、相談支援や保育所等訪問などいろんな人が入ってくるので、尚更入れないところもある。 児童発達支援、放課後等デイなどが忙しくて、保育所等訪問に入れられないし、入ったとしても定期的に入れられない実態がある。
感じられる事業所の課題	人員配置 福祉サービス事業所を受け入れない。特に年配の先生(教育)は福祉を受け入れない。だから、保育所等訪問を知らない。反対に、若い職員には受け入れられる。
展開のための想定	自立支援協議会で声を上げていく。市内で独自に盛り上がってくればよい
訪問対象や利用対象で強化したいこと	不登校、引きこもりのケース。 できれば、保護者支援の給付が欲しい
その他	
その他	他部署との意見調整はないが、保育所等の協力が得にくいときは、子育て支援室と障がい福祉課の担当で調整する。

(2) B自治体

① 支給決定について

(一) 支給決定の基準	基準	特にルール設定なし。
	支援先	特になし(各事業所のルール設定は未確認)
	年齢	特になし(各事業所のルール設定は未確認)
	障害種別	知的、身体、発達障害 現在受給者証取得人数 62 人のうち、療育手帳 72.6%、身障手帳 40.3%、精保福手帳 8%、手帳未所持 17.7%。
支給	支給量	支給量には個人差はない。
	決定方法	他の通所支援事業の上限日数と同様と捉えている
(三) 事例による実態	典型的と感じるケース	潜在的には発達障害ではないか。しかし、実際は、知的障害の子どもたちが多いことが分かった。
	認められたなかったケース	ない
	例外的なケース	ない
	支給量が多い	支給量は一律だが、支援量が一時的に多くなるケースがある。実施には事業所に任せているところが大きい。

② 保育所等訪問支援の周知等について

つて (一) 開始にあたり	行政からサービス提供事業所へ	事業指定や指導の権限が県にあるので、市として積極的に関与できない現状がある。そのことにより、市としても深く関わりきれない感覚にもなってしまうところもある。 市は地域でのリアルな現状をすることができるので、普段のコミュニケーションとして相談をすることが精いっぱい現状。 周知等の項目に関しては、取り組めていない。
	行政から訪問支援先へ	
	事業所から訪問支援先へ	
ついて (二) 開始後に	実践報告会等の開催実績	今回のヒアリング依頼を受けて、課内で見直してみることができた。 自立支援協議会に子ども部会ができた。まだ、事業別の協議やケース検討には至っていない。
	開催の見通し	
	実施状況の把握方法	

③ 保育所等訪問支援の実施上の課題について

感じられる成果	感じ取れていない現状がある。
行政として感じる課題	指定、指導権限がないと難しい部分がある。 教育や子育てとの連携ができる体制が必要だと思う。 受け入れ側(訪問先の)の問題が大きいと感じる。
感じられる事業所の課題	現状では、実績のある事業所が入っているので、うまくいっていると思う。児童発達や放課後等デイのように様々な参入が始まると大変なことになるのではないかと感じる。 教育や子育てとの連携ができる体制が必要だと思う。
展開のための想定	今のところない。
訪問対象や利用対象で強化したいこと	子どもたちが日中過ごす場所全般
その他	

### (3) C自治体

C自治体では、教育委員会との連携が積極的に行われていたので、その点についてヒヤリングを行った。連携の内容は以下の通りであった。

#### ① 保育所等訪問支援事業所と教育委員会学校支援課長との協議

保育所等訪問支援事業所と教育委員会学校支援課長が保育所等訪問支援について協議を行っていた。いきさつは、小学校新入生の保護者から保育所等訪問支援を利用して訪問支援員に来てもらうという申し出があった際、受け入れ側の小学校長が保育所等訪問支援を知らず、訪問支援を受け入れることに難色を示すとともに教育委員会学校支援課長宛に問い合わせの電話が入ったことがきっかけだった。そのため、保育所等訪問支援事業所の管理者と児童発達支援管理責任者が学校長を訪ね事業説明をするとともに、教育委員会学校支援課長と事業の導入に関する協議を行なった。教育委員会学校支援課長は、地域自立支援協議会にも参加しており、また、学校支援課職員も児童部会の構成員を務めており、保育所等訪問支援についての理解をそれなりに得ていたため、教育委員会のスタンスとしては、如何に学校に円滑に入れるようにする仕組み作りを検討した。

#### ② 保護者の了解を得た上で、教育委員会と保育所等訪問支援の契約者指名の共有化

小中学校長等から教育委員会に保育所等訪問支援に関する照会があった場合には、教育委員会から学校長に保育所等訪問支援の受け入れを進めてもらうよう依頼することとした。そのため、保護者の了解を得て、事前に教育委員会に保育所等訪問支援の契約者氏名と学校名を伝え共有化することによって、学校長からの問い合わせに対して、より個別性を持って迅速かつ丁寧に対応することが可能となる。

#### ③ 小学校長会へ事業説明

保育所等訪問支援の説明を、小学校長会の場を借りて、保育所等訪問支援事業所が行った。なお、教育委員会学校支援課職員も同席してもらった。

学校長からは、パンフレット等による事業説明だけでなく、実践例などが載っている資料があれば良いという提案もあった。

### (4) D自治体

D自治体では、保育幼稚園課との連携が行われていたので、その点についてヒヤリングを行った。連携の内容は以下の通りである。

保育所等訪問支援を実施している市内の児童発達支援センターと訪問先である保育園等との連携・連絡・調整を担っている部署としての役割や行っているとのことだった。

#### ① 地域での周知について

市内のセンターから保育課に対して周知を実施したいと提案がある。新しい制度であり、全体に理解してもらってから開始したいので、園長会で事業説明を行いたいという希望であった。希望を受けて、園長会にて説明できる準備を行った。

## ② 保育所等訪問支援事業所から訪問先機関への事業周知と受け入れ協力

新しく開始するケースについては、センターから行政に対して依頼があり、最初の打ち合わせには立ち合いを行っている。

## 4 考察

訪問支援事業を普及するための行政の役割を明らかにするためにヒヤリング調査を行った。このヒヤリング結果から明らかになったことを、以下にまとめる。

### (1) 周知について

特に行政から訪問先への周知については、従来より指摘されているように園長会や校長会等において説明を行うことが望ましいと考えられる。実際に今回ヒヤリングを行った4つの自治体のうち、3自治体において、何らかの説明会が行われていた。1自治体においては、ホームページにて協力依頼のお知らせを掲載し、行政も受け入れを行うよう推進していることを伝えているという。それを“手形”“お墨付き”として、事業所が使えるメリットは大きい。訪問支援員の受け入れに抵抗感があったり、まだ受け入れ経験がない施設や地域において保育所等訪問支援を展開していくためには、行政主導での周知や保育所等訪問支援が入りやすい仕掛けを創造していくことが効果的である。調査6においてもこの点に触れている。

### (2) 保育所等訪問支援の成果について

今回の調査からは、担任の先生方の子どもに対する理解や接し方について効果が上がったと感じている自治体があった。ただし、その成果については地域の中で報告会等のような形で広く周知を図るところまでいっていない。行政に対して保育所等訪問支援の有効性を知ってもらうためにも、また訪問先となる地域の一般子育て施設や学校、特に抵抗感がある施設に対しても、実際に行われている訪問支援の様子やその成果を知ってもらうことは意味のあることである。制度に対する理解がより深まるとともに、訪問先機関が自分たちの施設において保育所等訪問支援をどう有効活用していくのかのイメージを得やすくなる。ヒヤリングからは、実際に事業説明だけでなく、実践例などが説明もあると良いと提案されていた。今後の課題の一つと言えるだろう。

### (3) 行政内の連携と調整

保育所等訪問支援事業所は、事業の管轄部署との連携だけでなく、保育課や教育委員会などの訪問支援先を管轄する部署との連携も重要である。通常、何かあれば、保育所であれば保育所の管轄部署に、学校であれば教育委員会に照会するのが当たり前である。所管課がしっかりとこの事業について理解しておくとともに、保育所や学校等に訪問支援員が入りやすいように仕掛けを考える必要がある。インクルージョンを推進するためには、1事業所だけでなくチームで子どもや家族を支えられる体制を構築することが重要である。行政内部の連携は欠かすことができない。

### (4) 地域（自立支援）協議会によるアクションの重要性

地域（自立支援）協議会もしくはその専門部会である子ども部会などが機能し始めることも重要なアクションの一つであることが示唆された。行政の働きは重要ではあるが、地域の関係機関

に保育所等訪問支援を広く周知したり、庁内関係部署との連携、保育所等訪問支援事業所の同士の連携・強化、保育所等訪問支援事業所の連携の場のセッティング、普及啓発・研修等の場のセッティングなどに主体的に、積極的に関わることによって、行政では伝達・対応がしにくい部分に対しても、丁寧によりスムーズに連携できるようになると思われる。

## F 調査6【抽出調査④：訪問先調査】

### 1 研究目的

訪問支援先の機関から見た保育所等訪問支援の課題を明らかにする。

### 2 調査方法

#### (1) 調査対象

- ・ヒアリング調査対象 14 事業所が訪問支援している機関を調査対象とする。
- ・ヒアリング調査対象事業所から報恩先に調査票を手渡してもらい、郵送で事務局まで返送してもらうよう依頼した。

#### (2) 調査期間

- ・調査表は平成 28 年 12 月に配布し、平成 29 年 1 月 17 日までに回答してもらった。

#### (3) 分析方法

- ・訪問先から見た保育所等訪問支援の実態を把握する
- ・訪問先が感じる保育所等訪問支援の受け入れに当たっての課題を抽出する
- ・訪問先が感じる保育所等訪問支援のメリットおよびデメリットを把握する

### 3 結果

#### (1) 回答数

34 か所から回答を得た。内訳は、保育所が 23 か所、幼稚園 4 か所、認定こども園 3 か所、小学校 3 か所、中学校 1 か所であった。

#### (2) 回答施設ごとの実施状況

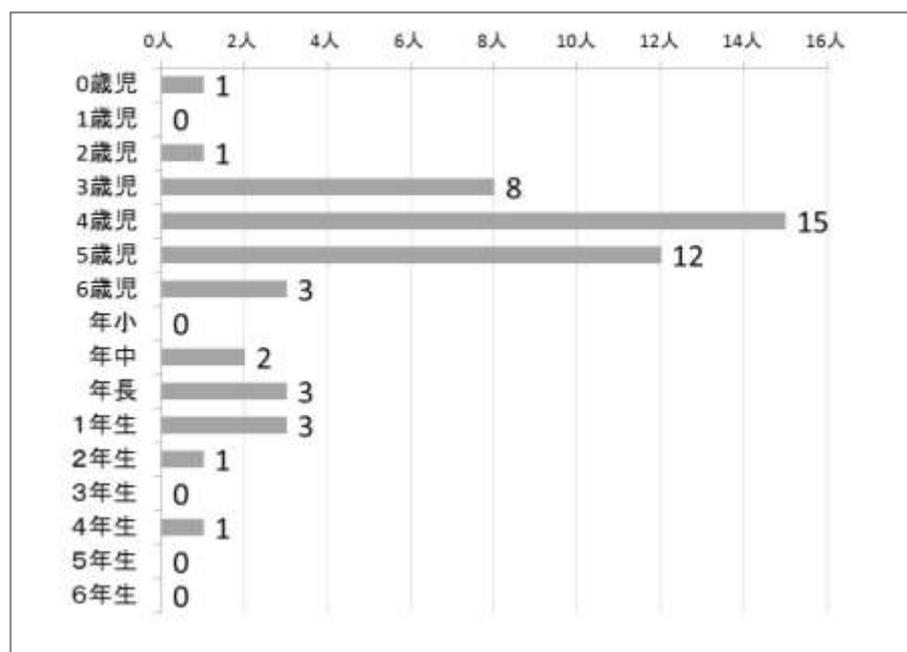


図 4 0 対象児の年齢または学年【複数回答あり】

0歳児が1人、2歳児が1人、3歳児が8人、4歳児が15人、5歳児が12人、6歳児が3人、年中が2人、年長が3人。ここまで、就学前の児童で45人であった。小学校1年生が3人、2年生が1人、4年生が1人。学齢児が5人であった。

表10 訪問頻度

n=34

週 1~2 回	週 1回	2週 に 1回	月 3~4 回	月 2~4 回	月 2~3 回	月 2回	月 1~3 回	月 1~2 回	月 1回	2ヶ 月に 1回	2~ 3ヶ 月に 1回	3ヶ 月に 1回	年 3~4 回	年 2~4 回	平成 28年 4月 より 2回	保護 者の 要望 のた び	2時 間
1	1	1	1	1	1	4	1	5	8	3	1	1	1	1	1	1	1

各施設ごとに行われている訪問支援の頻度は、上記のようになっている。週に1~2回から年に2~4回と幅が広いことがわかる。保護者が希望するたびに設定する事業所も見られた。

・時間	
34施設中 32施設回答	2.7時間(平均)
34施設中 32施設回答	1時間(最小) 7.5時間(最大)
・内振り返り 時間	
34施設中 25施設回答	55.5分(平均)
34施設中 25施設回答	15分(最小) 120分(最大)

図41 支援時間

支援に対して費やされている時間について、支援全体としては最小実施時間が1時間、最大実施時間が7.5時間。平均すると、2.7時間であった。そのうち、間接支援に該当する振り返りについては、最小15分、最大120分、平均すると55.5分であった。

### (3) 訪問支援実施前の時点での保育所等訪問支援について

表11 保育所等訪問支援の認知

はい	24
いいえ	9

訪問支援が実施される前に、保育所等訪問支援を知っていた施設は24件、知らなかった施設は9件であった。

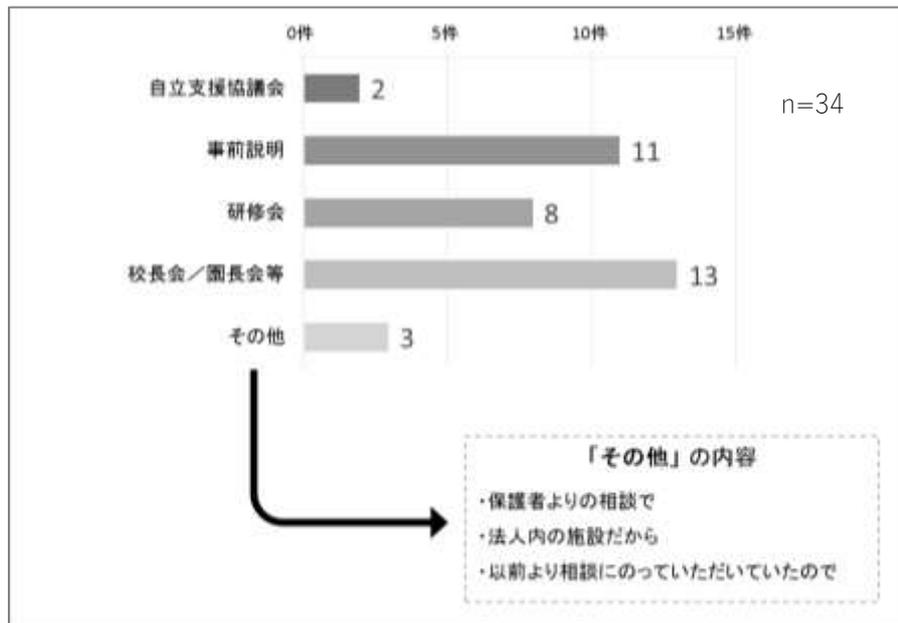


図 4 2 どのようにして知りましたか？【複数回答あり】

自立支援協議会を通じてが 2 件、事前説明が 11 件、研修会が 8 件、校長会や園長会等の場で 13 件、その他 3 件であった。

表 1 2 事前の事業説明

はい	31
いいえ	3

訪問支援が始まる前に、事業の説明があったが 31 件、なかったが 3 件であった。

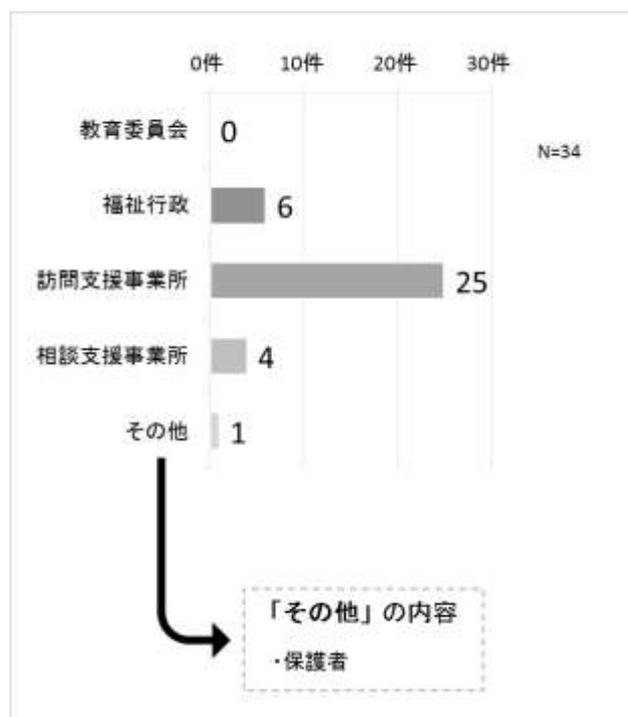


図 4 3 事前の事業説明の説明者【複数回答あり】

誰から説明を受けたのかについては、福祉行政からの説明が6件、訪問支援事業所から25件、相談支援事業所から4件、その他として保護者から1件であった。

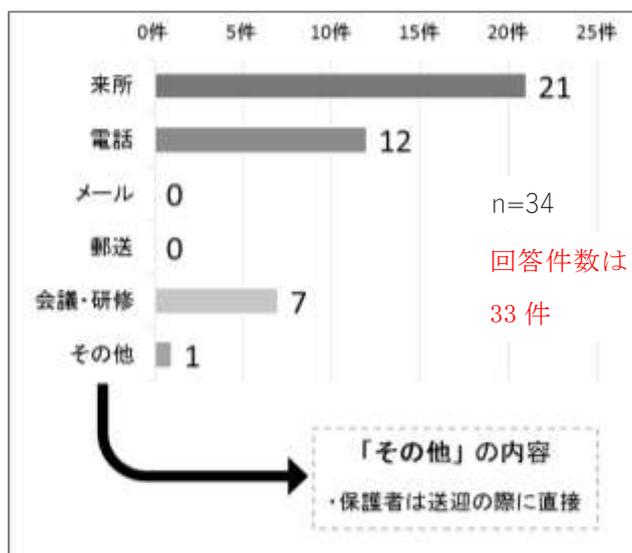


図4-4 事業の事前説明方法【複数回答あり】

事業の事前説明が行われた場合の方法については、来所してが21件、電話が12件、会議・研修が7件、送迎の場がその他として1件であった。

表1-3 訪問支援の受け入れへの抵抗

あり	2
なし	32

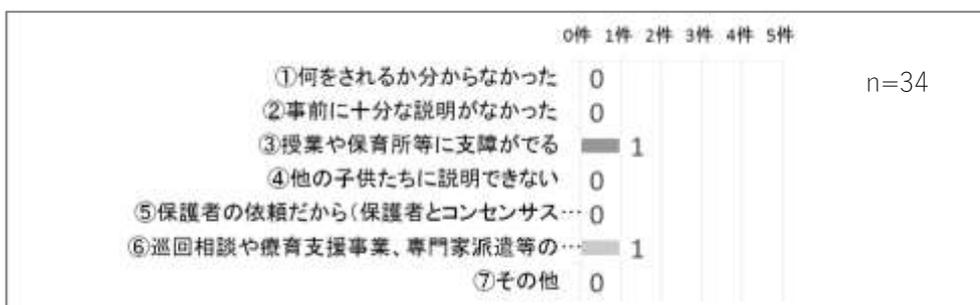


図4-5 訪問支援を受け入れることへの抵抗

保育所等訪問支援を受け入れるにあたって抵抗があったのは2件、なかったが32件であった。抵抗感があった理由としては授業や保育などに支障がでるのではないか、巡回相談や療育支援事業、専門家派遣等の違いが明確でない、といったことが挙げられていた。

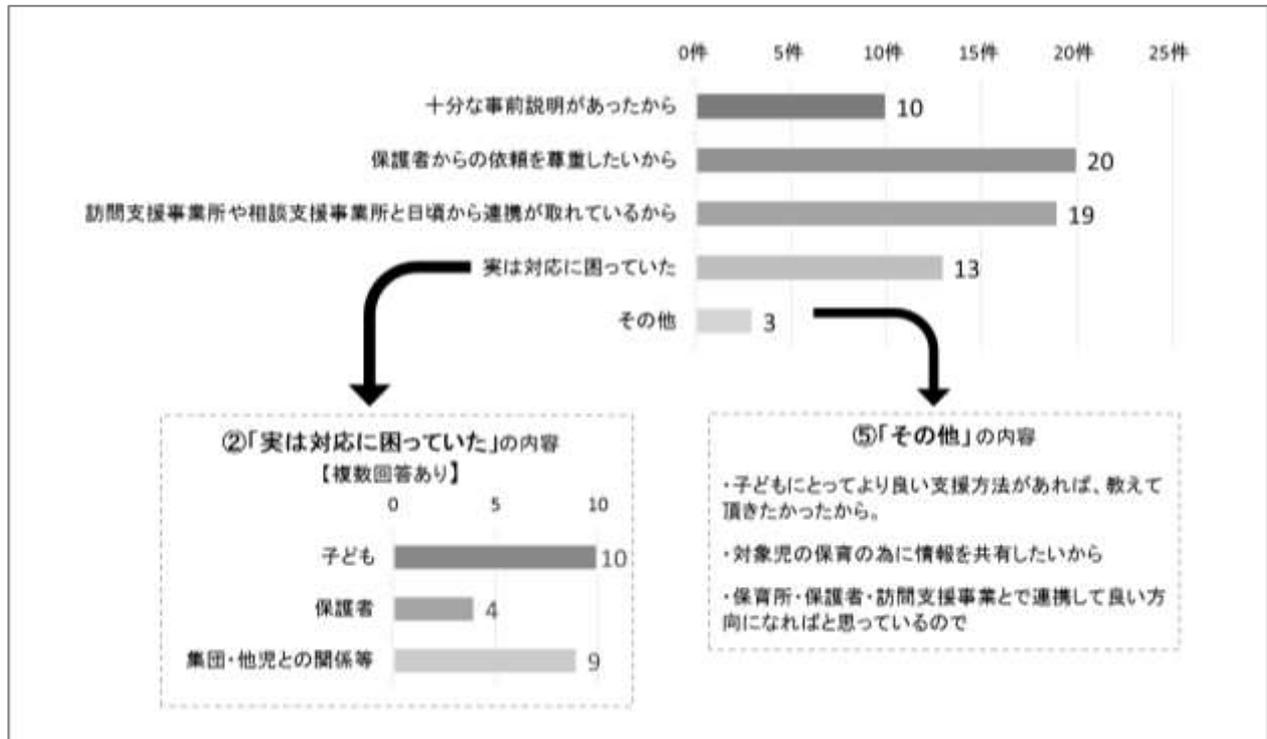


図 4 6 訪問支援を受け入れることへ抵抗がなかった理由【複数回答あり】

抵抗感がなかった理由としては、十分な事前説明があったが 10 件、保護者からの依頼を尊重したいが 20 件、日頃から連携が取れているが 19 件、対応に困っていたが 13 件、その他が 3 件であった。そのうち、対応に困っていたのは、子どもへの対応が 10 件、保護者への対応が 4 件、集団や他児童との関係等が 9 件であった。

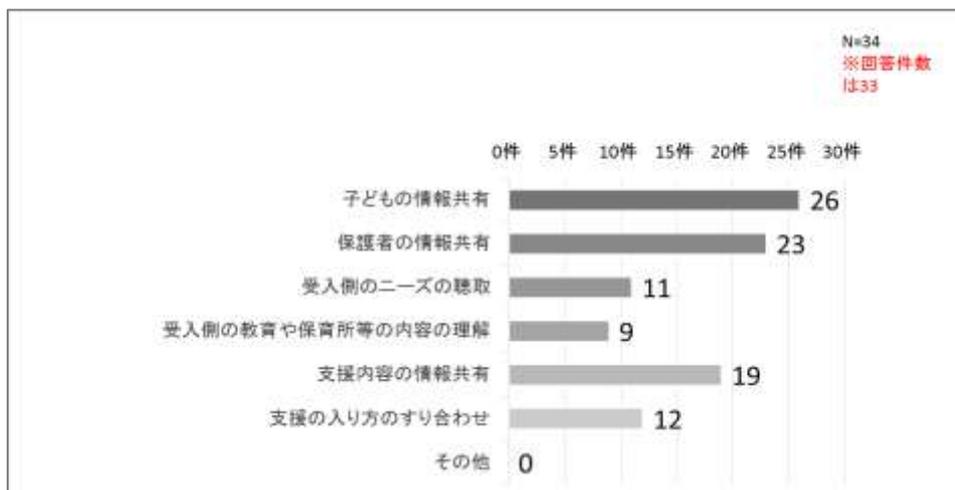


図 4 7 訪問前の打ち合わせで必要なこと 【複数回答あり】

打ち合わせで必要なこととして、子どもの情報共有が 26 件、保護者の情報共有が 23 件、受け入れ側のニーズの聴取が 11 件、受け入れ側の教育や保育等の内容の理解が 9 件、支援内容の情報共有が 19 件、支援の入り方のすり合わせが 12 件であった。

(4) 訪問支援開始後について

表 1 4 通所支援利用計画及び個別支援計画の説明について

あり	22
なし	12

実施する際に、訪問先施設に対して通所支援利用計画及び個別支援計画の説明がなされていたのは 22 件、なされていなかったのが 12 件であった。

表 1 5 保育所等訪問支援を受け入れた結果

よかった	34
よくなかった	0

保育所等訪問支援を受け入れてよかったが 34 件、よくなかったが 0 件であった。

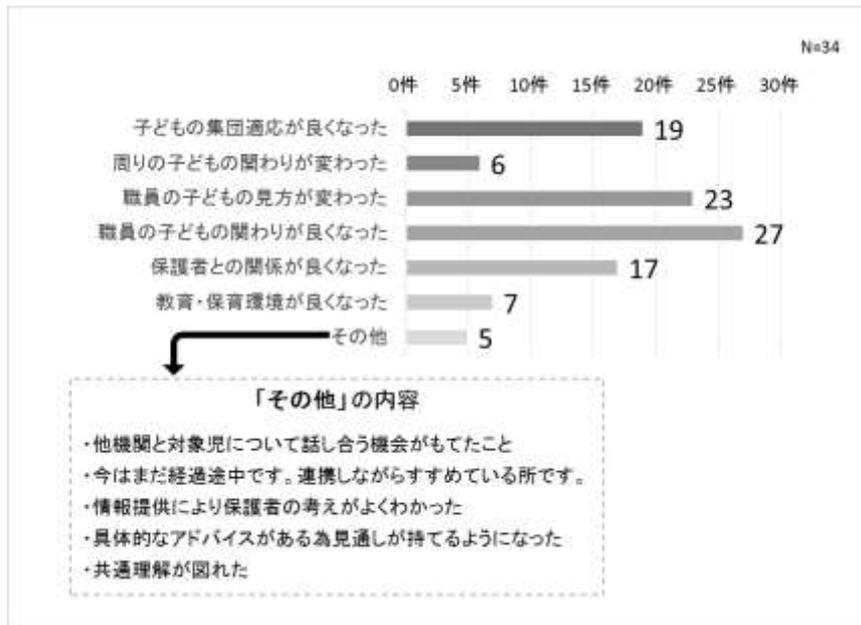


図 4 8 支援を受け入れて良かった理由【複数回答あり】

保育所等訪問支援を受け入れて良かったと感じている理由としては、子ども集団適応が良かったが 19 件、周りの子どもの関わりが変わったが 6 件、職員の子どもの見方が変わったが 23 件、職員の子どもの関わりが良かったが 27 件、保護者の関係が良かったが 17 件、教育・保育環境が良かったが 7 件、その他が 5 件であった。

受け入れてよくなかったという回答は 0 件であったが、その理由項目である打ち合わせや振り返りに時間が取られる、授業や保育の流れが妨げられるを選択した回答が 1 件ずつあった。

表 16 改善してほしい点

あり	11
なし	23

保育所等訪問支援に対して、改善してほしい点があるが 11 件、なしが 23 件であった。

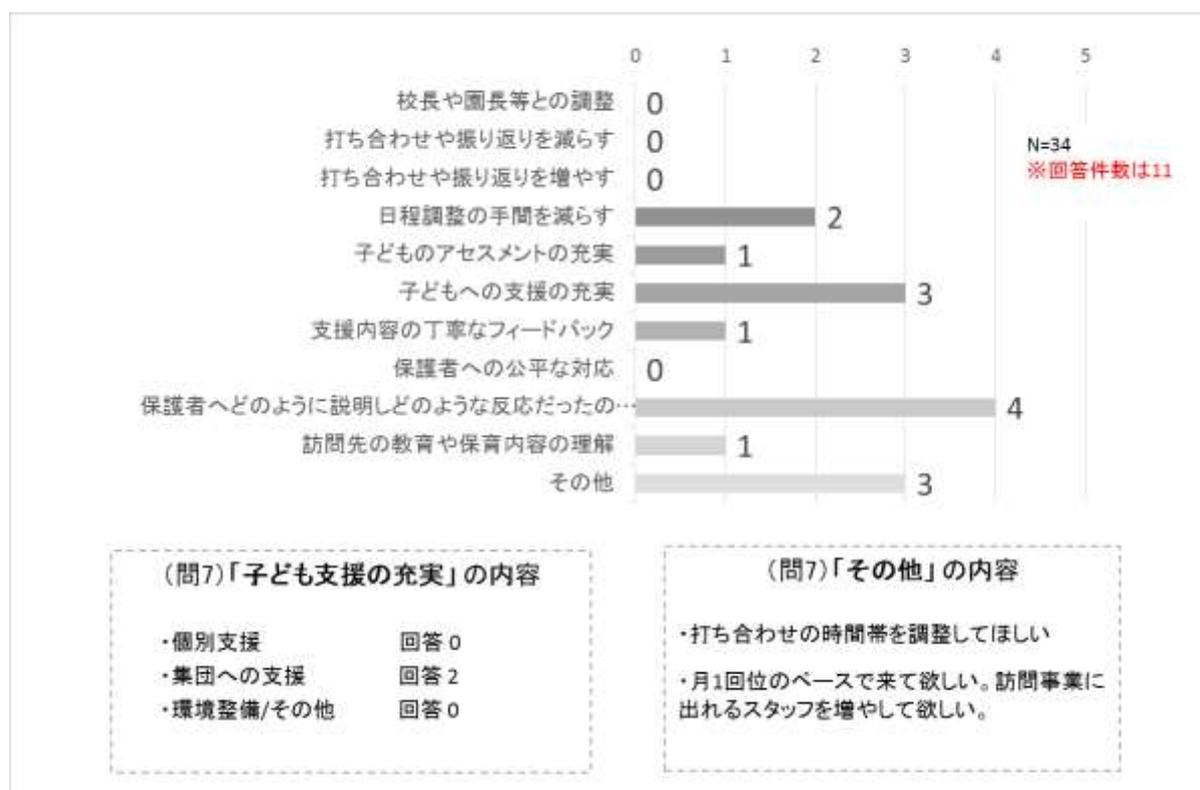


図 49 改善してほしい点【複数回答あり】

保育所等訪問支援に改善を希望するものは、日程調整の手間を減らすのが 2 件、子どものアセスメントの充実が 1 件、支援の充実が 3 件、支援内容の丁寧なフィードバックが 1 件、保護者へどのように説明しどのような反応だったのかの情報共有が 4 件、訪問先の教育や保育内容の理解が 1 件、その他が 3 件であった。支援内容の充実の内訳としては、集団への支援を希望されていた。

(5) 自由意見

<p>本事業を受けたことにより、対象児の特性理解や集団適応のための細かな支援の仕方を知り、保育に活かすことができました。</p>
<p>集団生活の中で保育士がどのように本児に関わればいいのか、本児に合った具体的支援を教えていただき、とても勉強になりました。</p>
<p>いつも良く、子どもの対応の仕方などのアドバイスをして頂いたり、その子の特性や関わり方を具体的に支援して頂けるので助かっています。今後も、よろしくお願いします。</p> <p>訪問支援事業は子どもの支援だけでなく、保護者のフォローや支援を行うための情報交換もできるので、有難いと思っています。普段の保育でのアドバイスも頂き、職員の保育方法も変わってきました。</p> <p>訪問支援を受けているお子さんの成長が著しい。集団保育でもすれば表面的に適応していることで本質的な課題を見失ってしまうが、訪問支援を受けることで、児の状況の把握とその支援の仕方を明確にすることができ、大変役立っている。問題を抱えこみがちになる担任もエンパワメントされ、安心して保育に当たることができており、大変有意義な事業だと感謝している。</p>
<p>私たち保育園側が見落としている部分をすくいあげてフィードバックしてもらえているので、満足しています。もっとこの事業がみんなに理解してもらえるといいなと思います。</p>
<p>訪問支援事業により、様々な方法の支援があることに気づかされ、子どものためにも保護者のためにもなっています。園でできることなど、制限があることも理解していただいているので、アドバイスを受け入れやすいです。</p>
<p>当初は、体制を整え、完璧な様子を見せなくてはと肩ひじ張った対応をしてしまった部分もあったが、継続していく中で、普段通りの中に、的確なアドバイスをもらう現在の内容になったように思う。</p>
<p>保護者の本事業への理解があり、訪問支援を受けることで、園内の保育のあり方へのヒントだけでなく、家庭へも支援を広げられている。いつも子どもや集団への関わり方など、ていねいにアドバイスをいただき、感謝している。</p>
<p>訪問者(事業所)が以前から関係していた機関(者)であったために大きな問題もなく事業が進んでいます。(お互いに知り合うこと)そこが事業の課題なのかもしれません。</p>
<p>情報を共有することが第一と思います。それぞれの役割を明確にし、対象児の指導や保護者支援を充実していきたいです。</p>
<p>巡回訪問をして頂きましたが、園側としては1回のみでなく、ご指導頂いた後の姿やまたその時々での課題をどうしたらよいかなど、数回、継続して訪問して頂けたらと思います。しかし、保護者からのお申し込みですので(有料でもあります)園側からお願いすることが難しい状況です。でも、3者懇談をして頂き、直接 保護者への具体的ご指導には感謝でした。</p>
<p>子どもの特性がわかり、職員が関わり方がわかることで、子どもにとってクラスにとってもプラスになると思うので、このシステムがうまく使えたらいいと思います。事業所と保護者、事業所と保育所間の話はよくできているが、3者が一緒に話ができる場が、保育所で持つことができればありがたいと思う。</p>
<p>児童への支援の仕方をそばで見学んだり、具体的な方法について、振り返りの話し合いの中で教えていただいたのはとても有意義であった。学校と保護者とをつなぐパイプ役にもなっていただいた。</p>

<p>訪問支援をしていただき職員の学びの時間ともなっており助かっております。子どもに対する見方も変わるなど職員自身にも変化がみられております。</p>
<p>専門的な視点で、実際の児童の様子を観察していただき、担任等に、適時、適切なアドバイスをいただけて大変ありがたかった。</p>
<p>具体的に支援の方法がわかり、保護者とも共通理解でき同じ方向に、子どもの支援ができ、とても良いことと思った。</p>
<p>保護者へ日頃の様子や子どもの成長の姿、等を伝えて共有するようにしているが、どのようなことを心配されているのか、はっきりとおっしゃらない場合もある。そのような時にどのようなニーズをもっておられるのかを、事業所を通してでもよいので把握していきたいと思う。その機会としては、非常に意義のある事業であると感じる保育士と専門職の方とで連携しながら、よい方向・支援を探りたい。</p>
<p>月1回の訪問ですが、とてもあたたかく見守って下さり、真剣に向き合って支援方法を一緒に考えて下さるので心強いです。成長したところをすどく感じとって「よくなりましたね～」と指摘して下さるのでありがたいです。</p>
<p>いつも丁寧に指導して頂きありがとうございます。本児に対してその時に必要な内容をアドバイス頂けるのでとてもスムーズな指導が出来るようになりました。</p>
<p>現在複数の事業所の方が来られています。このアンケートは依頼してしてきた(とても頼りにしている方でよく相談をさせてもらっています。)事業所の方を想定して答えましたが、別の事業所では、形式的なことが多かったりして負担に思うことがあります。</p>
<p>・直接、お会いして、情報交換や支援をいただきたいのですが、時間を合わせて来校いただくのは難しく、時間帯も遅くなるため現実的に難しくどうしても電話のみとなってしまふ。・支援頻度は、最低でも週1回以上にしないと、保護者等の要望に対応できないと考えます。</p>

## 4 考察

訪問先調査では34か所の事業所から回答を得た。訪問先を通して以下の通り保育所等訪問支援の課題が明らかになった。なお、学校については小学校は3か所、中学校は1か所であり、訪問種別の特徴は把握することができなかった。

### (1) 保育所等訪問支援の周知は複数ルートを通じて

訪問先機関が事前に保育所等訪問支援を知っていたのは約7割を占めており、そのうち54.2%が園長会や校長会等で、33.3%が研修会で知るところとなった。訪問支援に入る前の説明で知ったと答えた機関は45.8%あったものの、事前説明のみで知ったのは20.8%であり、それほど多くない。このことから保育所等訪問支援が普及している地域においては、複数のルートを用いて本事業の周知がなされていることがわかった。地域協議会で認知した機関は8.3%であり、一般子ども施策機関があまり協議会に参加していない実態においては、協議会内で周知することはあまり意味がないようである。

### (2) 保育所等訪問支援の事前説明を丁寧に

ほとんどの機関が保育所等訪問支援の事前説明を受けていた。しかし、そのうち福祉行政者によるものは2割以下、教育委員会によるものは0件であり、訪問先機関の所管部署はもちろん、障害福祉担当部署からの説明もほとんど行われていなかった。また、相談支援専門員による説明も1割程度と低く、現状としてはほとんどを保育所等訪問支援事業所が担っている実態があきらかになった。訪問しての対面説明が63.6%、電話が36.3%、会議開催が21.2%を占めており（重複あり）、訪問支援事業所が丁寧に事業説明を行い、了解を得る努力をしているのがわかる。

### (3) 訪問支援を円滑に受け入れてもらうには

今回、訪問支援を受け入れることに抵抗があったのは2件と少なかった。保育の流れに支障が出る、巡回指導など類似事業との違いがわかりにくいといった意見が出されたが、保育所等訪問支援はどのようなことをするのかを明確にすることが必要である。

一方、受け入れに抵抗のなかった訪問先機関が94.1%を占めたのは、今回ヒアリング調査で対象とした事業所はしっかりと取り組んでいる事業所であったからだろう。逆に言えば、今回の結果から得られるヒントが大いに役に立つということである。

受け入れの抵抗を軽減させるには、保護者からの依頼を尊重するという保育所等訪問支援の趣旨を十分に理解してもらうこと、あわせて、日頃からの連携が取っていることが重要である。保育所等訪問支援を始めるか如何にかかわらず、通所支援や相談支援を通して、保育所や幼稚園、学校等と密に連携し、顔の見える関係を築いておくことが重要であることがわかった。

一方、受け入れが円滑だった機関の38.2%は「実は対応に困っていた」と回答しており、保育者等のタイムリーなニーズに対応できるというメリットも示された。訪問先へのアセスメントの際には、しっかりと先生方の困り感をお聞きすることが重要であるということである。子ども本人の理解や対応のほか、その子どもを含む集団をどう運営していくのかをという視点も保育所等訪問支援では求められている。

#### (4) 事前の打ち合わせには、情報共有が重要

事前の打ち合わせにおいては、訪問先は情報共有が大切であるとの認識であった。「子ども」に関する情報(78.8%)や「支援内容」(57.6%)のほか、「保護者」に関する情報共有(69.7%)のニーズも高く、保護者への配慮することが重要であるとの訪問先の意向がうかがわれる。保護者に関することをどこまで訪問先に伝えるかは保育所等訪問支援事業所として十分に検討しておく必要があり、原則的には、保護者の了解を得た上で情報共有するスタンスが大切である。しかし、保護者に一つひとつの情報を共有可能か伺うことは難しく、実際には一定の範囲を決めた上で情報共有に関する「同意書」をもらって情報共有する手続きを踏まえる必要がある。

#### (5) 個別支援計画を共有し、協働のスタンスで支援する

保育所等訪問支援は、児童福祉法に基づく障害児通所支援であり、指定基準で「保育所等訪問支援計画」(個別支援計画)の作成が義務付けられている。しかし、今回の調査では、訪問先と個別支援計画を共有しているのは64.8%であった。訪問先への個別支援計画の提示や同意を得る義務は規定されていないが、訪問先での取り組む内容であり、間接支援という形で訪問先スタッフに対する支援も行うことから、個別支援計画は共有し理解を得ておく必要がある。個別支援計画を共有化することは、訪問支援の専門性、科学性を保障する根拠になり、保育所等訪問支援の理解、周知につながると期待できる。

#### (6) 訪問支援の効果について

保育所等訪問支援を通じて、すべての訪問先機関が一定の効果を感じている。効果としては、「職員と子どもとの関わりが良くなった」「職員の子どもの見方が良くなった」という職員自身の支援力が向上したことが最も実感できている。加えて、保育所等訪問支援の本来的目的である「子どもの集団適応の向上」、「保護者との関係性が良くなった」ことも効果として実感されている。さらには、子ども集団の力動を活用することの副次的効果として、周りの子どもたちの関わりに変化が見られたり、保育教育環境の改善につながったりしている。

#### (7) 訪問支援の改善に向けて

一方で、保育所等訪問支援に求められている改善点もある。間接支援を含む、保育所等訪問支援と先生方との振り返り等の時間が取られること、保育などの流れが妨げられることが懸念される。今回、支援を受け入れの悪影響を訴えた訪問先機関は1件だけだったが、常にそのようなことが想定されることを念頭に置いて、自分たちの訪問支援のペースを優先させず、訪問先機関のネガティブな感情も確認しながら進める必要がある。

改善として10か所の事業所から意見をいただいた。最も多かったのが、「保護者へ訪問支援の結果をどのように説明し、それに対して保護者がどう反応したのかを情報共有したい」というものであった。保育所等の訪問先機関は、保護者に対して常に配慮をしていることがうかがわれ、その姿勢は、保育所等訪問支援にとってはとても大切な視点であると言えよう。そのほか、子どものアセスメントや支援の充実、日程調整の手間を減らすこと、打ち合わせの時間帯の調整なども業務の簡素化も求められている。

## II 総合考察

### 1 保育所等訪問支援の課題

#### (1) 児童発達支援センターの地域支援機能として

保育所等訪問支援は、児童発達支援センターを中心に組み込まれている実態がある。これは、厚生労働省が児童発達支援センターの地域支援機能に言及したことによる影響も少なくない。そもそも、児童発達支援センターにはインクルージョンを進める地域の拠点としての役割を求められており、それをしっかりと果たしていこうとする使命感がその根底にはあるのだろう。一方、その意識が低いセンターや地域もあり、地域支援として義務化されていない本事業の取り組みには差がみられている。

#### (2) 保育所等訪問支援の特異性

##### ① 専門職配置の特異性

保育所等訪問支援は、一般施策であるこども子育て支援施設や学校に訪問して行う事業であり、主に一人の訪問支援員が提供する支援である。保育所等訪問支援は、言わば、相手の土俵で相撲を取るようなものであり、まずは訪問先である保育所等で行われている保育や教育内容を把握し理解することが不可欠である。さらに、その活動の中で対象となる子どもが安心・安全に過ごすことができるよう、人的・物理的環境を整えていく、障害のない子どもを含む子ども集団を活用して行うといった専門性の高い事業である。それ故、保育士や児童指導員は経験のあるベテラン職員、加えて、作業療法士などのリハビリ職員や心理職員を多く配置していた。したがって、これまでにノウハウを積み上げてきた児童発達支援センター（旧通園施設等）に保育所等訪問支援の実施を求められることになる。

##### ② 訪問支援内容の特異性

訪問支援員には豊富な知識と経験が必要である。それは、単に児童発達支援や放課後等デイサービスで行う子どもや家族の理解という域を超え、実際の生活場面の中に入って、子ども本人に加え、先生方や友だちなど対象となる子どもを取りまく環境全てをアセスメントする必要がある。具体的には、訪問先の情報量（刺激量）、1日や活動の流れ、先生方や友だちの本人へのかかわり方、生活場面で活かせる本人の強みなど、高度で多岐にわたるアセスメントが求められる。これは、他の障害児通所支援との大きな相違点である。

##### ③ 保護者ニーズが優先される特異性

障害のある子どもへの支援は、何よりも保護者のニーズが表面化しやすく、優先される。これは、保育所等訪問支援に限らず、児童発達支援や放課後等デイサービスでもそうである。もちろん、子ども本人の発達ニーズを見極めて、絶妙なタイミングで、程よい量で、適切な働きかけを行う必要があるのは言うまでもないが、保護者のニーズにより訪問支援が開始される。一方、保育所や教育現場で行われている巡回相談などの訪問型の類似事業は、あくまでも保育所や教育機関の支援ニーズに基づいており、保護者のニーズに基づいてスタートするものではない。そういう意味では、保育所等訪問支援は保護者の権利性に基づく事業であ

り、時に、訪問先のニーズとずれたり、軋轢が生じやすくなるのも否めない。しかし、保護者の権利性を大切にす現代にあつては、訪問先の認識も少しずつ変わつてきているのも事実で、訪問支援員が保護者と訪問先と間に入って、やりとりの共通言語化を図り、それぞれの誤解を共通認識に変化させていく過程そのものを支援することも含まれているということになるだろう。

また、保護者ニーズに基づく訪問支援であるが故に、訪問支援後の保護者への丁寧な報告と支援が不可欠である。タイムスタディでは、保護者への報告時刻は時間外になることも多いことが示され、訪問支援員の業務過多が懸念される。

#### ④ 報酬の低さ

保育所等訪問支援の基本報酬は、児童発達支援センター定員 31~40 人の単価と類似している。職員配置基準 4:1 であることを考慮すれば、1 日 1 回の訪問がコンスタントに入ったとしてもとても支援の質の高いベテラン職員を常勤専任で配置することは困難である。平成 27 年度報酬改定で、訪問支援員特別加算が創設され、経験年数を評価してもらうことができたが、十分とは言えない。タイムスタディ調査では、新規契約者に対しては初回訪問日までに、事業の事前説明やアセスメント、日程調整などで手間と時間がかかることが明らかにされたが、初回加算や関係機関連携加算は現報酬体系では設定されていない。また、訪問先まで行ったが、本人は急な欠席があったり、場合によっては訪問先職員への間接支援のみを行うこともあるが、これらに対しては報酬請求ができないにもかかわらず、欠席時対応加算や家庭連携加算なども設定されていないのが現状である。

報酬、加算の名称	児童発達支援センター	保育所等訪問支援
基本部分	○	○
児童発達支援管理責任者専任加算	○	○
特別加算	○	○
家庭連携加算	○	なし
訪問支援加算	○	なし
欠席時対応加算	○	なし
関係機関連携加算 (I・II)	○	なし

#### (3) 現状に合わせた運用ルール

現在、保育所等訪問支援はゆっくりとではあるが地域で展開され始めている。しかし、訪問支援員は兼務や非常勤が多く、現状では、自分たちができる範囲でルールを設定しながら実施している実態が明らかになった。指定基準上は、利用者の選別や拒否は禁止されているが、ルール設定は事業所がどのようにしたら保育所等訪問支援を行えるのか工面した結果ともいえる。ただ、障害種別で拒否している事業所はほとんどなく、年齢で区切るルールが多く、また、本体事業を利用している子どもに限定している事業所もあり、移行支援や並行利用を促進するために保育所等訪問支援を活用している例も見られた。保育所等訪問支援を地域で展開し、根付かせるためにはスタート段階では一定のルール設定も効果的である。

#### (4) 保育所等訪問支援の効果

本調査からは、保育所等訪問支援の効果が示された。1つ目は、訪問先のスタッフに関することであり、子どもへの関わりが良くなった、子どもの見方が変わった。2つ目は、子ども自身のことであり、集団適応が良くなった。3つ目は、保護者に関することで、保護者と訪問先との関係が良くなっている。保育所等訪問支援の一義的な目標は子どもの集団適応であるが、その根底となる先生方の子どもの理解や支援方法の改善がもたらされているのは本事業の有効性を示しているものと言えるだろう。また、保護者ニーズからスタートする保育所等訪問支援の究極的な目的は、保護者と訪問先が良い関係を構築することであり、この視点が保育所等訪問支援には重要になる。

## 2 保育所等訪問支援の普及に関する課題

### (1) 保育所等訪問支援の普及を阻害している要因／促進する要因

保育所等訪問支援の普及を阻害している要因は、「人材の確保」「対象児の確保」「採算性の確保」である。

「人材の確保」においては、訪問支援員には先述のように高度な専門性が必要であり、訪問先から信頼と信用を得ることが不可欠である。作業療法士のようなリハビリスタッフの比率が高く、一般施策との橋渡しもできる優秀な人材を確保するのは至難の業である。優秀な人材を外部から確保するだけでなく、内部で育てていく視点も大切である。現在、保育所等訪問支援の人材育成システムはない。また、訪問支援という独り職場であるが故に、実践が積みあがりにくく般化しにくいというデメリットがある。地域の協議会や会議の場で実践成果を発表するような枠組みも用意されていないのが現状である。

「対象児がいない」という課題については、その多くが保育所等訪問支援の周知が地域で図られていないことが原因であろう。保育所等訪問支援が展開されていない地域にあっては、本事業の認知度は低く、保育所等訪問支援事業所も行政も積極的に周知することをしていない。知らないものは申請することすらできないので、結果として、「対象児がいない」という帰結になっていると推測される。結局は、「人材確保ができない」という課題と同様、保育所等訪問支援を実施しようという意向や意欲があるかないかで実施にも差が見られる。

「採算性の確保」という課題については、報酬上の課題が存在している。基本部分 916 単位に加え、訪問支援員特別加算 375 単位が 1 回の訪問支援で得ることができる。1 回あたりの支援時間は平均 2~4 時間であり 1 日に 2 回実施することも可能であるが、低年齢児は午睡があったり病欠しやすかったりという年齢固有の問題、行事で訪問できないなどの訪問先の問題、長期休暇中の利用の減少などの時期の問題（年度内変動）、移動に時間がかかるなどの地理的問題などで、実際には 1 日 2 回×22 日間の枠を埋め合わせることも不可能である。加えて、日程調整や記録の作成・整理、保護者への連絡等業務は煩雑である。類似事業に「障害児等療育支援事業」（旧「障

害児者地域療育等支援事業」)があるが、その補助金体系を継続している地域においては1回あたり2万円超の報酬が支払われており、保育所等訪問支援の方が安価であるという問題もある。加えて、相談支援事業や他の障害児通所支援で設定されている初期加算や欠席時対応加算、家庭連携加算などがないなど課題も多い。

## (2) 訪問先機関ごとの支援のあり方

今回の調査では、訪問先の違いによる支援の違いがあり、困っているという意見は聞かれなかった。そもそも保育所等訪問支援が平成24年度に創設された事業であり、現時点ではまだ助走の段階であるというのも要因であろう。「〇〇機関だから入りにくい」ということではなく、基本的には、保護者のニーズに沿った形でスタートし、保護者の不安や不信感を軽減させることを目的として、訪問先での日々の流れや支援方法を尊重して関わり、先生方と子ども主体の目線合わせをしていき、協働して発達を支援する意味では共通している。訪問先ごとに支援の違いを見ていくというよりも、本事業の普及には個別の支援計画を共有化していくことスタンスが重要であろう。

## (3) 一般施策との並行利用促進

保育所等訪問支援を利用することの目的は、①本体事業から保育所や学校等への移行後のフォロー、②現在、並行利用している保育所等との協働支援（通所事業所で学んだことを保育所等で使えるようになるなど）、③保育所等の中で支援が必要なことが気づかれた場合、通所支援ではなく保育所等訪問支援を利用する、④通所支援が必要と相談支援専門員や通所支援事業所が判断していても、保護者の認識が低く、保育所等訪問支援から体験的な利用する、などが想定される。これらが地域の中で展開されることが、並行利用や移行を推進することにつながると思われる。

保育所等訪問支援を地域でどう取り組んでいくのかという核心の部分になるが、まずは通所支援事業所を並行利用している子どもや卒園し移行した子どもに対して提供していくことから始めるのも有効であると考えられる。ただ、この場合、自らの事業所の並行利用者や移行者に限定されてしまう可能性もあるので、行政や地域協議会と十分に協議した上で、手順を考えていくことが望まれる。

## (4) 関係事業、類似事業との関係

保育所等訪問支援の普及していない理由として、巡回支援員整備事業など類似事業が地域に存在していることがあげられている。保育所などへ訪問して支援するという形態は酷似しているが、保育所等訪問支援とこれら類似事業との決定的な違いは、①利用者（本人、保護者）ニーズが優先されること、②保護者の申請で開始されること、③個別給付であり、利用者負担金も生じること、④スタッフへの助言指導（間接支援）だけでなく、個別支援計画に基づく子ども本人への直接支援を行うこと、⑤年に数回ではなく、2週間に1回程度の高頻度で一定期間継続して支援に入ること、⑥学習や介護の支援ではなく、集団適応を目的としていること、⑦抜き出して支援する場合もあるが、多くは集団活動の中に入って支援すること（かかわりの量はケースにより濃淡がある）である。このように事業の違いはあるものの、それぞれにメリットデメリットがあり、

これらの事業をうまく重ね合わせていくことが重要である。保護者の理解を得にくい支援が必要な場合には類似事業から導入し、濃密な支援が必要になった際に保育所等訪問支援に移行することも考えられる。保育所等訪問支援事業所は、違いや活用方法をしっかり理解した上で、積極的に取り組んでいくことが、インクルージョンを推進する後方支援の役割である。

#### **(5) 行政の役割の重要性**

訪問先調査からは、保育所等訪問支援について事前に研修会や園長会等を通じて周知されている地域では、訪問先の受け入れもよく、効果もみられやすいことが示唆されている。それには、行政の関わりも重要である。また、制度周知だけでなく、日々の発達支援を通じて地域の保育園等と連携が取れていることが普及には重要であることも示されている。

地域のサービス基盤整備は、地域行政の役割である。平成30年からは「障害児福祉計画」が作成されることになっており、行政は単に数値目標を掲げるだけでなく、具体的なアクションを起こすことが望まれる。行政の役割は制度の周知であり、他分野連携型の支援を行う保育所等訪問支援においては省庁間の連携、いわゆる根回しが重要になる。周知においては、障害児福祉分野での研修会や会議での説明だけでなく、園長会や校長会のほか、子ども子育て分野や教育分野の協議会や研修会などあらゆる機会を捉えて周知を図っていくことが求められる。訪問先向けに協力依頼文書を作成するなど効果的である。このような広域的な周知だけでなく、実際には個別ケースについて照会されることも多く、その場合は相談支援事業所や関係部局と連携して、円滑に訪問支援員が入れるよう対応することも必要である。

#### **(6) 人材育成の重要性**

保育所等訪問支援が質を落とさずに今後普及させるためには、知識と経験を有する人材の育成が不可欠である。訪問型の事業でありかつ、そこで直接支援を行うといった様々な人や機関を巻き込みながら展開するものであるだけに、知識と現場感覚が重要となる。現状も障害児通所支援での人材の育成に加えて、各職種の職能団体等への本事業の啓発と協力も必要となってくる。

また、OJTの機会を有効に活用しながら、人材育成を進めるためには、児童発達支援管理者が本事業を理解しておくことが不可欠である。しかし、施設における通所支援から、外部に目を向けることは高い意識が必要である。また、児童発達支援、放課後等デイサービスとは異なるアセスメントの視点、展開を求められることから児童発達支援管理者養成研修等において、この事業の特異性について触れ、保育所等訪問支援における個別支援計画の内容について別に研修を行う必要がある。

### Ⅲ 提言

#### 1 国への期待

##### (1) 保育所等訪問支援の普及のための取り組み

###### ① 児童発達支援センターの地域支援として保育所等訪問支援の義務化

保育所等訪問支援はインクルージョンを推進する重要な事業として普及するよう、国がしっかりと旗振り役を担う必要がある。実態調査からは保育所等訪問支援に取り組まない理由として、児童発達支援センターの地域支援として義務化されていないことが指摘された。発達支援の地域拠点としての児童発達支援センターが取り組むよう、義務化を含め枠組みを示すことが重要である。

###### ② 保育所等訪問支援の標準化と人材育成システムの構築

保育所等訪問支援は、通所支援がこれまで得意としてきたチーム支援ではなく、一般施策の土俵に単身で乗り込み、障害のない子どもも含めた集団にアプローチすることが求められる支援であり、訪問支援員には相当の知識と経験が求められる。平成30年4月からは、訪問先に社会的養護施設も加わり、より多様化する実態にも対処が求められるようになる。しかし、保育所等訪問支援の具体的な支援の在り方については何も示されておらず、今後、支援の体系化を図る必要がある（ガイドラインの策定）、連動して人材育成のシステムの構築・制度化が不可欠である（現在、児童発達支援管理責任者養成研修で保育所等訪問支援は含まれているが、支援内容については全くと言っていいほど触れられていない）。

###### ③ 報酬によるインセンティブ

保育所等訪問支援は、児童発達支援センターに近似した報酬単価になっている。しかし、現実的には、週1回の訪問支援ではベテランの訪問支援員を常勤専任で配置することは困難である。本研究では、訪問支援員の多くが本体事業との兼務であり、それ故、事業所も積極的に事業展開しないという悪循環が生じていることも明らかになった。一般施策での受け入れが可能な子どもはできる限り保育所等で対応できるようにするためにも、保育所等訪問支援の実施にインセンティブが働くよう適正な単価とすべきである。行動障害研修と同様に人材育成システムと連動した単価設定を検討することも必要である。ちなみに、旧障害児等地域療育等支援事業の施設支援は、多くの自治体で2万円以上の単価設定をしており、現在もその単価が引き継がれていることも保育所等訪問支援へのシフトが進まない要因と思われる。

また、実態調査からは、他の通所支援に比べアセスメントは高度で手間もかかることから「初回加算」の創設も検討されるべきである。他の通所支援事業所には評価されている「欠席時対応加算」及び「家庭連携加算」も最低限必要である。「欠席時対応加算」については、欠席時にも訪問先を訪れ先生方に支援することもあり、単に欠席時の対応ではなく間接支援をした場合にはその分の評価がされるべきである。加えて、特に保護者のニーズから始まる本事業においては、保護者に対する丁寧な支援や訪問先との連携・調整が必要なことから家族支援については適正に評価されるべきである。

#### ④ 保育所等訪問支援の地域展開に向けた制度間連携の推進

保育所等訪問支援は一般施策との橋渡しを行う未来志向型の事業であり、インクルーシブ社会の実現を目指す最重要事業の1つである。一般施策への入りにくさがあることが示されており、今まで以上に一般施策との連携が図れるよう、省庁間連携の枠組みを創るべきである。

## 2 市町村、都道府県行政への期待

### ① 園長会・校長会等あらゆる機会をとらえての周知

地域行政の役割は大きい。保育所や幼稚園、認定こども園などの子育て施策、小中学校教育の実施主体は市町村であり、市町村の障害福祉担当部署が積極的にそれらの担当部署に保育所等訪問支援を利用できるよう働きかける（根回しする）ことが必要である。なお、園内会や校長会、障害児保育研修などのあらゆる機会をとらえて周知を図ることが有効である。

保育所等訪問支援の地域展開や整備は、市町村行政の役割である。平成30年度から義務化される「障害児福祉計画」において、国が示す基本指針により、市町村は保育所等訪問支援のニーズを踏まえ具体的な数値目標、質の確保のための方策についても記載されるべきである。

### ② 個別ケースへの関与

市町村は、①のように庁内連携や地域の関係機関との周知・連携を図ることと同時に、受け入れに抵抗感を持つ施設があるなど、個別の案件についても、しっかりと対応していくことが求められる。保育所等訪問支援が訪問支援しやすいよう本事業のパンフレット作成、連携通知の発出、本事業や事業所の照会があった場合の適切な対応などをお願いしたい。

### ③ 発表の場の用意

本事業の周知には、臨場感のある実践を伝えていくことが効果である。そのため、地域で展開されている実践例を地域の中で発表できるよう場を設けていくことが必要である。障害分野・一般施策分野問わず研修で取り上げたり、（自立支援）協議会での報告、保育所等訪問支援事業所の連絡会のセッティングや運営支援をしたりするなど、積極的にかかわっていくことが重要である。

## 3 保育所等訪問支援事業所への期待

保育所等訪問支援は、児童福祉法に基づく事業であり、第2種社会福祉事業である。様々な事業体が参入し、市場原理に基づく質の高いサービスが提供されるねらいもある。しかし、先述のとおり、手間のかかる事業で、高度な支援力を必要とする事業であり、一方で報酬的には安易に取り組める事業ではない。しかし、特に児童発達支援センターは地域の発達支援の拠点として、地域のインクルージョンを推進していく役割が課せられている。現在、義務化されていないが、その大切さは否定する者はいないであろう。障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備、障害児保育分野における巡回相談など類似する事業との違いが分からないという声もあるが、センターは「できない」理由を探すのではなく、率先して本事業に「取り組む」とい

う責任感を持ち、どうやったらやれるのかを行政や地域と協議しながら検討していくことが重要である。今回の研究では、地域事業に応じた運営の実態が明らかになった。対象児や支援内容などを限定する等のルール設定などを行いながら、まずはスタートアップすることを優先させている事例もあり、参考になるものと思われる。今回、手引書でスタートアップ・ステップアップの手順を示した。まだ、事業が開始されて間もないため十分な実践例を取り上げ、分析を行うことができなかったが、参考にしていただきながらこの事業を育てていってほしい。

#### 4 地域への期待

（自立支援）協議会子ども部会で保育所等訪問支援を話題に取り上げ、課題について共有化することは重要である。その際には、保護者の了解を得た上で、実践も共有化していくことが有効である。また、子ども子育て会議、要保護児童対策地域協議会などの法定会議で報告したり、園長会や校長会、保育所等の連盟などとも良好な関係を築きながら、積極的に保育所等訪問支援を受け入れ、障害のある子どもたちのインクルージョンを推進していってほしい。

一般施策への根回しや報酬単価の問題、支援力の向上など課題は多いが、地域でこの事業を育てていく姿勢が地域にも求められている。

#### 5 CDS 等専門職団体の役割

CDS では、保育所等訪問支援はインクルージョンを推進する「1丁目1番地」の重要な事業と位置付けている。行政や事業所、受け入れ先となる一般機関などへ訴えるだけでなく、自ら保育所等訪問支援の質を向上させる取り組みを、自ら行うことが重要である。具体的には、研修会等を通じて保育所等訪問支援の実践を広く周知するとともに、スキルアップのための研修体系の構築など自らがアクションを起こしていく社会的責任がある。また、インクルージョンを推進し、制度間の障壁を取り除く努力を続けていきたい。

## IV 資料

### 1 調査票

#### (1) 調査2【実態調査票】

##### 【別票】

以下は、平成28年度 厚生労働省障害者 総合福祉推進事業「保育所等訪問支援の効果的な実施等に関する調査研究」に関連して行うものです。

平成28年10月1日現在の状況についてご回答ください。

## XI 保育所等訪問支援について

### 1. 実施状況について \*該当する項目全ての□にレ点をご記入下さい。

- ① 本事業の指定を受け実施している。 ⇒ 設問2→4以降にお進み下さい。
- ② 事業の指定を受けているが実施していない。 ⇒ 設問2→3→終了
- ③ 事業の指定を受けていない。 ⇒ 設問3→終了

### 2. 指定を受けた理由について \*該当する項目全ての□にレ点をご記入下さい。

- ① 地域支援機能としての責務から
- ② 行政や自立支援協議会等からの要請があったから
- ③ 保護者のニーズがあったから
- ④ 保育所などの訪問先のニーズがあったから
- ⑤ その他 ( )

### 3. 未指定もしくは未実施の場合のみ回答ください。

#### (1) 理由について \*該当する項目全ての□にレ点をご記入下さい。

- ① 地域支援機能が必須（義務化）となっていないから
- ② 対象児がないから
- ③ 採算が合わないから
- ④ 訪問支援員などの人材が確保できないから（「適任がない」「兼務ができない」を含む）
- ⑤ 支援内容が高度で難しいから
- ⑥ 事業内容がよく分からないから
- ⑦ 訪問先との連絡・調整が大変だから、難しいから
- ⑧ その他 ( )

(2) 今後、どのような条件が整えば、事業を実施しようと思いますか

\*該当する項目全ての□にレ点をご記入下さい。

- ① 地域支援機能が義務化されれば
- ② 対象児がいれば
- ③ 報酬が増額されれば
- ④ 有用な人材の確保が可能となれば
- ⑤ アセスメントや支援内容、連携の手順等が具体的に示されれば
- ⑥ その他

( )

(3) 現在未実施の場合、過去に実施した年度はいつですか。\* 該当する項目□にレ点をご記入下さい。

- 平成 24 年度
- 平成 25 年度
- 平成 26 年度
- 平成 27 年度
- 平成 28 年度
- 実施なし

#### 4. 訪問支援の状況について

(1) 実施形態

- ① 保育所等訪問支援のみの単独型
- ② 多機能型事業所として、
  - 児童発達支援センターに併設
  - 児童発達支援事業と放課後等デイサービスに併設
  - 児童発達支援事業に併設
  - 放課後等デイサービスに併設
- ③ 併設 (□障害福祉サービス [ ] )
- その他 [ ] )

(2) 開所日数及び提供日数 (平成 28 年度 10 月中)

- ① 保育所等訪問支援事業所の開所日数 \_\_\_\_\_日
- ② 保育所等訪問支援の提供日数 \_\_\_\_\_日 (保育所等訪問支援の報酬を算定した日数)

(3) 特別地域加算

- ① なし
- ② あり (訪問先: □ 山間地域、□ 離島地域、訪問先までのおおよその距離: \_\_\_\_\_ km)

(4) 訪問支援員（平成28年10月1日～31日の間で関わった者）

- ① 保育士（ 専任\_\_\_\_\_人、 兼任\_\_\_\_\_人、 パート\_\_\_\_\_人）  
 ② 理学療法士（ 専任\_\_\_\_\_人、 兼任\_\_\_\_\_人、 パート\_\_\_\_\_人）  
 ③ 作業療法士（ 専任\_\_\_\_\_人、 兼任\_\_\_\_\_人、 パート\_\_\_\_\_人）  
 ④ 言語聴覚士（ 専任\_\_\_\_\_人、 兼任\_\_\_\_\_人、 パート\_\_\_\_\_人）  
 ⑤ 心理士（ 専任\_\_\_\_\_人、 兼任\_\_\_\_\_人、 パート\_\_\_\_\_人）  
 ⑥ 児童指導員（ 専任\_\_\_\_\_人、 兼任\_\_\_\_\_人、 パート\_\_\_\_\_人）  
 ⑦ その他（ 専任\_\_\_\_\_人、 兼任\_\_\_\_\_人、 パート\_\_\_\_\_人）

(5) 特別指導員加算について

- ① なし  
 ② あり

(6) 訪問支援実施に当たってのルール（制限）の設定

- ① なし  
 ② あり  
（ 対象児： 年齢 [ \_\_\_\_\_ ]、 障害種別 [ \_\_\_\_\_ ]）  
（ 訪問先：[ \_\_\_\_\_ ]）  
（ 訪問回数：[ \_\_\_\_\_ ]）  
（ 訪問期間：[ \_\_\_\_\_ ]）  
（ 訪問頻度：[ \_\_\_\_\_ ]）  
（ 訪問時間：[ \_\_\_\_\_ ]）  
（ 利用条件：[ 通所利用者のみ、 通所利用者以外、 その他： \_\_\_\_\_ ]）  
（ その他：[ \_\_\_\_\_ ]）

(7) 訪問支援の実際

(ア) 平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）の1年間での実績

- ① 契約件数（年度途中で終了したケース、年度途中から開始したケースも含む） \_\_\_\_\_人  
② 支給決定量 最小：\_\_\_\_\_回/月 ～ 最大：\_\_\_\_\_回/月  
③ 年間述べ実施回数総計 \_\_\_\_\_回

※平成27年度に実施していない場合は、平成28年度4月～9月末の実績

- ④ 訪問頻度（最少：\_\_\_\_\_回/年、最大：\_\_\_\_\_回/月、平均：\_\_\_\_\_回/月）



(2) 調査6【訪問先調査票】

保育所等訪問支援に関する調査（訪問先調査）

＝平成28年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業：全国児童発達支援協議会採択＝

1 基本情報

記入日	平成 年 月 日	記入者(役職)	( )
機関種別		機関名	
対象児数※1	人	年齢又は学年※2	
訪問頻度※3		支援時間	時間(内振り返り 時間)

※1 対象児数は平成28年10月31日時点でお書きください。

※2 対象児が複数いる場合は、年齢・学年ごとに人数をお書きください。

※3 訪問頻度や支援時間が人により異なる場合は、スタンダードな訪問形態で、もしくは「月1～3回」「(1回あたり)1時間半～4時間」と幅を持たせてお書きください

2 保育所等訪問支援に関して ※該当するものすべてに□にレ点を付けてください

【訪問開始前】

(問1) 本事業のことを知っていましたか

はい ・ いいえ

→ どのようにして知りましたか

自立支援協議会 ・ 事前説明 ・ 研修会 ・ 校長会/園長会等  
その他 ( )

(問2) 事前の事業説明等がありましたか

はい ・ いいえ

→ 誰からの説明でしたか

教育委員会 福祉行政 訪問支援事業所 相談支援事業所  
その他 ( )

どのような方法でしたか

来所 電話 メール 郵送 会議・研修  
その他 ( )

(問3) 訪問支援を受け入れることに抵抗はありましたか

はい ・ いいえ

→ 抵抗の理由は何でしたか

何をされるのか分からなかった 事前に十分な説明がなかった  
授業や保育等に支障がでる 他の子どもたちに説明できない  
保護者の依頼だから(保護者とコンセンサス得られていない等)  
巡回相談や療育支援事業、専門家派遣等の違いが明確でない  
その他 ( )

























所属	二ニズ				本人支援		施設支援		保護者支援		訪問支援の効果	訪問支援実施上の課題
	親(利用目的、主訴)	訪問先の支援ニーズ	本人(発達ニーズ)	目標	支援方法	目標	支援方法	支援方法・内容	支援者支援			
特別支援学校	・学校における状況を知らたい。 ・ADL自立に向けて支援が必要。	・ADL自立に向けての支援が必要。	・気持ちの切り替えが苦手 ・ADL自立に向けて支援が必要。	①身の回りのことが出来るようになる。 ②言葉が通じ、仲良く学校生活を送ることが出来る。一定時間、決められた作業に集中して取り組むことができる。	・授業観察 ・授業場に入り、教室の環境アセスメント、子どもの様子を観察。学習内容の理解の状況、担任や同級生とのやりとりを把握する。必要に応じてコミュニケーションコンタクトを支援を行う。	①基本動作、移動、食事、セルフケアの支援を行う。 ②授業場面で動いて動かない生徒と関係し、支援方法を検討する。	①訪問結果報告をする。 ②訪問内容、目標について相談を受ける。 ③電話もしくは面談にて学校での様子、課題の進捗、子どもたちの様子や課題、困りごとについて報告する。	①訪問結果報告をする。 ②訪問内容、目標について相談を受ける。 ③電話もしくは面談にて学校での様子、課題の進捗、子どもたちの様子や課題、困りごとについて報告する。	①訪問結果報告をする。 ②訪問内容、目標について相談を受ける。 ③電話もしくは面談にて学校での様子、課題の進捗、子どもたちの様子や課題、困りごとについて報告する。	①訪問結果報告をする。 ②訪問内容、目標について相談を受ける。 ③電話もしくは面談にて学校での様子、課題の進捗、子どもたちの様子や課題、困りごとについて報告する。	①学校と家庭、教員との関係において連携を図ることが出来た。 ②学校と家庭に安心感を持っていただいた。	担任が知人ということもあり、良好な関係のもと支援を依頼できている。学校全体として、まだまだ問題意識が強い。外部との連携に受け入れられている。
特別支援学校	・本人が特別支援学校に通うことを理解し、毎日、楽しく通学することが出来るように支援してほしい。	・本人の特性に応じた支援を依頼したいので、専門家から専門的な支援、他機関との連携について指導助言を得たい。	・授業場での様子を知り、仲間と仲良く学校生活を送ることが出来る。一定時間、決められた作業に集中して取り組むことができる。	・授業場に入り、教室の環境アセスメント、子どもの様子を観察。学習内容の理解の状況、担任や同級生とのやりとりを把握する。必要に応じてコミュニケーションコンタクトを支援を行う。	・授業観察 ・授業場に入り、教室の環境アセスメント、子どもの様子を観察。学習内容の理解の状況、担任や同級生とのやりとりを把握する。必要に応じてコミュニケーションコンタクトを支援を行う。	①基本動作、移動、食事、セルフケアの支援を行う。 ②授業場面で動いて動かない生徒と関係し、支援方法を検討する。	①訪問結果報告をする。 ②訪問内容、目標について相談を受ける。 ③電話もしくは面談にて学校での様子、課題の進捗、子どもたちの様子や課題、困りごとについて報告する。	①訪問結果報告をする。 ②訪問内容、目標について相談を受ける。 ③電話もしくは面談にて学校での様子、課題の進捗、子どもたちの様子や課題、困りごとについて報告する。	①訪問結果報告をする。 ②訪問内容、目標について相談を受ける。 ③電話もしくは面談にて学校での様子、課題の進捗、子どもたちの様子や課題、困りごとについて報告する。	①訪問結果報告をする。 ②訪問内容、目標について相談を受ける。 ③電話もしくは面談にて学校での様子、課題の進捗、子どもたちの様子や課題、困りごとについて報告する。	①学校と家庭、教員との関係において連携を図ることが出来た。 ②学校と家庭に安心感を持っていただいた。	担任が知人ということもあり、良好な関係のもと支援を依頼できている。学校全体として、まだまだ問題意識が強い。外部との連携に受け入れられている。
特別支援学校	・通学に伴って担任が関わったので、配慮事項などを説明してほしい。	・授業場での様子を知り、仲間と仲良く学校生活を送ることが出来る。一定時間、決められた作業に集中して取り組むことができる。	・授業場に入り、教室の環境アセスメント、子どもの様子を観察。学習内容の理解の状況、担任や同級生とのやりとりを把握する。必要に応じてコミュニケーションコンタクトを支援を行う。	・授業観察 ・授業場に入り、教室の環境アセスメント、子どもの様子を観察。学習内容の理解の状況、担任や同級生とのやりとりを把握する。必要に応じてコミュニケーションコンタクトを支援を行う。	①基本動作、移動、食事、セルフケアの支援を行う。 ②授業場面で動いて動かない生徒と関係し、支援方法を検討する。	①訪問結果報告をする。 ②訪問内容、目標について相談を受ける。 ③電話もしくは面談にて学校での様子、課題の進捗、子どもたちの様子や課題、困りごとについて報告する。	①訪問結果報告をする。 ②訪問内容、目標について相談を受ける。 ③電話もしくは面談にて学校での様子、課題の進捗、子どもたちの様子や課題、困りごとについて報告する。	①訪問結果報告をする。 ②訪問内容、目標について相談を受ける。 ③電話もしくは面談にて学校での様子、課題の進捗、子どもたちの様子や課題、困りごとについて報告する。	①訪問結果報告をする。 ②訪問内容、目標について相談を受ける。 ③電話もしくは面談にて学校での様子、課題の進捗、子どもたちの様子や課題、困りごとについて報告する。	①訪問結果報告をする。 ②訪問内容、目標について相談を受ける。 ③電話もしくは面談にて学校での様子、課題の進捗、子どもたちの様子や課題、困りごとについて報告する。	①学校と家庭、教員との関係において連携を図ることが出来た。 ②学校と家庭に安心感を持っていただいた。	担任が知人ということもあり、良好な関係のもと支援を依頼できている。学校全体として、まだまだ問題意識が強い。外部との連携に受け入れられている。